

(仮訳)

バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構
及び保険監督者国際機構による共同公表文書

金融コングロマリットの監督

金融コングロマリットに関するジョ
イント・フォーラムの作成ペーパー

1999年2月

目 次

はじめに	1
「自己資本の充実度に関する諸原則」ペーパー	
目的、諸原則の概要	5
計測手法及び背景	5
前提	6
定義	7
指針となる原則	7
付属文書 1：監督上の計測手法	15
付属文書 2：計測手法の要約と事例	19
「自己資本の充実度に関する諸原則の補論」ペーパー	
はじめに	29
具体的事例	30
「経営陣の適格性についての諸原則」ペーパー	
目的及び背景	40
適格性要件の主要な項目	41
金融コングロマリットの形成から生じる問題	41
指針となる原則	41
「監督上の情報交換に関する枠組み」ペーパー	
目的及び目標	45
定義	46
タスク・フォースの背景と分析	47
監督上の情報ニーズを特定するための枠組み	49
様々な状況下における監督者間の情報交換	53
付属文書 A：コングロマリットに対するクエスチョネア	58
付属文書 B：緊急事態が起きた場合に有益な情報の種類の概要	78
「監督上の情報交換に関する諸原則」ペーパー	
目的及び背景	85
指針となる原則	86
付属文書 1：監督上の情報交換に関する 10 の主要な原則	91
「情報交換のためのコーディネーター」ペーパー	
目的及び背景	95
オプションの選択に影響を与える要素	96
指針となる原則	97
付属文書 1：監督上の調整の対象項目の一覧	100
付属文書 2：コーディネーターの特定を支援するための基礎的項目	101

監督者に対するクエスチョネア

はじめに	103
監督に関して定められた目的及び目標.....	103
法的な権限.....	103
財務状況を評価するための方法.....	104
監督のツール	106
健全な実務を推進するためのその他のメカニズム	106
監督者間の情報伝達	106
マトリックスの記録	107

はじめに

金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラム（以下、「ジョイント・フォーラム」という。）は、1995年7月に報告書を公表した「三者会合」の作業を前進させるために、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委員会」という。）証券監督者国際機構（以下、「IOSCO」という。）及び保険監督者国際機構（以下、「IAIS」という。）の支援を受けて、1996年の初めに設立された。ジョイント・フォーラムは、各監督分野を代表する、同数の銀行、保険、証券の上級監督者から構成されている。ジョイント・フォーラムには、オーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の13カ国の代表が参加しており、また、オブザーバーとしてEU委員会が参加している。

ジョイント・フォーラムは、バーゼル委員会、IOSCO及びIAIS（以下、「母体組織」と総称する。）で合意されたマンデートに従い、同一分野内及び異なる分野間での監督者間の情報交換を容易にするための様々な方法につき検討を行い、同一分野内及び異なる分野間の監督者間における情報交換を妨げている法的その他の障害の調査を行った。また、マンデートに基づき、ジョイント・フォーラムは、コーディネーターの責務を特定し明確にするための基準を設けることの利益及び不利益を含め、監督上の協調を強化するための方法を検討するとともに、金融コングロマリットに属する規制対象企業に対するより実効的な監督のための原則を策定した。

ジョイント・フォーラムは、これらの問題を取り扱った多くのペーパーを準備し、そのペーパーは、バーゼル委員会、IOSCO及びIAISにより公表され、1998年2月中旬から1998年7月31日まで、グローバル・ベースでの業界及び監督団体への市中協議が行われた。

ペーパーに対して約60の文書によるコメントが寄せられた。これらは、世界中の、政府・監督機関、業界、関心を有するその他の主体からのものである。業界の意見は、多くがその協会を通じて、ある場合には監督機関を通じて提供された。

寄せられたコメントは、ジョイント・フォーラムの活動をサポートするものであった。ペーパーの修正、改善、明確化のための多くの助言がなされた。

ジョイント・フォーラムは、グローバル・ベースの協議手続に加え、自己資本充実度原則に関する実務的な検証を行い、さらにコーディネーターの特定がもたらす実務的な問題を考慮した。ジョイント・フォーラムは、協議手続の間に寄せられたコメントと追加的作業の結果を加味してペーパーを確定した。バーゼル委員会並びにIOSCO及びIAISの専門委員会はペーパーを承認し、ここに、これら母体機関のメンバーに対して諸原則の実施を勧告するとともに、これらのペーパーを公表することとなった。また、バーゼル委員会並びにIOSCO及びIAISの専門委員会は、メンバーに対し、ペーパーで提示された規制上の方策、手法その他の指針を推奨する。

バーゼル委員会並びに IOSCO 及び IAIS の専門委員会は、業界から出された多くのコメントに、新しい国際基準の採用は規制上の負担の増加をもたらす効果を持つという懸念が示されていたことを認識した。委員会としては、これが現実のものになることを最大限避けるよう望むとともに、ペーパーで提示された原則その他の指針を適用する際に、他の監督者と協調的に行動することにより、可能な限り無用な重複を避けるよう、監督者に促す。

ジョイント・フォーラムは、主に、国と業務分野の境界を横断して大規模な活動が行われる、組織上又は経営管理の複雑な構造を持つ多様な金融会社群に焦点を当ててきた。しかしながら、得られた教訓と用意された指針は、より小さなコングロマリットや国内でのみ業務を行うコングロマリットにも適用されよう。

ペーパーは以下のとおりである。

- A. 「自己資本の充実度に関する諸原則」
- B. 「自己資本の充実度に関する諸原則の補論」
- C. 「経営陣の適格性についての諸原則」
- D. 「監督上の情報交換に関する枠組」
- E. 「監督上の情報交換に関する諸原則」
- F. 「監督上の情報交換のためのコーディネーター」
- G. 「監督者に対するクエスチョネア」

「自己資本の充実度に関する諸原則」ペーパーは、金融コングロマリットについてグループ全体の自己資本充実度の評価を容易にするための測定手法及び原則について述べている。このペーパーは、協議手続と原則の検証の結果、重要な点について改善された。重要な変更点は次のとおりである。

- ・ 示唆された測定手法は、自己資本の充実度に関して分野別に存在する規則を置き換えるものではなく、既存のアプローチを補足するのに用いられるものであることの強調
- ・ 規制対象外の非金融会社の取扱いへの言及
- ・ 測定手法の組み合わせと加工の扱い
- ・ 測定手法の選択が監督者の裁量に委ねられていることの明確化

「自己資本の充実度に関する諸原則の補論」ペーパーは、測定手法を実際に適用する場合において監督者が直面し得る状況を説明するものである。

「経営陣の適格性についての諸原則」ペーパーは、金融コングロマリットに属する企業の監督者が、当該企業が确实かつ健全に経営されているか否かを評価する責任を果たせるようにするための指針を提示している。

「監督上の情報交換に関する枠組み」ペーパーは、国際的に活動している金融コングロマリットに属する規制対象企業の監督者間の情報交換を容易にするための一般的な枠組みについて述べている。

「監督上の情報交換に関する原則」ペーパーは、金融コングロマリットに属する規制対象金融機関の監督に携わる監督者に対し、監督者間の情報交換に関する指針となる原則を提示している。1998年5月にG7蔵相により発出された、監督上の情報交換に関する10の主要な原則が本ペーパーに付属しているが、これは、ジョイント・フォーラムによって開発された諸原則を補足するものである。

「監督上の情報交換のためのコーディネーター」ペーパーは、単独または複数のコーディネーターの特定を可能にするための指針、並びに、単独または複数のコーディネーターの役割と責務について緊急時及び非緊急時において監督上の調整の対象として監督者が選択できる項目の一覧を監督者に提示している。1998年5月にG7蔵相はこのペーパーにおける原則を承認し、監督機関に対しこれらの提案の実施を迅速に決定するよう促している。これは、各国の監督者の中に、主要なグループに関するコーディネーターを設定する動きがあったためである。業界と監督機関から寄せられたコメントには、一般的に、監督上の調整の実効性を高める観点から、原則を様々な方法で修正することを示唆するものが多かった。フォーラムは、監督上の調整に関する実際の経験について検討した後、この段階では、原則の実施へと進む方が、更なる改善を試みるよりも好ましいと結論付けた。

「監督者に対するクエスチョネア」は、監督者が、互いの目的と実務をよりよく理解することに資するための手段である。クエスチョネアの利用から得られる経験によって、クエスチョネアの項目が拡充され、監督者の目的と実務をよりよく理解するための、より有益な手段となるであろう。

「自己資本の充実度に関する諸原則」ペーパー

自己資本の充実度に関する諸原則

目的

1. このペーパーは、銀行・証券会社・保険会社の監督者に対して、
 - (a) 非同質的な (heterogeneous) 金融コングロマリットのグループ全体の自己資本の充実度の評価を容易にするため、
 - (b) グループの自己資本を過大評価し、規制対象の金融機関に重大な悪影響を与えるようなダブル又はマルチプル・ギアリング等の状況を識別するため、の原則及び計測手法を提供することを目的とする。このペーパーで提供される原則及び計測手法は、それぞれの分野で既に策定されている規則及び規制上の責任に代わるものではない。

諸原則の概要

2. 監督者は、金融コングロマリットの自己資本の充実度を評価しなければならない。その場合の計測手法は、以下のようにデザインされるべきである。
 - I. ダブル又はマルチプル・ギアリング (例えば同じ自己資本がリスクに対するバッファとして2以上の法的主体で用いられること) を発見し、それに備えること
 - II. 親会社が負債を発行し、株式の形態でグループ内の下部の企業に代り金を流してしまう状況では、過大なレバレッジが生じ得るが、こうした状況を発見し、それに備えること
 - III. 金融業務に従事する子会社 (dependants) ないしは関係会社 (affiliates) に資本参加している規制対象外の間接持株会社を通じたダブル、マルチプルまたは過度のギアリングの効果を発見し、それに備えるメカニズムを含むこと
 - IV. 支払能力確保の目的で規制されている企業と類似した業務 (例えばリース、ファクタリング、再保険等) を行っている、金融コングロマリット内の規制対象外の企業が負担しているリスクに焦点を絞ったメカニズムを含むこと
 - V. 規制対象子会社 (及び IV. でカバーされた規制対象外の子会社) への資本参加に焦点を当て、かつ、少数ないし多数の株主持分の取扱いがプルーデンシャルの観点から健全であること

計測手法

3. このペーパーは、自己資本の充実度に関する規則が分野別に存在することを認識しており、諸原則を実行に移すために特定の手法を義務付けるよう求めるものではない。むしろ、自己資本の充実度を評価するための既存のアプローチを有益に補足する手法を提示するものである。ジョイント・フォーラムは、3つの計測手法を付属文書1に示した。

背景

4. いわゆる金融コングロマリットとして知られている、銀行、証券及び保険の少なくとも

も二つを包括するような広範囲の金融サービスを提供する企業グループの出現は、これらのグループ内にある金融機関のそれぞれの監督者に新たな対応を迫るものである。3つの監督分野のそれぞれの観点と、共同で作業した3つの監督者のグループのより広い観点から、監督上の懸念について検討が行われた。

5. 中心となった問題は、金融コングロマリットの存在によって、個々の監督当局が規制の責任を負っている企業について、個々の監督者の目的が損ねられることがないようにすることであった。監督者はみな、個々の規制対象企業が存続可能性を確保するために十分な自己資本を有していることを、コングロマリット内の個々の事業の監督者が確信していることの必要性を認識している。それぞれの監督者は、この報告書の冒頭のパラグラフに示された2つの目的が、相互に排他的でないことを認識しつつ、その相対的な重要性について異なったウェイト付けをしている。
6. 銀行、証券及び保険分野のそれぞれの単体の所要自己資本規制は、自己資本の構成要素の定義や資産及び負債の評価方法が様々であることから異なったものとなっている。それぞれの分野の所要自己資本規制は、それぞれの分野で行われる事業の性質の相違、当該事業が晒されているリスクの相違、及びリスクが企業により管理される方法や監督者により評価される（ないしは制約される）方法の相違を反映している。
7. 自己資本充実度の計測手法をグループ全体のベースで構築及び適用すること、並びに、必要と認められた場合には是正行為を行うことを含む監督上の権限を行使する可能性があることは、全ての規制が金融コングロマリット内の規制対象外の企業に拡張されるという期待を持たせることを意図していない。採用される監督上の手段は、このリスクを最小化するように設計されるべきである。

前提

8. 銀行、証券会社及び保険会社の監督当局がその法域内の企業やグループに対して定めた所要自己資本規制（及びその他の金融監督制度上の特徴）は与件とされている。監督者は、同様の監督基準が適用されていない法域において要求される基準の適用にどの程度頼るかについて判断するであろう。それぞれの分野の規制は全ての場合において統一されているわけではないが、それぞれの分野において収斂に向かう傾向がある。なお、保険グループに対するものを含め、保険分野における所要自己資本規制の構築及び収斂に向けてのさらなる動きが望まれるところである。
9. 非同質的金融コングロマリットに対する受入れ可能な自己資本計測手法を検討することは、同質的な（homogeneous）企業で形成される金融コングロマリットに対して、会計原則に基づいた連結方式や、パラグラフ1に掲げたものと同等の目的に適う健全な手法を使用することを排除するものではない。

定義

10. このペーパーの中では、非同質的金融コングロマリットとは、主たる事業が金融であり、その中の規制対象企業が銀行業務、保険業務及び証券業務のうち少なくとも2つに相当程度従事しており、統一的な所要自己資本規制に服していないコングロマリットとする。
11. グループ全体のベースとは、親会社及び全ての規制対象企業及び規制対象外の企業を含むグループ全体が考慮に入れられていることを示すために使われる用語である。
12. 自己資本及び規制上の自己資本 (regulatory capital)とは、同義的に、規制上の自己資本の定義に含みうる項目の総額を意味する。
13. 規制上の所要自己資本 (regulatory capital requirement)とは、監督者によって保有を要求される規制上の自己資本の最低額であり、この額が維持されていないと、通常は監督上の介入が認められる、ないしは要求されるものである。

指針となる原則

14. 非同質的な金融コングロマリットについてグループ全体ベースの資本充実度評価のための計測手法を示しているのは、統一的な適用を行うための単一の手法を推奨するためではなく、概ね同等の結果を生むような複数のアプローチを明らかにするためである。
15. 原則として、このペーパーの付属文書に示されているいくつかの手法の活用は、いかなる特定のグループに適用されても、概ね等しい結果をもたらすはずである。実用上は、監督者による合理的な裁量的判断により、受け入れ可能な範囲内の結果をもたらさるう。
16. これらの手法の活用は、個別の監督者が、個々の規制対象企業に対して単体ベースの所要自己資本規制を設定することの必要性を減ずるものではない。
17. パラグラフ 1 の目的を達成するためには、自己資本の充実度を計測する手法は以下のようにデザインされるべきである。

I. ダブル又はマルチプル・ギアリング (例えば同じ自己資本がリスクに対するバッファとして2以上の法的主体で用いられること) を発見し、それに備えること

18. ダブル・ギアリングは、ある企業が同じグループ内の他の企業により発行された規制上の自己資本を保有し、発行者が自らそのバランスシート上に当該自己資本を算入できる場合に生じる。この状態において、グループの外部資本は2倍、つまり、最初は親会社によって、2度目は子会社によって嵩上げされることになる。マルチプル・ギアリングは、前の例における子会社自身が第三段階の孫会社に対して規制上の自己資本を流す

場合に生じ、このときには親会社の外部調達資本は3回目の嵩上げをされることになる。ダブル及びマルチプル・ギアリングは通常は親会社はその自己資本を子会社に流すことを伴うが、ある企業がグループ構造図で上部に位置する主体（上流の自己資本）や兄弟会社(sister affiliate)によって発行される規制上の自己資本を保有する形態もとり得る。その保有する自己資本の発行体が親会社であるか子会社であるか関係会社であるかに拘らず、ダブルまたはマルチプル・ギアリングの影響について警戒しておく必要がある。

19. ダブルまたはマルチプル・ギアリングが提起する主要な問題は、所有構造そのものではなく（ただし、ある種の構造はより広範な監督上の懸念を惹起するかもしれないが）そのような構造が、金融コングロマリットのグループ全体としての自己資本の評価をずらす際にもたらす影響である。ダブルまたはマルチプル・ギアリングが存在している場合、単体ベースの自己資本の計測に基づくグループ自己資本の評価は、グループの外部資本を過大に捉えてしまう可能性がある。グループ内部から調達した自己資本が単体ベースで個別企業に対する支えとなることもあるかもしれないが、グループの外部の投資家に対して発行された資本のみがグループを支えるものであるということを監督者は肝に銘じておくべきである。従って、グループの自己資本を評価する場合には、グループ内で保有されている自己資本を除くべきである。そうした調整を行うための3つの自己資本の充実度の計測手法が当報告書の付属文書1に示されている。付属文書2は、数値を用いた実例を示している。

20. グループに属する2つの企業が互いに相手の発行した規制上の自己資本を有している場合には状況はいくらか異なる。この場合、相互の持合いはいかなる外部調達資本をも生み出していない。この点では解決方法は変わらない。双方のグループ内保有分がグループの自己資本の評価からは除かれるべきである。

21. 会社がグループを形成していることは、少なくとも一つの企業がグループにおける他の主体の発行した株式及び場合によっては他の資本調達手段を保有することが避けられないことを意味する。商業的な見方からは、そのような構造が本来的に不健全であるというわけではないが、一定のものについては、健全性に懸念が生じ得る。例えば、グループ内部での自己資本の大口保有は、ある企業の経営問題がグループ内のその他の企業にすぐに伝播することを可能にしてしまう。このように、監督者は、グループの自己資本の計測にあたって必要な調整を行うことに加え、このような健全性に対する懸念を生む所有構造にも注意を払うべきである。

22. パラグラフ17～21はグループ内部におけるダブルまたはマルチプル・ギアリングを取扱っている。監督者は、異なる相手ないしは相手の子会社との相互持合いを行っている別々のコングロマリット間でも同様の問題が生じることがあることも認識しておくべきである。

II. 親会社が負債を発行し、株式の形態でグループ内の下部の企業に代り金を流してしまう状況では、過大なレバレッジが生じ得るが、こうした状況を発見し、それに備えること

23. 過度のレバレッジは、親会社が負債（あるいはグループ内の下部の企業では規制上の自己資本として算入できない他の商品）を発行し、株式または他の規制上の自己資本項目という形態でその代り金を子会社に流す場合に生じ得る。こうした状況では、実効的なレバレッジは、単体ベースで計算されるレバレッジよりも大きくなるかもしれない。このタイプのレバレッジは、必ずしも危険とか不健全とはいえないが、過大なレバレッジは、当該負債の履行にあたっての親会社の義務によって規制対象企業に対して過度のストレスが加えられている場合には、規制対象企業に対して健全性に関するリスクが生じうる。親会社が一定の質を有する資本調達手段を発行し、それをより高い質を有する資本調達手段として子会社に流す場合にも同様の問題が生じ得る。

24. 規制対象外の持株会社（どの分野の所要自己資本規制にも服していない先）が金融コングロマリットのトップにあるような特定の場合については、監督者によるグループ全体の自己資本の充実度の評価は、そのような持株会社の資本構造（及び適切である場合には流動性）がグループに与える影響を包括したものでなければならないだろう。これを達成するために、監督者は規制対象外の持株会社に関する情報を、例えば、規制対象企業経由あるいは公開されている情報を通じて、入手し得る状態にしておくことにより、全ての外部負債を返済する能力について評価できるようにする必要があるだろう。これは、規制対象外の親持株会社が規制対象企業に与える影響について、監督者が考慮すべき、より一般的な必要性の一側面である。

III . 金融業務に従事する子会社ないしは関係会社に資本参加している規制対象外の中間持株会社を通じたダブル、マルチプルまたは過度のギアリングの効果を発見し、それに備えるメカニズムを含むこと

25. 評価手法は、中間持株会社が他のグループ内企業に対して規制上の自己資本を提供するような状況にも対応できなければならない。用いられるグループ全体の自己資本充実度の測定手法は、中間持株会社の影響を実効的に消去し、そのような中間持株会社がない場合または中間持株会社がリスク評価目的上関連する分野に連結された場合と同様な結果を生じるものでなければならない。規制対象外の中間持株会社は、子会社に対する投資のみが資産であるような非事業金融持株会社または規制対象企業の補助業務に従事する会社（例えばグループに対するサービス会社等）であるかもしれない。

IV . 支払能力確保の目的で規制されている企業と類似した業務（例えばリース、ファクタリング、再保険等）を行っている、金融コングロマリット内の規制対象外の企業が負担しているリスクに焦点を絞ったメカニズムを含むこと

26. 規制対象外の企業に関し、関連分野の所要自己資本の代理指標（以下、「代理所要自己資本」）の使用、負担しているリスクのより慎重な取扱いを示すその他のアドホックな処理の適用、あるいは他の手法が旨くない場合の代替策として、パラグラフ 39 及び付属文書 1 に示すような全額控除（total deduction）方式の使用、などを含め、監

監督者は分析方法について多くの選択肢を有している。規制対象企業に類似した業務（例えば、リース、ファクタリング、再保険）を行っている規制対象外の企業について、比較しうるまたは概念上の代理所要自己資本額（notional capital proxy）（資産及び負債のいかなる評価規制も含む）は、規制対象外の産業に対して、最も類似の規制対象産業の所要自己資本規制を適用することにより推計される。代理所要自己資本の取扱いは、通常、グループ内の再保険会社に適用される。代理所要自己資本方式がグループ内の再保険会社に適用されない場合、グループ内の保険会社に対する監督者は、グループ内の規制対象保険会社の単体の自己資本の充実度を評価する際に、再保険会社が提供する再保険を評価に加味することが健全であるかどうか考慮するべきである。

27. 規制対象外の非金融会社は、通常、グループの評価から除外されるべきである。しかしながら、グループ内の1以上の規制対象企業が実質的に明示的な支援を与えていることが明らかな場合には、代理所要自己資本又は全額控除を通じてその規制対象外の企業をグループ全体での評価に取り込まなければならない。
28. より一般的に、グループ内の規制対象企業からグループ内の規制対象外の企業にリスクが移転された場合には、規制対象企業の監督者は、特に概念上の代理所要自己資本が用いられていない場合には、規制対象外の企業の資産の量及び質全般について調べる必要があるかもしれない。

V. 規制対象子会社（及び IV.でカバーされた規制対象外の子会社）への資本参加に焦点を当て、かつ、少数ないし多数の株主持分の取扱いがブルーデンシャルの観点から健全であること

29. グループ内の関係を明らかにするための枠組みとメカニズムは会社法及び会計慣行により具体化されている。健全性監督の目的のために、会計慣行は出発点として用いられるべきであるが、自己資本を計測し、合計する方法の詳細はグループの関係を評価した上で、監督者によって定められる必要がある。
30. グループが規制対象企業の支配（control）も資本参加による重大な影響力行使（significant influence）も行っていない場合には、規制対象企業が行った投資は、個別の監督者が適用する自己資本の充実度評価に際して、同様の企業への投資に対して用いられている取扱いにしたがって扱われるべきである。このアプローチは、グループの資本参加が20%以下の場合に通常適用され、規制対象外の企業に対する20%以下の資本参加の場合と同じベースで扱われることとなるだろう。
31. 規制対象子会社に対するグループの資本参加がグループに共同支配権（shared control）を与えるような場合には、子会社の所要自己資本額を超える規制上の自己資本の持分に応じた比例配分額（pro-rata share）だけが、グループの親会社またはグループ内のその他の企業におけるリスクを支える上で利用可能であり、パラグラフ 32-35 の条件の範囲内で、グループ全体の自己資本の充実度を評価する際に認識されることとす

べきである。監督者の見地からは、規制対象子会社へのグループの資本参加は、リスクに対する重大な影響とエクスポージャーを与えるようなものであるが、支配に及ばない場合にも、監督者は同じアプローチを用いるべきである。リスクに対する重大な影響及びエクスポージャーのテストは通常、20%以上（場合により10～20%も）50%未満の資本参加に適用されることが期待される。

32. 50%を下回る資本参加は、特に議決権付資本参加が20%未満であり、取締役会のメンバーシップについての権利がなく、大口エクスポージャー規制又は資産分散規制が守られ、かつ業務計画・業務展開の協調が存在しない場合には、リスクに対する重大な影響及びエクスポージャーを有しないものとして取扱える場合もあろう。逆にこのテストは例外的に10～20%の範囲にある資本参加についても満たすべきとされることがある。

33. 会計慣行の下、実効的支配権（effective control）を与える、ないしは、会社法上の子会社（subsidiaries）の定義を満たす資本参加は、通常、完全に連結された上で、少数株主持分（minority interests）がグループの株主による出資から分離されて示される。これは、子会社が処分される場合、または子会社の資産に相当する資金が株主に対して（通常は配当を通じて）移転される場合には、少数株主は比率に応じた代り金を得ることができることに基づいている。健全性の目的上、子会社自身の所要自己資本額を超え、かつ、不足が生じた場合に親会社またはグループ内の他の企業のリスクを支える上で利用可能と認められる規制上の自己資本は、パラグラフ32-35の条件の範囲内で、グループ全体の自己資本の充実度の評価において認識される。この扱いは、100%の資本参加を含め、グループの資本参加が50%超の場合に適用されることが期待される。

34. パラグラフ29-31でカバーされたいかなる資本参加であっても、グループ全体での評価には、自己資本の適切な配分がグループ内部で行われているかどうかの判断が必要である。このため、監督者は、グループ全体としての自己資本はグループのリスクをカバーしていても、その不適切な配分はコングロマリット内の規制対象企業を危険に晒す恐れがあると判断するかもしれない。他の場合には、これはグループ全体の自己資本の不足を示していることもあろう。こうした評価には、該当する子会社に存在する規制上の余剰自己資本の移転（資産の移転によるものであれ他の手段によるものであれ）に対する制約（法律、税、他の株主及び保険契約者の持分に係る権利、子会社に対する単体規制によって課せられるかもしれない制約、外国為替、支店業務に係る特定の地域的要件）が考慮に入れられるべきである。

35. 要求されるのは、そのような移転が現実にかかるべきであるということではなく、必要な場合に、子会社にある所要自己資本額を超えた自己資本でかつグループ全体の自己資本評価に含まれるものと同額の資金が合法的に動かしうることが確認されるべきであるということである。このテストは、監督者がグループ全体の自己資本の評価を行うにあたって、このような子会社における余剰資本のうち親会社またはグループの他の部分で利用可能と判断する資金に含める部分を、パラグラフ32に示されたような制限を考慮に入れて、制限する方向に働くかもしれない。

36. 監督者は、100%支配が行われていない子会社を全部連結すれば、パラグラフ 32-33 に示されている評価が行われない限り、規制上の所要額を超える自己資本のうちグループ全体で利用可能な額を過大評価しかねない一方、資本の欠損についてはグループが資本を注入する責任を過大評価する可能性があることを認識するべきである。
37. 逆に、資本の欠損の比例配分は、追加的な資本を提供する親会社の事実上の責任を過少評価するかもしれない。このため、監督者からみて子会社のその他の外部からの資本参加者による支援なしに親会社が子会社を支援しなければならないと思われる場合には、子会社単体の資本の欠損はグループの自己資本の評価においては全額考慮に入れられるべきである。子会社に対するグループによる資本参加が大きくなればなるほど、そのような支援が要請される可能性が高まろう。
38. 子会社の規制上の自己資本額及びそれに対応する所要自己資本額は、対象となる金融分野及び法域で適用されるルールに則って計算されるべきである。親会社の監督者は、子会社における資本の余剰で親会社またはグループの貸借対照表において認識される資本の余剰が、当該監督者自身のルールの下で受け入れられるべき自己資本の項目で構成されていることを確認すべきである。

全額控除

39. 規制対象の子会社の自己資本につき、慎重な評価を行うことが不可能であるか、または、実用的でない場合には、状況がさらに慎重な処理を行うべきであること（例えば、親会社から子会社に対する保証の存在）を示唆していない限り、グループの残りからの資本参加の評価はゼロに設定すべきであり、例えば、投資の帳簿価格は全額控除されるべきである。この方式は、子会社を管轄する規制当局の能力が不確実である場合に適切であると考えられ、また、その地域での規制上の要求及び/または行われている事業の型が、親会社やグループの法域において同じ分野で行われているものと大きく異なる場合にも適切であるかもしれない。

マーケット・リスク

40. 監督者にとって最近持ち上がりつつある問題に、マーケット・リスクの取扱いがある。多くの場合、グループ内の様々な分野におけるマーケット・リスクの存在は、監督者に、ポジションの全面的な相殺は適切ではなく、加算ないしは控除方式がグループ全体としてのリスク評価の最良の方法かもしれないと判断させるであろう。一方、他の場合、マーケット・リスクを全面的に相殺する連結方式が、より正確な姿を与えるかもしれない。この分野については、監督者に対する適切な指針がここ数年の間に進展するものと考えられる。

手法

41. ジョイント・フォーラムは、金融コングロマリットの自己資本の充実度の比較可能で一貫した評価を導き出しうる 3 つの自己資本計測手法を明らかにした。それらは、「ブロック積み上げ方式」、「リスクに基づく加算方式」及び「リスクに基づく控除方式」である。それに加え、「全額控除方式」は、特にダブル/マルチプル・ギアリングの問題に焦点を当てる場合に有用となりうる。これらの手法の詳細については、この原則の付属文書 1 及び付属文書 2 に示されている。
42. このペーパーでは、グループ全体の自己資本の充実度を計測するため、分野別の監督者がそれぞれの法域において開発した既存の手法を足掛かりとする。これら既存の手法は、コングロマリットの活動範囲をまたがって表れるリスクを多くの場合に把握するが、常に把握するわけではないかもしれないし、限定的なやり方でしか把握しないかもしれない。個別のコングロマリットに係る監督者が合意した場合には、自己資本の充実度の計測手法の適用に関して調整を図ることは、金融機関における報告の重複その他の規制上の負担を最小限にするのに役立つ。
43. このペーパーで概要を示した手法や、将来開発される可能性のある他の健全性確保のための手法を適用する場合には、監督者は、グループのリスク・プロファイルや自己資本の充実度にとって重要でない企業を除外するだけの裁量を有している。さらに、監督者は、規制上の自己資本の定義、子会社の出資割合の決定、会計原則及び保険数理原則の適用、規制対象外の企業の取扱い、少数持分・多数持分の取扱いなどの他の分野における判断権を行使しなければならない可能性がある。監督者は、これらの項目の取扱いの相違により、コングロマリット全体の自己資本の充実度の評価における重要な差異が生じ得ることを認識する必要がある。
44. 既存の規制上の自己資本を連結又は合算したり、リスク削減手法（例えば、ヘッジ）を認識する手法は、分野別の自己資本の充実度に関する体系に組み込まれている限りにおいて妥当する。リスクをより重視して分野別の自己資本規制が開発されたり、異なる分野の規則をより近づける努力が続けられることから、将来、全体の自己資本の充実度をよりよく評価するためのコングロマリットの計測手法が開発される可能性がある。
45. 提示された手法は、手法間の結果の公平性や適用の実行可能性を確保するため、いくつかの限定された金融コングロマリットを対象にジョイント・フォーラムのメンバーにより検証された。検証の実施に当たり、監督者の中には、金融コングロマリットの特定の状況に応じて手法を組み合わせた加工が必要であると考えた者がいた。例えば、連結情報又は非連結情報が入手可能か否かに応じて手法が加工されたケースがあった。監督者は手法の実施に当たって柔軟性を有するべきである。
46. ジョイント・フォーラムは、金融コングロマリットが様々なタイプの企業組織や経営組織の下で業務を行っていることを認識している。その手法の実施により、異なる組織構造の間で選好が働くことは意図されていない。

47. 金融コングロマリットが十分な自己資本を有しないと考えられる場合には、関連する監督者が、如何なる措置を講ずることが適切かを議論し決定すべきである。

非同質的金融コングロマリットに関する監督上の計測手法

各手法の用法と詳細

以下に記載する3つの手法は自己資本の充実度を評価するうえで有用な選択肢として認識されている。それぞれの手法は、異なる観点から自己資本について分析しているが、資本充実度について似たような結論をもたらす。監督者は、容易にアクセスできるコングロマリットに関する財務データにより構成されている最適な手法を用いることを望むであろう。監督者は、個別の手法を単独又は組み合わせて活用する柔軟性を持つべきであり、取り扱い対象である特定の金融コングロマリットの特定の状況に応じて修正する必要があるかも知れない。さらに、監督者は、これらの手法のうち金融コングロマリットが負っているリスクの性質を識別する、もしくは際立たせるうえで、あるいは特定の金融コングロマリットの構造に関連する潜在的な脆弱性を識別するうえで、最もふさわしいものを用いることができる。グループの資本充実度を評価するために用いられる手法と類似した、もうひとつの分析の手法が、ダブル・ギアリングの問題に焦点を当てるための予備的 (fall back) 方式として示されているが、当該方法は親会社のみを対象としている。

1. ブロック積み上げ方式

「ブロック積み上げ」方式 (building-block prudential approach) とは、本質的には、金融コングロマリットについて全部連結した場合の自己資本と各グループのメンバーの規制上の所要自己資本額の合計とを比較する手法である。規制上の所要自己資本額は、グループ内の企業のそれぞれの監督者によって要求されるものに基づいており、規制対象となっていない企業については、同種の所要自己資本額または概念上の代理所要自己資本額を用いることになる。

特に、「ブロック積み上げ」方式は、金融コングロマリットのすべてを連結した財務諸表を一つの経済単位としてその出発点・基礎としている。定義により、全てのグループ内の企業間のオン・バランス及びオフ・バランスシート上の勘定またはエクスポージャーは消去されている。健全性の目的上、連結貸借対照表及びオフ・バランスシートのコミットメントは、該当する個々の企業に対する監督体制に従って、銀行・保険・証券・規制対象外の企業、の4つの異なったブロック (または分野) に分けられる。そして、個々の規制対象企業ないしは分野についての規制上の所要自己資本額が計算される (こうして求められる所要自己資本額は、グループ内のエクスポージャーの消去があることから、単体ベースで適用された場合の所要自己資本額とは異なりうる)。個々のメンバ

一の自己資本の水準が個別の所要自己資本額と比較されることにより、自己資本の不足（capital deficits）が識別される。これらの不足額は、諸原則のステートメントの中で定義されたような、他の分野へ自由に移転することができる資本の入手可能性の観点から評価されるべきである。最後に、規制対象のそれぞれの企業の規制上の所要自己資本額及び規制対象外の企業の代理所要自己資本額が合計され、その総額とグループ全体の自己資本合計額とが比較される¹。このようなアプローチは、経済単位内のリスクと自己資本の配分のチェック、すなわち、当該経済単位において明示的なリスクが十分な形態及び量の自己資本でカバーされるかどうかを評価することによって補完できる。

グループの活動の主要な部分を占める規制対象の親会社（即ち、銀行、証券会社または保険会社）を有する金融コングロマリットについては、ブロック積み上げ方式を修正したものが、同様な結果をもたらすが、よりふさわしい方法かもしれない。修正ブロック積み上げ方式は、親会社の規制上の自己資本額から、他の金融分野における規制対象子会社の所要自己資本額及び同様な業務を行っている規制対象外の子会社の概念上の代理所要自己資本額を控除する方法である。算出された調整後自己資本額は、親会社自身の業務上の所要自己資本額に同じ金融分野内の子会社の業務上の所要自己資本額を加えた額と比較される。

2. リスクに基づく加算方式

リスクに基づく加算方式（risk-based aggregation method）は、ブロック積み上げ方式と非常によく似ているが、すべてを連結した財務諸表が入手不可能であるか、グループ内のエクスポージャーが容易にネットアウトできない状況にその手法を適合させている点で異なっている。この方法はまた、規制上の自己資本が非連結財務諸表から容易に計算される場合、及び、グループ内のエクスポージャーの消去が適切でない場合に有用であろう。リスクに基づく加算方式では、規制対象のグループの単体の所要自己資本額及び、規制対象外の企業の標準的自己資本額または概念上の所要自己資本額を合計し、その結果をグループの自己資本額と比較する。簡単な例として、保険子会社と証券子会社を持つ親銀行という構成のグループでは、親銀行の所要自己資本額を、保険子会社及び証券子会社の（それぞれの規制当局によって定められた）所要自己資本額に合計する。自己資本充実度は、その結果とグループの規制上の自己資本額とを比較することにより評価される。

グループの自己資本額（または自己資金額）を計算する場合には、グループ内のある会社から別の会社に対し上流ないしは下流に流された資金の額を控除することによって資本の二重計算を避ける調整が行われるべきである。したがって、子会社（株式）が

¹ 代理所要自己資本額の使用は、規制対象外の企業を取扱ううえで一つの選択肢である。もう一つの方法は、規制対象外の企業の資産、負債及び資本を連結された会社から控除する方式である。

原価で親会社勘定に保有されている場合には、グループの自己資本額は、親会社及び子会社の資本額を合計した後、その合計された資本額から親会社の子会社に対する資本参加の帳簿価額を控除することにより計算される。

グループの規制上の自己資本額を計算する代替的な手法として、グループの外部で調達された資本（externally generated capital）を識別する方法がある。この手法は以下の場合において特に役立つ。すなわち、子会社（株式）が原価で保有されていない場合、親会社から（子会社に）流された資本の額の判断が困難な場合、または、グループ内のその他の会社間取引が複雑さを加えている場合である。グループの外部調達資本額は、親会社の外部で調達された規制上の自己資本額を、子会社の外部で調達された規制上の自己資本額に加えることにより計算される。外部調達資本とは、グループ内のどこからも得られたものではない規制上の自己資本を指し、少数株主により供給された株式資本、第三者からの適格な負債性調達資金（debt finance）、第三者との取引から生じた留保利益金、またはその他親会社自身の資本に反映されていない適格な資本を含むものである。

外部調達資本がグループに「属する」ためには、原則として、子会社を清算または売却する場合にグループに支払われ得る（payable）べきである。しかし、子会社の清算または売却の場合に適用されうるいかなる制限にも拘わらず、そのような資本と同等の資金がグループの他の部分に容易に移転されうるものと判断されるかもしれない。

リスクに基づく加算方式のより慎重な適用方法は、それぞれの子会社における規制上の所要自己資本額や概念上の代理所要自己資本額または子会社へのグループの投資のうち、より大きい方を合計していくことである。その上で、グループ全体の所要自己資本額を算出するために、子会社の合計値が親会社自身の規制上の所要自己資本額に加算される。この所要自己資本額は、グループにおける（上記のような）外部調達資本額と比較される。

3. リスクに基づく控除方式

リスクに基づく控除方式（risk-based deduction method）は、リスクに基づく加算方式に非常に類似しているが、親会社またはグループ内の他の部分で利用可能な資本の額及びその移転可能性に焦点を当てている。本質的には、このアプローチは、非連結の規制上のデータを用いながら、グループにおけるそれぞれの会社の貸借対照表を用い、関係するそれぞれの会社の純資産を詳しく調べるものである。

この方法においては、資本参加を行う会社の貸借対照表上、子会社に対するそれぞれの資本参加の帳簿価額は、子会社の資本余剰または不足（capital surplus or deficit）の該当する比例配分額（relevant share）との差により置き換えられる。他のグループ内

子会社に対する持分も、同じ方法で取扱われる。しかし、直接的か間接的かを問わず、子会社の親会社に対するいかなる持合い(reciprocal interest)もゼロの価値しか有さないものとされ、従って計算から消去される。

この方法がグループの他の部分に存在するリスクをカバーするために移転させることができる資本余剰額に焦点を当てているために、このアプローチは、完全所有ではない子会社のプロラタ連結の使用に結びつけられる。監督者の裁量において、資金や準備金を移動する際の源泉徴収税またはその他支払わねばならない税があるために親会社に属させることができない資本や、グループ構成員間で移動可能でない他の項目を除くという調整により、余剰分の移転可能性のさらに詳しい精査は、達成されるであろう。

4. ダブル・ギアリングの予備的処理方法

金融コングロマリットのグループ全体の自己資本充実度を評価するための上記3つの手法はそれぞれ、単体ベース及びグループ・ベースで親会社及びその子会社のそれぞれの自己資本充実度を検証することにより、ダブル・ギアリングの悪影響を明示的に考慮に入れている。ダブル・ギアリングが親会社の自己資本充実度を損ねたであろう度合いを迅速に評価したいと考える監督者は、全額控除方式という単純な方法を用いることができる。

全額控除方式は、親によって行われた子会社に対する全ての投資の帳簿価額の全額控除に基づいている。いくつかの監督者は、これら子会社における自己資本不足分(こうした子会社単体の監督者の自己資本基準によって示されるもの)をも親会社自身の資本額から控除することを望むだろう。言い換えれば、この手法の下では、監督者は親会社の投資に対して価値ゼロないしは場合によってはマイナスの価値を割り当てるということである。親会社が規制対象企業であることを前提にした場合には、親会社の調整後の自己資本の水準と親会社の単体の所要自己資本額とが比較される。

全額控除方式は、暗に、グループ内子会社におけるいかなる規制上の自己資本の余剰も、親会社の資本または債務償還を支えるために利用できないとみなしている。繰り返して述べるが、この手法は、ダブル・ギアリングが親組織の自己資本充実度を損なう可能性を評価するよう設計されており、金融コングロマリットのグループ全体としての資本充実度を評価するために設計されているのではない。

計測手法の要約と事例

それぞれの手法は金融コングロマリットの自己資本の評価について類似した結果をもたらす。ただし、分析者がある手法を用いる際に全部連結を用いることとしたのに対し、他の手法を用いる際にプロラタ連結を用いた場合には（それら手法間で）異なった結果が生じうる。

1. ブロック積み上げ方式
 - ・ 連結ベースの財務諸表を使用。
 - ・ 個々の分野またはブロックに財務諸表を分割。
 - ・ それぞれのグループ内会社の単体での所要自己資本額ないし代理所要自己資本額を足し合わせる。
 - ・ 加算された所要自己資本額ないし代理所要自己資本額を、連結自己資本額と比較。

2. リスクに基づく加算方式
 - ・ 非連結ベースの財務諸表を使用。
 - ・ グループ内の個々の会社の資本額を足し合わせる。
 - ・ ダブル・ギアリングを調整するために、規制上の自己資本額のうちグループ内部間での保有分を控除。
 - ・ 加算された所要自己資本額を算出するために、グループ内のそれぞれの会社の単体の所要自己資本額ないし代理所要自己資本額を足し合わせる。
 - ・ 資本の余剰または欠損を計算するために、調整されたグループ内の資本額から加算された所要自己資本額ないし代理所要自己資本額を差し引く。

3. リスクに基づく控除方式
 - ・ 非連結ベースの財務諸表を使用。
 - ・ 親会社の観点から分析が行われる。
 - ・ 子会社のプロラタ連結に基礎を置く。
 - ・ 親会社の自己資本は、子会社に対する投資額が控除されたもの。
 - ・ 親会社の自己資本は、子会社の単体での資本余剰（または欠損）により増加（減少）する。
 - ・ グループ全体の余剰または欠損を決定するために、調整された親会社の自己資本額から親会社単体の所要自己資本額を差し引く。

ブロック積み上げ方式

- ・連結ベースの財務諸表を用いて単体及びグループの自己資本の余剰または不足を認識する。

手法の概要

1. 連結貸借対照表をその主要な会社に分解する。
2. 単体の所要自己資本額ないし代理所要自己資本額をそれぞれの会社または分野ごとに計算する。
3. 余剰または欠損を計算するために、子会社のそれぞれの実際の資本から所要自己資本額ないし代理所要自己資本額を控除する。
4. 移転しえないとみなされる項目は控除される。(以下には表れない)
5. 単体の所要自己資本額ないし代理所要自己資本額は足し合わされ、グループ全体の余剰または不足を認識するために実際のグループ全体の資本額と比較される。

分割された連結財務諸表(グループ内部間の勘定を除く)

銀行 (親会社)	保険	証券 (60%支配)	規制対象外会社
-------------	----	---------------	---------

	(完全連結)				グループ全体 加算額
実際の資本額 (単体)	40	12	22	7	81
所要自己資本額/ 代理所要資本額	<u>32</u>	<u>10</u>	<u>17</u>	<u>10</u>	<u>69</u>
余剰(不足)	8	2	5	-3	12
	加算 →				

	(プロラタ連結)				グループ全体加算額
実際の資本額 (単体)	40	12	13.2	7	72.2
所要自己資本額/ 代理所要資本額	<u>32</u>	<u>10</u>	<u>10.2</u>	<u>10</u>	<u>62.2</u>
余剰(不足)	8	2	3.0	-3	10.0
	加算 →				

応用：修正ブロック積み上げ方式：親会社の資本から、規制対象子会社の所要資本額及びその他の金融分野における規制対象外の子会社に対する概念上の代理所要自己資本額を差し引く。主要な金融業務が親会社によって行われている場合にこの方法が推奨される。

リスクに基づく加算方式

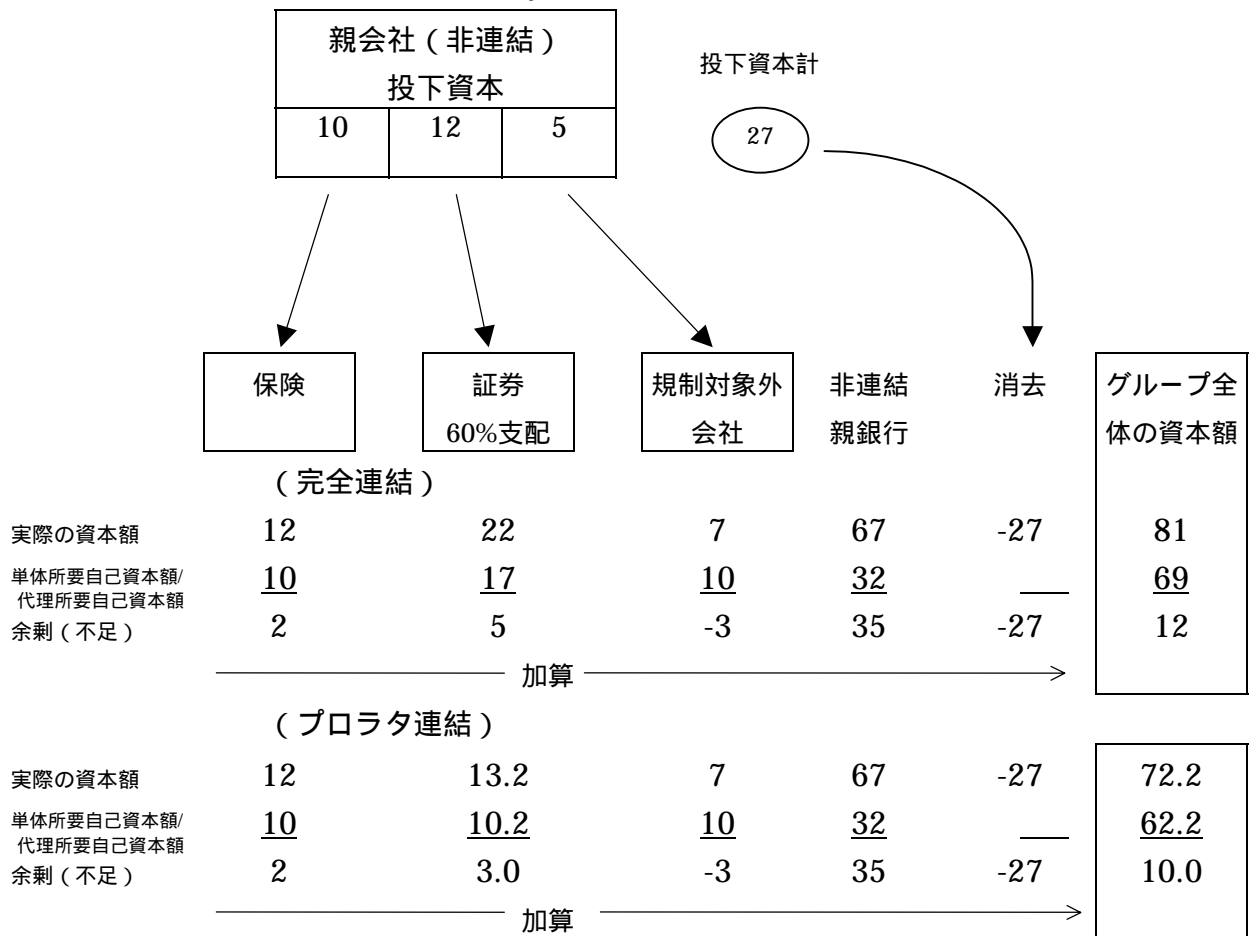
・ブロック積み上げ方式に似ているが、以下のような状況に合わせて作られた方式である。

非連結ベースの財務諸表のみを用いる場合

グループ内部のエクスポージャーが容易にネットアウトできない場合

手法の概要

- 1．親会社及びグループ内企業の単体所要自己資本額を合計する。
- 2．親会社及びグループ内企業の実際の資本額を合計する。
- 3．グループ内で上下に投下された資本を控除する。
- 4．移転しえないとみなされる項目を消去する（以下には表れない）
- 5．余剰または不足を認識するために所要自己資本額ないし代理所要自己資本額と実際のグループ全体の資本額とを比較する。



ダブル・レバレッジを扱うための代替的手法

- ・ グループ内部において上下に投下された資本の額が明確になっていない場合には、代替的手法としてグループの**外部調達資本**を認識することが必要である。
- ・ 外部調達資本は、
 - ・ 当該金融コングロマリットのどこから得られたものでもない。
 - ・ コングロマリット外部で行われた業務からの収入を含む。
 - ・ 少数株主により供給されるいかなる株式資本または第三者からの負債性調達資金も含みうる。

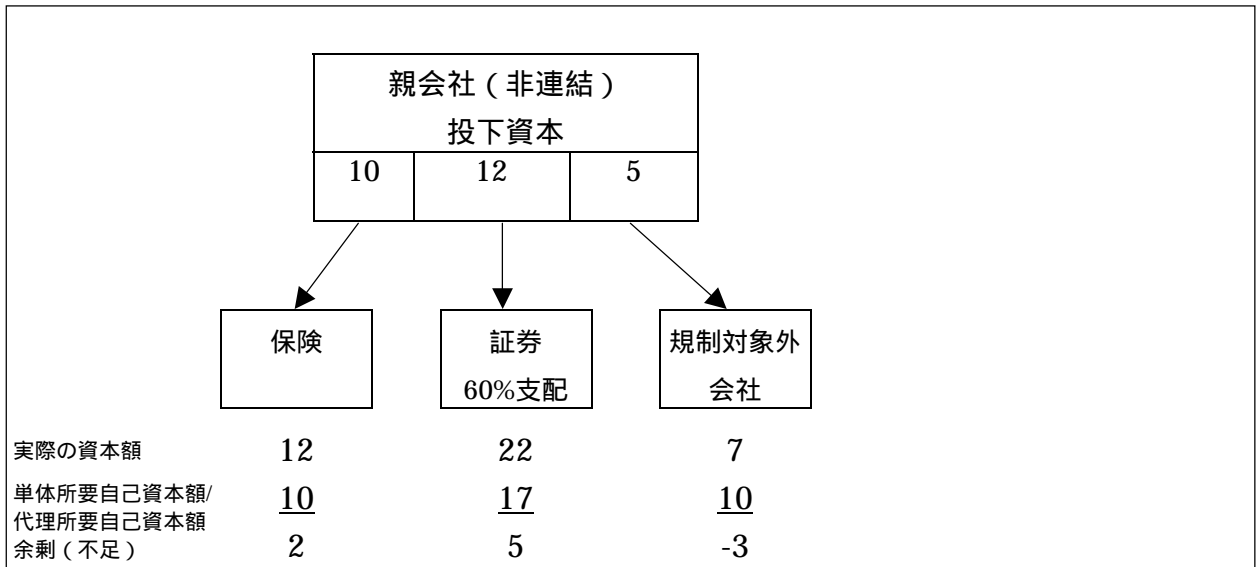
リスクに基づく控除方式

リスクに基づく加算方式に似ているが、以下の点などが異なる。

- ・親会社の観点から分析が行われる。
- ・それぞれの子会社の資本余剰及び不足に焦点を当てる。
- ・プロラタ連結に基づいて決定される。

手法の概要

1. 親会社の資本の計算から始める。
2. 親会社の資本から子会社に投資された分を控除する。
3. 調整済資本額に、それぞれの子会社からの余剰額または不足額を加える。
 - ・資本の移転可能性の如何なる制限も考慮に入れる。
 - ・100%支配されていない子会社についてプロラタ連結を用いる。
 - ・同様の計算方法を用いて、子会社が他の下位のグループ会社に有する持分を扱う。
 - ・子会社が他の上位のグループ会社に有する相互持分を消去する。
4. 調整済資本額から親会社の単体の所要自己資本額を差し引く。
5. 算出された数字はグループの観点からの余剰または不足を表す。



親会社資本額	67
子会社に対する資本投資の控除	
対保険会社	-10
対保証会社	-12
対規制対象外会社	-5

<u>子会社における余剰（不足）</u>	
保険会社	2
証券会社（プロラタ 60%）	3
規制対象外会社	-3
調整済親会社資本額	42
親会社単体の所要自己資本額の控除	<u>32</u>
グループ全体の余剰	10

メモ：

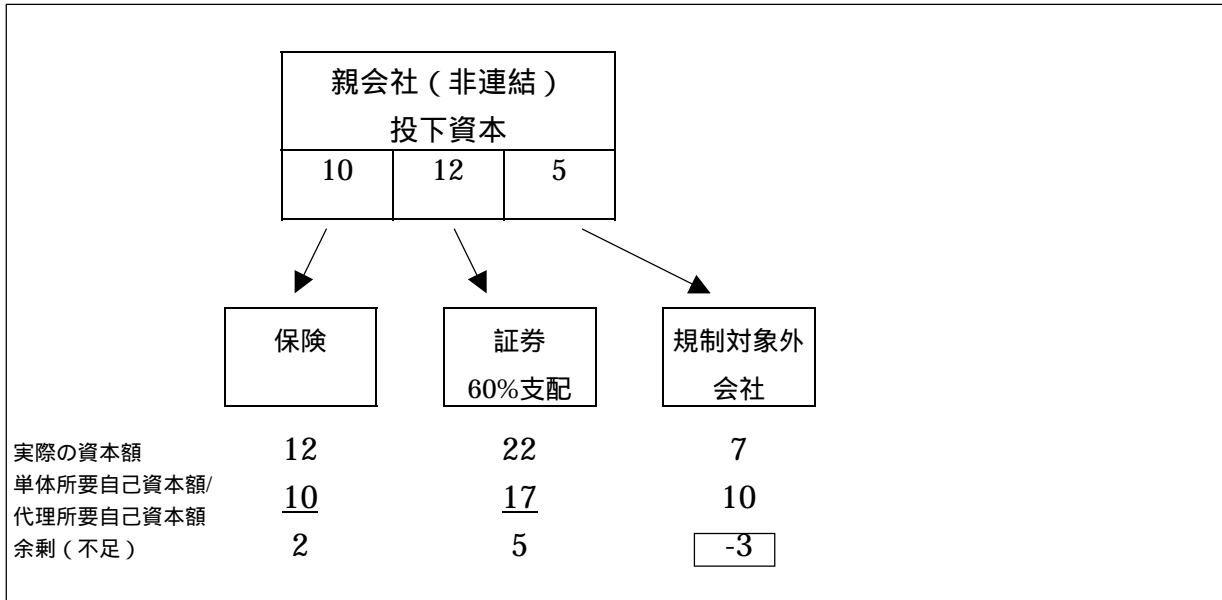
<u>他の二つの手法の完全連結との整合</u>	
証券会社の残り 40%分を加える。	2
完全連結における余剰	12

全額控除方式（親会社のみにおけるダブル・ギアリングのために）

- ・親会社レベルでのダブル・ギアリングの可能性についての簡易テスト
- ・他の3つの手法の代用ではない。
- ・リスクに基づいた控除方式とほとんど同一であるが、子会社のいかなる資本余剰もカウ
ントの対象にならないし、資本不足について如何なる変化ももたらさない。

手法の概要

1. 子会社の投資は全て親会社から控除される。
2. いかなる単体の資本欠損もまた考慮に入れうる。
3. 調整済資本は親会社の単体所要自己資本額と比較される。



親会社の資本額	67
<u>子会社に対する資本投資の控除</u>	
対保険会社	-10
対証券会社	-12
対規制対象外会社	-5
<u>子会社の不足を加算</u>	
規制対象外会社	-3
調整済親会社資本額	37
親会社単体の所要自己資本額の控除	<u>32</u>
親会社の余剰	5

付属文書 2 補遺：金融グループの貸借対照表の要約

例として、金融コングロマリットは、親銀行と規制対象保険会社及び規制対象証券会社並びに規制対象外の商業金融会社から構成されると仮定する。親会社の子会社に対する投資を別として、グループ内部のエクスポージャーが存在しない（またはそれらはネットアウトされている）と仮定する。この単純な例において、資本金は株主の株式及び引当金より構成されるものとする。

親銀行（子会社を除く）			
資産		負債	
貸付金	200	預金	250
その他資産	115	借入金	25
		一般引当金	4
		総負債	279
総資産	315	株式資本	36
		資本金 = 株式資本 + 引当金	40

保険会社（子会社）			
資産		負債	
投資	125	保険債務	138
その他資産	25	一般引当金	2
		総負債	140
総資産	150	株式資本	10
		資本金 = 株式資本 + 引当金	12

証券会社（60%支配の子会社） （少数株主に係るものを含む）			
資産		負債	
投資	200	借入金	203
その他資産	25	一般引当金	2
		総負債	205
総資産	225	株式資本	20
		資本金 = 株式資本 + 引当金	22

規制対象外の商業金融会社（子会社）			
資産		負債	
貸付金	100	借入金	113
その他資産	20	一般引当金	2
		総負債	115
総資産	120	株式資本	5
		資本金 = 株式資本 + 引当金	7

付属文書 2 補遺：連結及び非連結の貸借対照表の例

グループ完全連結			
資産		負債	
貸付金	300	預金	250
証券	325	保険債務	138
その他資産	185	借入金	341
		一般引当金	10
		総負債	739
総資産	810	少数株主利益	8
		株式資本	63
		資本金 = 少数株主利益 + 株式資本 + 引当金	81

親会社（子会社非連結処理）			
資産		負債	
貸付金	200	預金	250
その他資産	115	借入金	25
子会社への投資		一般引当金	4
保険会社	10		
証券会社	12	総負債	279
商業金融会社	5		
子会社投資の合計	27	株式資本	63
総資産	342	資本金 = 株式資本 + 引当金	67

グループプロラタ連結（60%支配証券会社を連結）			
資産		負債	
貸付金	300.0	預金	250.0
証券	245.0	保険債務	138.0
その他資産	175.0	借入金	259.8
		一般引当金	9.2
総資産	720.0	総負債	657.0
		株式資本	63.0
		資本金 = 株式資本 + 引当金	72.2

「自己資本の充実度に関する諸原則の補論」ペーパー

「自己資本の充実度に関する諸原則の補論」の補論（具体的事例）

はじめに

金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムは、「自己資本の充実度に関する諸原則」のなかで、金融コングロマリットの自己資本の充実度について、比較可能かつ一貫した評価に繋がりうる自己資本計測の3つの手法を示している。これらは「**ブロック積み上げ方式**」、「**リスクに基づく加算方式**」、「**リスクに基づく控除方式**」である。加えて、「**全額控除方式**」も、とりわけダブル又はマルチプルのギアリング問題への対応において意味がある。

ジョイント・フォーラムのアプローチは、国際的な適用のための単一の手法を奨励するというよりも、むしろ非同質的な金融コングロマリットについてグループ全体ベースでの自己資本の充実度を評価するための計測手法を明示するというものである。本文に示されているように、グループ全体ベースでの自己資本の評価や何らかの施策の規制対象企業に対する影響の評価に際して、多くの監督者がこれらの計測手法の有用性を認めている。監督者は、監督先の特定の金融コングロマリットの特定の環境に適した手法を用いるフレキシビリティを持つべきである。

本文の付属文書は計測手法の事例を提示し、説明している。

以下の仮説的な事例は、監督者が実際の手法の応用に際して直面する状況を示している。これらの事例の目的は、本文で説明された状況を数値例を用いて示すことにある。これらの事例は本文の関連箇所も示している。

リスクに基づく加算方式のみが事例の3~6において用いられている。仮に他の手法が用いられたとしても、この方式を用いて描かれている問題と同様の問題が生じることに注意しておくべきである。

1. ダブル・ギアリング及びマルチプル・ギアリング

この事例は、本文のパラグラフ 17-20 に示されたダブル(マルチプル)ギアリングについて示している。

証券会社に 100%の資本参加をしている銀行に 100%の資本参加をしている保険会社が親会社とする。

保険会社 A 1 (親会社)			
	資産		負債
投資	5,000	資本金	1,000
		一般準備金	500
B 1 銀行に対する資本参加(簿価)	500	技術的引当金	4,000
合計	5,500	合計	5,500
支払能力要求額(solvency requirement)	800		

銀行 B 1 (子会社)			
	資産		負債
貸出金	8,750	資本金	500
B 2 証券会社に対する資本参加(簿価)	250	一般準備金	400
合計	9,000	その他負債	8,100
		合計	9,000
支払能力要求額	800		

証券会社 B 2 (子会社)			
	資産		負債
投資	4,000	資本金	250
		準備金	250
		その他負債	3,500
合計	4,000	合計	4,000
支払能力要求額	400		

自己資本の充実度の計測においてこのグループ構造を説明する用意がない場合には、このグループの個々の会社に対する単体の所要自己資本額は満たされているように見える。しかし、親保険会社の資本の一部、すなわち B 1 銀行に投資された 500 は二重の投資となっている。一度目は親会社に、二度目は B 1 銀行に対してである(ダブル・ギアリング)。さらに、B 1 銀行により B 2 証券会社に投資された額(250)は、(親保険会社と子会社の間で)すでに二重の投資となっているが、さらに証券会社において三重の投資となっている(資本が 2 回以上投資されている場合にこれをマルチプル・ギアリングと呼ぶ)。

表面的には、グループは合計の支払能力要求額 2,000 をカバーする合計で 2,900 の資本及び準備金を有している。マルチプル・ギアリングが消去されるならば、調整された資本及び準備金の額は 2,150 に減ぜられ、2,000 の所要自己資本額に対して 150 のみしか余剰が生じていないこととなる。3 つの手法の全てがこの結果をもたらす。

2. 自己資本不足の規制対象外の持株会社

この事例は本文のパラグラフ 23-25 に示されたように、過小資本の規制対象外の持株会社により、過小資本に陥っているグループについて示している。

2 つの規制対象 100%子会社及び 1 つの規制対象外の 100%子会社を有する規制対象外の持株会社を考える。規制対象会社は両方とも単体の所要自己資本額をそれぞれ満たしている。

規制対象外の持株会社 A 1			
資産		負債	
資本参加の (簿価)		資本金	300
対 B 1 銀行	800	その他負債 (長期借入金)	800
対 B 2 保険会社	200		
対 B 3 リース会社	100		
合計	1,100	合計	1,100

銀行 B 1 (子会社)			
資産		負債	
貸出金	900	資本金	800
その他資産	400	その他負債	500
合計	1,300	合計	1,300

保険会社 B 2 (子会社)			
資産		負債	
投資	7,000	資本金	200
		一般準備金	100
		技術的引当金	6,700
合計	7,000	合計	7,000

規制対象外のリース会社 B 3 (子会社)			
資産		負債	
リース	2,000	資本金	100
		その他負債	1,900
合計	2,000	合計	2,000

グループ全体 (連結)			
資産		負債	
銀行の貸出金	900	資本金	300
その他銀行の資産	400	一般準備金	100
保険会社の投資	7,000	その他銀行の負債	3,200
リース	2,000	技術的引当金	6,700
合計	10,300	合計	10,300

(i) 規制対象会社の単体での所要自己資本額またはソルベンシー・マージンを以下のように仮定する。

	所要額	実際の自己資本	余剰/(不足)
銀行 B 1	100	800	700
保険会社 B 2	300	300	0
リース会社 B 3 の概念上の代理所要自己資本額	150	100	-50

(ii) ブロック積み上げ方式により、単体の所要自己資本額及び代理所要自己資本額を加算した額 (B 1 : 100 ; B 2 : 300 ; B 3 : 代理所要自己資本 150 : 合計 : 550) は、連結資本額 (300 + 100 = 400) と比較される。このグループは支払能力の不足が $550 - 400 = 150$ である。

(iii) リスクに基づく加算方式により、単体の所要自己資本額及び代理所要自己資本額が加算される (550)。合計の所要自己資本額は、グループ全体で保有する資本額から親会社及び子会社に保有されている資本額を差し引いた額 (300 (親会社) + 800 (B 1) + 300 (B 2) + 100 (B 3) - 1,100 (資本参加)) と比較される。やはり、グループの支払能力の不足は 150 となる。

(iv) リスクに基づく控除方式により、親会社の貸借対照表におけるそれぞれの子会社に対する資本参加 (簿価) をその余剰または不足の価値、すなわち、例えば子会社の総資産から負債及び所要自己資本額ないし代理所要自己資本額を控除した額に置き換える。従って、B 1 (800)、B 2 (200) 及び B 3 (100) の簿価は、(i) のもとで、それぞれ、B 1 (700)、B 2 (0) 及び B 3 (-50) に置き換えられる。

修正後の親持株会社の貸借対照表は以下ようになる。

資産		負債	
資本参加		資本金	-150
対 B 1 銀行	700	その他負債	800
対 B 2 保険会社	0		
対 B 3 リース会社	-50		
合計	650	合計	650

従って、やはりグループの支払い能力の不足は 150 となる。

(v) 規制対象外の持株会社がある場合には、全額控除方式は用いることができない。

(vi) 結論

規制対象会社の両方は、それぞれの単体または分野の支払い能力要求額を満たしているにも関わらず、グループベースでの金融コングロマリットは資本不足である。以下 2 つのことがその説明となる。すなわち (1) 親会社はその負債を子会社に対し株式資本の形式で投資している場合にグループに過度のレバレッジが発生していること、(2) グループの中に自己資本不足の規制対象外の会社 (B 3) が存在することである。

本文の方で説明したように、グループの資本不足は規制対象両方の会社にとって潜在的なリスクとなっている。例で見たように、自己資本の充実度をグループレベルで評価する場合、自己資本不足は適切な計測手法を用いることにより明らかにされるのである。

3. 少数株主及びダブル・ギアリング

この事例は本文のパラグラフ 35、36 に示された少数株主利益がある場合に、完全連結方式とプロラタ連結方式の間の選択が、グループの自己資本の充実度の評価に本質的な影響をもたらしていることを示している。パラグラフ 28-37 はこれらの問題についての指針を監督者に示している。

附属文書 1 及び附属文書 2 に記述されたすべての方式においては、明示的にまたは暗黙のうちに、グループにおける様々な会社の少数株主利益をどう扱うか決められなければならない。本質的には、これは、完全連結方式をとって少数株主利益も含めるのか、それともプロラタ連結方式をとって少数株主利益を除くのかという問題である。

次の例は、リスクに基づく加算方式を用いて、単体レベルではグループのどこにも資本欠損がなく大きな余剰が生じており、グループの状況につき監督者が見誤る可能性があるような場合に、完全連結方式がプロラタ連結方式よりもより保守的でない結果を生むことを示している。

まず、規制対象親会社及びそれが 100% 資本参加している規制対象子会社を考える。

親会社	
資本金	100
所要自己資本額	-90
子会社 1 への資本参加（取得時コスト）	40
単体での資本余剰	10
子会社 1（100%）	
資本金	40
所要自己資本額	-25
単体での資本余剰	15
グループ（親会社 + 子会社 1）	
資本金	140
親会社	100
子会社	40
所要自己資本額	-115
親会社	-90
子会社	-25
資本参加（簿価）	-40
グループ全体での資本不足	-15

それぞれの会社（親会社及び子会社 1）は両方ともそれぞれの所要自己資本額を単体レベルでは満たしている。しかし、グループレベルの自己資本の充実度を評価すると、親会社の監督者に対して規制行動が求められるようなダブル・ギアリングの要素が存在している。結果的に親会社はその資本を増強するか、親会社のリスクまたは子会社のリスクを減少させなければならないだろう。（子会社 1 に対しては親会社は 100% の資本を有していたので、完全連結方式とプロラタ連結方式の間に差異は生じなかった。）

親会社が単体レベルでかなりの資本余剰を有する子会社 2 に対して 60% の資本参加を有するような状況を次に考える。

子会社 2（60%）	
資本金	100

親会社から	60
少数株主から	40
所要自己資本額	-25
単体での資本余剰	75

グループのポジションは次のようになる

グループ（親会社 + 子会社 1 + 子会社 2）

	完全連結方式	プロラタ連結方式
資本金	240	200
親会社	100	100
子会社 1	40	40
子会社 2	100	60
	（親会社持分 60；少数株主持分 40）	
所要自己資本額	-140	-130
親会社	-90	-90
子会社 1	-25	-25
子会社 2	-25	-15
子会社 1 への資本参加（簿価）	-40	-40
子会社 1 への資本参加（簿価）	-60	-60
グループ全体の資本欠損	0	-30

プロラタ連結方式はグループレベルの欠損を明らかにしているが、グループでの計算における子会社 2 をすべて連結した場合においては、子会社 2 の資本余剰が前のグループ・レベル（親会社 + 子会社 1）の欠損を埋め合わせたために、いかなる欠損も生じなかった。これは、監督者がこの子会社の資本の過剰分を含めることにつき制限を行わない限り、完全連結方式が少数株主に属する資本の要素がグループ全体にとって役に立つものであると見なしてしまうことによる。もちろん、完全連結方式は支配を行う株主（親会社）に対し資本欠損について善処する全責任を負わせる効果を有するため、子会社 2 が単体レベルで資本欠損を生じている場合には、全部連結方式はプロラタ連結方式に比べてグループ・レベルで更に大きな欠損を生じさせる。

4. 不十分な資本配分

この事例は、リスクに基づく加算方式を用いて、3. の事例と同様に、完全な連結かプロラタを用いるのかによって生じる差異を示している。本文のパラグラフ 28-37 は、これらの問題についての監督者向け指針を示している。同時に、パラグラフ 25 に示されているように、規制対象会社に似た活動を行っている過小資本の規制対象外の会社に対する概念上の代理自己資本の適用についても示している。

単体の所要自己資本額の存在は、一般的にはグループの会社の単体レベルでの欠損を生じさせない。グループのうちの一つの会社は単体で欠損を生じている場合には、監督者は、グループの他の会社の資本の過剰分がその単体の欠損をカバーしうるかどうかが考慮しなければならない。以下の例では、この資本の過剰分が、規制対象外の会社の概念上の資本欠損をカバーするために必要とされている。

親会社	
資本金	100
所要自己資本額	75
子会社 1 への資本参加	25 (取得時コスト)

子会社 1 (50%資本参加)	
資本金	60
株式	50
準備金	10
所要自己資本額	10
単体での資本余剰	50

グループ	プロラタ連結方式	完全連結方式
親会社の資本金	100	100
子会社の資本金	30(60 の 50%)	60
所要自己資本額		
親会社	-75	-75
子会社 1	-5(10 の 50%)	-10
資本参加	-25 (簿価)	-25
グループ全体での資本余剰	25	50

グループレベルでの余剰は部分的に保有されている子会社からのみ生じている。しかし、親会社がさらに自己資本不足の規制対象外の会社に対して資本参加を有している場合には、このグループのポジションは以下のようなになる。

規制対象外の子会社 2 (100%資本参加)	
資本金	20
株式	10
準備金	10
概念上の所要自己資本額	-50
概念上の単体資本余剰	-30

グループ	プロラタ連結方式	完全連結方式
資本金	150	180
親会社	100	100
子会社 1	30(60 の 50%)	60
子会社 2	20(20 の 100%)	20
要求資本額	-130	-135
親会社	-75	-75
子会社 1	-5(10 の 50%)	-10
子会社 2	-50	-50
資本参加	-25	-25
資本参加	-10	-10
グループ全体での資本余剰	-15	10

完全連結方式の下では、子会社 1 の資本余剰は、グループ全体に対して役に立つものと見なされ、子会社 2 の資本欠損分を埋め合わせる以上の存在となっている。一方、プロラタ連結方式は、子会社 1 における親会社に属する資本余剰部分を考慮に入れるのみであって、例において見られたように、この余剰は子会社 2 の資本欠損を埋め合わせるのに十分ではなく、親会社は自らのリスクを減ずるか、自らの資本を増強するかまたは子会社 2 の取得を放棄しなければならない。

5. 自己資本構造の適正性

下の例が示すように、グループを構成する銀行及び保険会社がそれぞれの単体での所要自己資本額を満たしていたとしても、グループレベルでは、保険会社のリスクは銀行の自己資本によってカバーされることとなる（またはその逆）。本文のパラグラフ 37 に示されているように、規制目的に照らして適切な自己資本の定義は規制上の複数の体制の間でかなりの差異を生じており、グループレベルでの自己資本の充実度を分析する監督者は、一定のリスクをカバーするための資本項目の適正性を評価する場合、適切にこれらの差異を考慮に入れなければならない。

- ・親生命保険会社は、自己資金 500（そのうち、200 は払込済株式資本）を有する（銀行監督者も認識）。
- ・残りの 300 は、貸借対照表に表れる利益準備金、及び将来的利益（資本構成要素としては保険監督者のみが認識）から生じている。
- ・保険会社は銀行子会社に簿価 250 で 100%の資本参加を行っている。以上から、保険会社は 250 の所要自己資本額を満たしている。
- ・親保険会社により提供される 250 の払込済株式資本に加え、銀行子会社は含み益及び一般的銀行リスクに対する準備金 50 を有しており、これらは定義により保険監督者に責任資金（liable funds）として認識される要素ではない。その所要自己資本額は 300 である。

リスクに基づく加算方式を用いた区別のない純粹に量的な計算は、所要自己資本額と同額の資本項目の合計との比較を通じてグループレベルでの自己資本のポジションを認識させる。

親保険会社の資本		銀行子会社の資本	
利益準備金、将来的利益	300	払込済株式資本	250
払込済株式資本	200	含み益及び一般的銀行リスク準備金	50
資本参加の簿価（控除要素）	250		
純資本額	250	純資本額	300
所要自己資本額	250	所要自己資本額	300

更なる分析により銀行のリスクに対するグループ全体の自己資本の不足が明らかになる（個別の監督者に対する全体の自己資本の充実度の問題は省略）。

		所要自己資本額		余剰 / 不足
		銀行リスク	保険会社リスク	
保険会社の資本金	300	300	250	50
銀行の資本金	50	50	250	0
総合的資本金	200	200		
余剰 / 不足		-50	0	

保険会社のリスク 250 に対する自己資本賦課は、保険監督者のみに認識されている資本金 300 単位によりカバーされる。この段階で 50 単位の余剰を生じている。銀行のリスクの 300 に対する自己資本の割当ては、銀行監督者のみに認識されている 50 単位の資本及び両方の監督当局により認識されている資本金 200 によりカバーされる。しかし、残り 50 の自己資本の割当ては、保険会社の資本、例えば銀行監督者が銀行リスクをカバーするには不適切であると見なした資本構成要素（capital components）により事実上カバーされることになる。

6. 自己資本の質

前の例が示したように、自己資本の定義の差異は、それが質的な要素を持ち込むことにより、グループレベルでの自己資本の充実度の評価を複雑にする。以下の例は、リスクに基づく加算方式を用いて、質的な面の重要性が自己資本の定義の差異の場合に限定されたものではないことを示す。

親会社	
資本金	110
所要自己資本額	90
子会社1への資本参加	20
単体資本余剰	0

子会社1 (100%資本参加)	
資本金	50
株式	20
劣後債	30
所要自己資本額	20
単体での資本余剰	30

親会社の監督者及び子会社の監督者の両方は劣後債を規制目的に照らして適正な資本項目と認識しているものとする。

グループ	
資本金	
親会社	110
子会社	50(50の100%)
所要自己資本額	
親会社	-90
子会社	-20(20の100%)
資本参加の簿価	-20
グループ全体での資本余剰	30

グループレベルでの支払い能力額の余剰は、子会社の劣後債に由来する。劣後債は親会社の規制ルールの下でも同様に自己資本の一形態として受け入れられるが、この例におけるグループの余剰はおそらく子会社に対してのみ役に立つのであって、この場合に親会社の監督者はこの余剰がグループレベルでのリスク（例えば、規制対象外の会社の概念上の資本欠損）をカバーする可能性に注意しなければならない。損失をカバーするための劣後債の使用は、それを発行した会社に限られるのである。グループでの自己資本の充実度の評価においてそれらを連結することは、少数株主利益を含めることと同じ種類の問題を生じさせる。

「経営陣の適格性についての諸原則」ペーパー

経営陣の適格性についての諸原則

目的

1. 金融コングロマリットに属する企業の監督者が、当該企業が确实かつ健全に（soundly and prudently）経営・管理されているかどうか、重要株主（下記定義参照）が当該企業にとって弱点となっていないかを評価する責任を果たし得ることを確実にすることを目的とする。
2. 上記の目的を達成するため、他の監督者から要求があった場合には、ケースバイケースで、監督者間の協議を、また、個人及び規制対象企業についての情報交換を、容易にするための取決め（arrangements）を促進することも目的とする。

背景

3. 銀行、証券会社及び保険会社のトップ・マネジメントの誠実性（probity）及び有能さ（competence）は、監督目的の達成に不可欠である。規制対象企業が确实かつ健全に経営・管理されることを確保するための主たる責任は規制対象企業自身にある。監督者は、当該企業が管理職、取締役及び持株数がある特定の数を上回っているかあるいは企業の業務に重要な影響力（material influence）を行使する株主（「重要株主（key shareholders）」）が、監督者の定める適格性要件を満たすことを確保するために必要な措置を講ずることを期待する。
4. 効果的かつ包括的な監督制度には、監督者の定める適格性要件を継続的に満たすことを促し、必要に応じて監督上の介入を許すために設けられた統制手段（controls）を含まなければならない。適格性要件を管理職、取締役及び重要株主に課すことは、監督者が、監督上の責任を有する企業が确实かつ健全な方法で運営されていることを確保するための共通の規制メカニズムである。監督者は、一般的に、適格性要件を満たさない管理職、取締役及び重要株主に関し是正措置が講じられることを確保するための様々な制裁をその裁量により行使する。
5. 単体の監督者は、法域内の企業に適格性要件を適用する場合には、法定その他の要件に従う。このことは、当該法定その他の要件が（適格性要件を適用する場合のと同様に）この原則の諸項目によって破棄されることを意図するものではない。監督者は、法定の責任を果たすため、必要に応じ、対象となる金融コングロマリットの他の規制対象企業の監督者と協議すべきである。
6. 金融コングロマリットの組織上及び経営管理上の構造は、規制対象企業のトップ・マネジメントの適格性を確保する監督者にとって、複雑な項目を付加している。それは、当該企業の経営・管理が、当該規制対象企業自身若しくはグループ内の規制対象企業の管理職又は取締役以外の個人からの影響を受ける可能性があるからである。

適格性要件の主要な項目

7. 適格性要件のうち能力要件（fitness tests）は、通常、管理職及び取締役の有能さ及びその役職に伴う責任を遂行する能力を評価するものであり、一方、適格性要件のうち適性要件（propriety tests）は、高潔性（integrity）及び適性（suitability）を評価するものである。有能さを判断する上で、公式の資格、過去の経験及び記録は、監督者が注目する項目の一部である。高潔性及び適性を評価するために検討される項目として、犯罪記録、財政状態、個人的な負債の返済に関する個人への訴訟、職業上の団体への加入拒否又は追放処分、他の類似業種の規制当局により課された制裁措置、並びに、過去における疑わしい業務行為が挙げられる。
8. 重要株主の適格性要件の評価に係る項目には、業務上の評判と財務状態、並びに当該株式所有が規制対象企業に悪影響を及ぼすかどうかが含まれる。
9. 先に述べた項目に加え、適格性要件の評価が判断を伴うこと、監督者がケース・バイ・ケースでその裁量により考慮する追加的情報を有する可能性があることは認識されている。

金融コングロマリットの形成から生じる問題

10. 金融コングロマリット内の規制対象外の企業 - 通常、規制対象企業の川上にある企業 - の管理職及び取締役は、規制対象企業の業務の多くの側面に重要な影響力を行使し、グループ全体の様々な企業のリスクを制御する上で重要な役割をも果たし得る。
11. こうした要素は、監督の及ぶ範囲が、他の法域の監督者によって監督される他のグループ内規制対象企業に対して地理的境界を越えて及ばず、また、当該グループの規制対象外の企業には及ばないといった、監督上の法域に関する問題を惹起する。さらに、グループ内の規制対象外の企業に対して適格性要件を適用するための措置は、監督が一般的にこういった規制対象外の企業に及ぶという誤った印象を生じさせる可能性がある。
12. これはまた、監督者間における個人情報交換に関する問題を惹起し、監督者に通常職業上課されている守秘義務に関するインプリケーションを持つ。ほとんどの国には個人のプライバシーを守る法制が存在しており、従って、監督者間で自由に情報交換を行うことには制限があると認識されている。

指針となる原則

1. 金融コングロマリットの規制対象企業が確実かつ健全に経営されていることを確保する一助となるためには、コングロマリット内の他の企業の管理職及び取締役が規制対象企業の業務に実質的又は支配的な影響力を行使する場合には、その管理職及び取締役に対して適格性要件が課されるべきである。

2. 特定の数を上回る持株数を有し、かつ（又は）当該コングロマリット内の規制対象企業に対して重要な影響力を行使する株主は、監督者が定める適格性要件を満たさなければならない。
 3. 適格性要件は、免許付与の段階及びそれ以降で特定の事由が発生した場合に適用されなければならない。
 4. 監督者は、当該企業が適格性要件を継続的に満たすことを確保するために必要な措置を講ずることを期待する。
13. 管理職、取締役及び重要株主に対する適格性要件の適用は、規制対象企業の業務への影響度や責任によって変わる可能性がある。ある企業において特定の役職に相応しいと考えられる個人が異なる責任を伴う別の役職若しくは他の企業における同様の役職には相応しくない場合もあり得る。また反対に、ある特定の企業におけるある特定の役職に相応しくないと考えられる個人が、異なる状況下においては相応しいと考えられる場合もあり得る。
14. 取締役会並びに上級管理職の果たす役割は、国により、法律上及び規制上の枠組みにおいて重要な相違がある。ある国では、業務執行機関（経営管理を行う取締役会（management board））と、主に（排他的でなければ）その責務遂行を確実にするための監督の機能を有する取締役会（supervisory board）の二層取締役会制度（two tier board system）が存在する。これは、取締役会が業務執行機能を有しないことを意味する。他の国では、単一取締役会制度がとられ、取締役会は企業の経営管理に対して一般的な枠組みを提供する、より広範な権限を有している。この点に関して、適格性要件は取締役の役割及び責任に応じて適用されるべきである。
5. 規制対象企業の業務に重要な影響力を行使すると思われる管理職若しくは取締役がコングロマリット内の他の規制対象企業の管理職若しくは取締役であるか若しくはあった場合には、監督者は評価手続の一部として、当該他の規制対象企業の監督者と協議を行うよう努力すべきである。
 6. 規制対象企業の業務に重要な影響力を行使すると思われる管理職若しくは取締役がコングロマリット内の規制対象外の企業の管理職若しくは取締役であるか若しくはあった場合には、監督者は評価手続の一部として、当該規制対象外の企業と取引のある他の規制対象企業の監督者と協議を行うよう努力すべきである。
 7. 管理職、取締役又は重要株主が適格性要件を満たしていないと思われる場合には、監督者はコングロマリット内の他の規制対象企業の監督者と意思疎通を図るべきである。
15. 上記の意思疎通は、その情報開示により監督上の措置を妨げるかどうかを考慮に入れるべきである。

16. 一般的に、異なる分野間、例えば銀行、証券、保険の分野間での情報交換を許容するための伝達経路が確立されてきている。他の法域の監督者との直接のチャンネルがない場合には、国内の関連する監督者を通じて情報を伝達してもらうことも可能かもしれない。
17. ケースによっては、監督者間で情報交換を行う取決めを、例えば、その情報を効率的に伝達するための枠組みを確立するための了解覚書（MOU）のように、正式な合意とすべき可能性もある。

通知

18. 監督者が、規制対象企業の業務に直接又は間接に重要な影響力を行使し得る管理職、取締役及び株主について、免許付与の段階で助言が与えられるとともに、それ以降に特定の事由が発生した場合に、当該管理職、取締役及び株主の変更の通知を受けることを確保するためのメカニズムが組み込まれるべきである。

「監督上の情報交換に関する枠組み」ペーパー

監督上の情報交換に関する枠組み

I. 目的及び目標

1. このペーパーは、国際的な活動を行っている金融コングロマリットに属する規制対象企業の監督者間での情報交換を容易にするための一般的な枠組みについて述べたものである。このペーパーは、国際的な活動を行っているいくつかの大規模な金融コングロマリットの構造及び業務を調べるために、金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムによって設立されたタスク・フォース（以下、「タスク・フォース」という。）の作業の成果でもある。その中心は大規模で国際的なグループであったが、ジョイント・フォーラムは、ここで学んだ教訓は、小規模なコングロマリットや国内で業務を行うコングロマリットにも適用されると考えている。
2. 金融市場の国際化並びに新興市場経済の発展に伴い、このペーパーは、主として各監督分野内に現存する意思疎通の繋がり（communication links）を拡大し、国際的な金融コングロマリットの監督に携わっている監督者間の情報交換を容易にする必要性について関心を惹起している。
3. このペーパーは、金融コングロマリットの業務より生じる監督上の問題に関連する多くの項目についてジョイント・フォーラムが作成した文書、例えば、「自己資本の充実度に関する諸原則」ペーパー、「経営陣の適格性についての諸原則」ペーパー、「監督上の情報交換のためのコーディネーター」ペーパー、「監督上の情報交換に関する諸原則」ペーパー等を補足することを目的としている。このペーパーにおける分析と勧告は、これらの文書との関連において考慮されるべきである。
4. 提示された枠組みは、既に確立された情報の伝達経路に沿って²、特に同一分野の監督者間で情報が伝達されることになっている、現存の情報共有のネットワークを考慮したものである。監督者間で一般的又は特定の情報、場合によっては個別の金融コングロマリットに関する情報の伝達を行うため、数多くの取決めが二者間で結ばれている。このペーパーは、その評価を容易にし、必要に応じ、そういった情報の伝達を促進、拡大することを目的としている。

² 例えば、EUでは、守秘義務に関する最小限の共通要件に基づき、分野や国を異にする監督者間で情報交換を行うための取決めが存在する（守秘義務に関するある特定の条件が満たされる場合には、EU域外国の監督者との間で結ぶ取決めを含む。）。

II. 定義

5. このペーパーにおける用語の定義は、以下のとおりである。

「企業の法的構造 (corporate legal structure)」とは、コングロマリットを構成する各企業の法律上の枠組みと定義される。

「業務活動の構造 (business activities structure)」とは、コングロマリットが従事する主要な業務活動を計画し、実施する際の方法と定義される。

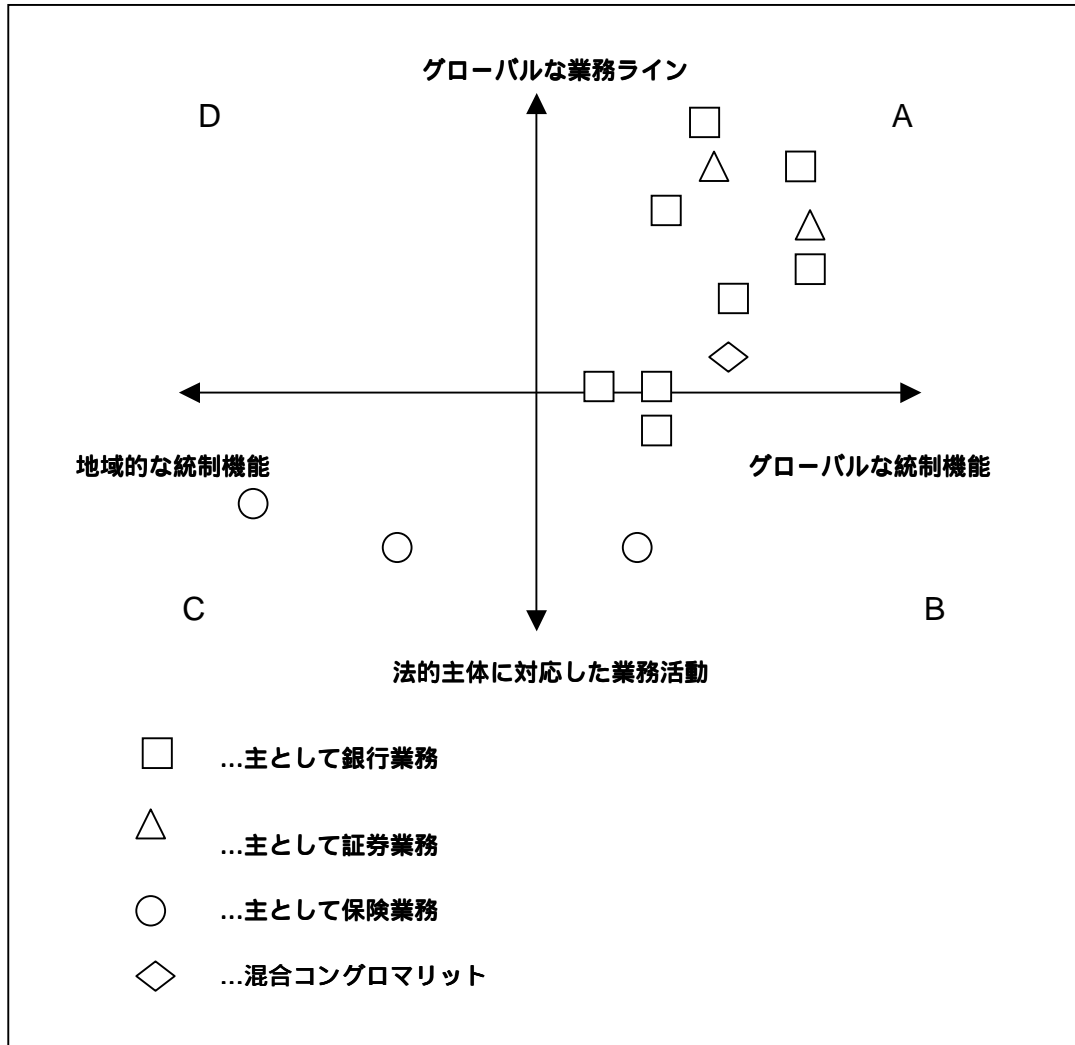
「経営管理の構造 (management structure)」とは、企業構造及び業務活動の構造、並びにコングロマリットの企業統制機能に対して経営陣が実施する直接の監督及び管理 (supervision and oversight) の形態と定義される。

「企業統制機能 (corporate control functions)」とは、リスク測定、監視及び制御のシステムと定義され、内部及び外部の監査、財務管理 (financial control)、コンプライアンス、人的資源の管理及び情報技術も含まれる。

「主たる監督者 (primary supervisor)」とは、一般的に、コングロマリット内の親会社、あるいは、例えば、貸借対照表上の資産、収益、又は支払能力の点から見て支配的な (dominant) コングロマリット内の規制対象企業の監督者であると考えられる。主たる監督者の特定が不明確である場合には、関連する複数の監督者が、ケースバイケースで、適切な情報交換の構造を特定するために協力して活動すべきである。

III. タスク・フォースの背景と分析

6. タスク・フォースは、国際的に活動している金融コングロマリットの業務と、変化が速くグローバルであるという特徴が監督方法に与える影響に対する理解を深めることを目的として、ジョイント・フォーラムによって設立されたものである。
7. タスク・フォースは、業務活動、国際的な業務範囲、更に組織上の構造(organisational structures)の複雑性が様々である14のコングロマリットについて研究を行った。タスク・フォースは、マッピングへの参加メンバーが情報収集を行うために使用したクエスチョネアを再検討し、改善した。付属文書Aに添付されているコングロマリットに対するクエスチョネアは、ユーザズ・ガイド、用語集、クエスチョネア、調査結果を記録するためのマトリックスで構成されている。
8. タスク・フォースも、監督上の諸目的及び方法並びにジョイント・フォーラムへの参加国において情報を交換するための監督者の権限に関する詳細な情報を収集した。監督者に対するクエスチョネアの記入を通じて収集され、マトリックスの様式に記録された情報は、ジョイント・フォーラムに参加する監督機関の間で共有され、各分野の監督者がお互いの責任並びに監督方法に対する理解を深めることを助ける堅固な基礎となる。
9. 金融コングロマリットの構成は、様々な形態をとる。コングロマリットは、主として歴史上、税制上、規制上の考慮の結果、多数の法的主体(legal entities)を擁している。コングロマリットの中には、業務ラインの構造と法的主体の構造をまとめることによってそれを単純化したいと望んでいるものもあるが、規制上、財務上、法律上の障害があると考えられている。
10. タスク・フォースは各コングロマリットの多様な構造を調査し、監督の構造並びに監督者間の監督上の情報交換に関する含意の評価を行った。
11. 金融コングロマリットに属する規制対象企業の監督のための特定の含意をもつ2つの重要な方向がある。すなわち、1)業務活動の組織を業務ラインに対応したものとするか企業の法的構造に対応したものとするか、あるいは2)企業統制機能の組織をグローバルもしくは集中化したベース(global or centralised basis)とするか、あるいは地域的なベース(local basis)とするかである。ジョイント・フォーラムが金融コングロマリットを象限(quadrants)に分類する際の焦点は、この2つの重要な次元に基づく。
12. 14のコングロマリットについてマッピング調査を実施した結果は、象限への分類により下記の表に示されている。X軸はコングロマリットの統制組織に関連し、一方は地域での統制、他方はグローバルな統制を示す。Y軸は経営管理の構造の組織に関連し、一方は業務ラインに対応したもの、一方は法的主体の構造に対応したものである。
13. 4つの象限のいずれかにコングロマリットを位置付ける場合もあるし、あるいは二つの象限に跨る場合もあるが、それは数学的な計算結果ではない。むしろ、個別のコング



ロマリットの位置付けは、タスク・フォースのメンバーがマッピング調査の作業中に収集した情報に基づく判断を反映させている。

14. 特定の象限に分類されるコングロマリットが、主として銀行、証券、保険あるいは混合の何れに該当するかの比率は、マッピング調査に参加したコングロマリットの特定のサンプルの関数である。異なる種類のコングロマリットのサンプルを使用した場合、異なる割合のコングロマリットとして分類されることになる。
15. 多様な金融グループの動的な (dynamic) 性質を考えると、ある特定の象限へのコングロマリットの分類は、ある一時点で決定されたものである。業務活動並びに企業統制機能の構造は、時間が経つにつれ、時には急速に、変化し得るものであり、その分類を監督のプロセスを通じて見直す必要がある。

IV. 監督上の情報ニーズを特定するための枠組み

16. 4つの象限に分類されているコングロマリットの主な特徴並びにそれらの金融コングロマリットについて生じる監督上の問題は、以下に示すとおりである。
17. 金融コングロマリットは独自の法人形態（corporate identities）や経営スタイルを開発する傾向が強く、4つの象限のいずれか一つに明白に当てはまるとは限らない。このペーパーで概略が述べられている監督上の問題は、各コングロマリットの特定の状況のコンテキストの中で検討される必要がある。
18. 象限を用いた分析と分類は、監督上の情報ニーズに焦点を当て、情報交換の重要性を強調することが目的である。しかしながら、象限の如何を問わず、監督者が行う法域内のコングロマリットの業務の監督を支援するため、情報交換は重要である。

象限 A：グローバルな業務ライン、グローバルな統制機能（Global business lines, global control functions）

19. 象限 A に属するコングロマリットは、それが提供する商品及びサービスに基いて業務活動を組織化しており、その結果生じる業務ラインの構造は、企業の法的構造には余り関連性がないものとなり得る。象限 A に属するコングロマリットに一般的に見られるマトリックス経営アプローチ（matrix management approach）は、業務ラインに対応して経営上の「フロント・オフィス」としての責任を割り当てるもので、法的主体、地理上の地域（geographic regions）時には業務ラインそのものも横断することがある。企業統制機能を担う経営上の「バック・オフィス」的な責任は、業務ラインも法的主体も横断する。企業統制機能は、主として、本社もしくは特別な目的を持った別の主体において組織化される。但し、統制プロセスにおいては必ず地域的な関与が必要となる。法的主体の構造は税制及び規制上の考慮に大きく影響を受ける。
20. 象限 A に属するコングロマリットに属する企業の監督に従事している監督者にとっては、幾つかの問題が生じる。監督者が抱えている問題はそれぞれ異なり得る。なぜなら、主要なリスク管理や彼らが監督している企業の統制機能が他の法域下 - 必ずしもいつもではないがしばしば本社 - に存在する場合があるからである。しかしながら、全ての監督者にとって、「グローバルな」構造の下で関係会社間においてリスクや所得のグループ内移転を行うのに広く利用される取引や取決めの複雑さを理解する必要がある。個別の監督者は経営マトリックスの極一部（業務ライン、地理上の地域又は法的主体）しか把握できない場合が多いため、全体的な見方をする場合に情報の交換は有益である。
21. 監督者にとっての情報の問題には、以下の点に関する理解、アクセス及び評価の責任が含まれる。
 - ・ 特に監督対象の特定の法的主体によって実施される業務ラインにおける、コングロマリットの業務戦略
 - ・ マトリックス経営の構造と、様々な監督者によって評価されるグローバルなリスク

管理と経営管理の範囲

- ・ グループの企業構造
- ・ 規制対象外の企業を含むその他の企業における主要リスク、並びに、親企業もしくはその他の規制対象企業に対する潜在的な影響
- ・ グローバルな企業統制機能の組織と、特に特定の監督者の法域外における影響
- ・ グローバルなリスク管理システムに織り込まれた情報の信頼性とそのシステムの質を評価するための地域的な管理
- ・ グループ内の取引及びエクスポージャー

象限 B: 法的主体に対応した業務活動、グローバルな統制機能(Business activities aligned with legal entities, global control functions)

22. 象限 B のコングロマリットの場合、業務活動は法的主体に対応しているが、企業統制機能は本社もしくは専門の別個の法的主体に存在している。さらに、法的主体の経営陣及び取締役会は大きな役割を担っており、それは時には特定の法的主体で行われている業務活動もしくは特定の活動に直接関連したものとなっている。それに代えて、法的主体は広くその経営戦略と特定の企業統制機能に責任を持つ場合もあるが、親会社からきわめて密接した監視と監督を受けることがありうる。

23. 象限 B のコングロマリットに属する企業の監督に携わる監督者には、幾つかの問題が生じる。象限 A に属するコングロマリットの場合と同様、様々な監督者が、異なる国に所在する統制の有効性を評価する必要がある。主たる監督者は、子会社における統制の適切さを評価できなくてはならない。全ての監督者にとって、問題は中央と子会社における経営管理責任の分割 (division) と、監督責任の分割にある。さらに、主たる監督者は、法的主体ベースで計画・実施される地域的な業務戦略が、いかにしてコングロマリット全体の意義ある業務戦略に統合されるかを理解する必要がある。

24. 監督者にとっての情報の問題には、以下の点についての理解、アクセス及び評価の責任が含まれる。

- ・ グループの企業構造
- ・ 規制対象外の企業を含むその他の企業における主要リスク、並びに、親企業もしくはその他の規制対象企業に対する潜在的な影響
- ・ 経営責任、並びにそのグローバル及び地域的な分割
- ・ 特に特定の監督者の制定法上の法域外におけるグローバルな企業統制機能の組織とその効果
- ・ グローバルなリスク管理システムに織り込まれた情報の信頼性とそのシステムの質を評価するための地域的な管理
- ・ 様々な監督者によって評価されるグローバルなリスク管理システムの範囲
- ・ グループ内のエクスポージャー及び取引

象限 C : 法的主体に対応した業務活動、地域的な統制機能 (Business activities aligned with legal entities, local control functions)

25. 象限Cに属する金融コングロマリットの企業構造は、経営組織に完全に一致している。また、企業統制機能は地域的な法的主体の構造に対応しており、グローバルに行われる機能はほとんどない。地域的な経営管理が親会社から比較的独立して営まれる。
26. 象限Cのコングロマリットに属する企業の監督に携わる監督者には、幾つかの問題が生じる。全ての監督者は、支配企業又は親企業の影響力とファイアー・ウォールの実効性について理解する必要があり、監督の対象外となっている持株会社が存在する場合はなおさらである。主たる監督者は、地域的な統制の実効性とリスク管理情報の信頼性を評価する能力を持つことが必要である。地域的及び中央の管理が事実上行われる程度を評価するためには、監督者間での情報交換が必要である。全ての監督者にとって、グループ規模のリスク・エクスポージャーを理解する必要性が高まってきている。
27. 監督者が関わる情報の問題には、以下の点についての理解、アクセス及び評価の責任が含まれる。
- ・ グループの企業構造
 - ・ 規制対象外の企業を含むその他の企業における主要リスク、並びに、親企業もしくはその他の規制対象企業に対する潜在的な影響
 - ・ グローバルなリスク・システムの必要性を減少させる集中と制御システムへのグループによるアプローチ
 - ・ グループ内の取引及びエクスポージャー
 - ・ グループの地域的な統制及びファイアー・ウォールの特質と範囲

象限D: グローバルな業務ライン、地域的な統制機能(Global business lines, local control functions)

28. 象限Dに属するコングロマリットは、法的主体を横断する業務ラインに対応して組織化されるが、その企業統制機能は地域的に、法的主体内で組織化されている。これは、企業統制がそれぞれの法的主体にあり、業務ラインよりも統一性を欠くきらいがあるため、このような業務活動におけるリスクを十分に監視・統制することができないという変則的な状況にある。この種のコングロマリットは、適切な業務を行うことを目的とした統制がなかなか上手く行かないという大きなリスクを負う。
29. マッピング対象となったコングロマリットのうち、象限Dに分類されるものはなかった。あるコングロマリットが象限Dの特性を持っているかどうかを判断するのは容易なことではなく、監督者に対して、かなりの程度の主観的判断が要求される。例えば、グループは集中化した企業統制機能を有すると自らを説明し、内部文書でもそれがサポートされている可能性がある。しかし実際には、地域的な経営管理が中央統制を実効的に実施していない、あるいはそれどころか、それを回避することすらある。
30. 主たる監督者がこういった事情を把握するのは、全地域における統制へのアクセスが実務ベースでは達成可能でないために難しい可能性がある。従って、全ての監督者は、特に監督対象となる法的主体がグループ収益に主として貢献している場合には、この問

題について注意を払い、懸念が生じた場合には主たる監督者に通知し、グループの分析を行う際には援助すべきである。このことは、統制環境の評価を容易にするため、監督者全てが定期的に情報交換を行う必要性を強調する。

監督者と情報交換についての含意

31. それぞれのコングロマリットの構造を考える時、監督者間における情報交換が不可欠であることは明らかである。このような情報交換は、監督者がコングロマリットの業務並びに規制対象企業に対する影響を理解し、また監督者がコングロマリットの象限構造の点からコングロマリットの特徴を決定することを支援する際に有益である。コングロマリットは、自らが象限 A、B 又は C に当てはまると説明するかも知れないが、実際には D に入り得る。
32. 監督者間における情報交換の必要性を評価する際の前提は、金融コングロマリットの組織上の構造並びに業務活動をよく理解することである。タスク・フォースの参加コングロマリットに関する調査結果によれば、マッピング調査の実施がこういった理解を得るために効果的な方法であるとされている。しかしながら、これは監督者が複雑な金融コングロマリットをさらに深く理解するための監督上の一つのツールに過ぎないと考えられる。
33. 監督者の情報ニーズが増加し、あるいはコングロマリットの経営陣自体が十分な情報を受け取っていない状況を特定するのに、象限を用いたアプローチは時として有益である。例えば、理論的にはグローバルな業務ラインに基いて経営され、グローバルな企業統制機能を持つとされているコングロマリット（象限 A）が、実際には依然グループ内で地域の自主性をかなり許容しており、象限 D のコングロマリットのラインに沿って構造化されている場合、監督上の懸念が生じる可能性がある。
34. 監督者は、きわめて自主性の強い地域的な経営管理、グローバルな統制が弱いこと、あるいは理論面と実務面の経営管理の構造が分離している（divergent）如何なる証拠にも注意を払わなくてはならない。その他の警戒指標には、コングロマリットに属する法的主体間での監査の取決めの分離や異なる会計年度末などが含まれよう。
35. 企業構造及び経営組織や金融コングロマリットの企業統制機能の如何を問わず、個々の監督者がグループ全体の経営実務に対する理解を確保するためのカギは、監督者間の効果的な意思疎通である。なぜなら、コングロマリットを完全に理解し評価するための全ての関連情報に単独でアクセスする準備が整っている監督者は全くいないからである。
36. また、監督者は、個々の目的並びに方法についての情報交換を行うべきである。お互いの監督上の手法に通じていることは、相互理解と情報の信頼及び交換に役立つものである。先に述べた「監督者に対するクエスチョネア」は、監督上の目的並びに方法に関する情報を収集するための有益な手段である。

V. 様々な状況下における監督者間の情報交換

A. 新しいコングロマリットの形成

37. 新しいコングロマリットの形成は、通常、合併、買収や新企業の設立を通じて生じる確認可能な事象であり、新しいグループにおける様々な法的主体に責任をもつ監督者の関与が必要となる。しかしながら、グループが拡大・発展するにつれ、次第に金融コングロマリットとしての特徴を備えるようになり得る。従って、監督者は、拡大しつつあるグループを調査しておく必要がある。コングロマリットの出現は、承認、申請その他の監督上の手続を行う場合を含め、関与する全ての監督者にとって情報ニーズを増大させる。
38. コングロマリットが形成された時点で、関連の監督者間で接触が開始されるべきである。関連する監督者は、新しいコングロマリットが形成された際に、適切な情報交換手続を開始するための議論を始めるべきである。
39. 関連する監督者が企業経営及び企業統制機能の観点からコングロマリットの構造について深く理解することを確保するための措置を講ずることは重要である。一つの方法は、監督者が、先に述べた「コングロマリットに対するクエスチョネア」を用いて、マッピング調査を実施することである。監督者はマッピング調査を行うタイミングの良し悪しを判断しなければならない。その作業を即座に行う方が望ましい場合もあるが、特に合併が行われる場合など、合併によって通常生じる構造上の変化が完了するのを待つ方が望ましい場合もある。また、監督者は、監督上の方法を通じて、コングロマリットを理解するという期待された目的を達成する。
40. マッピング調査が実施される際、通常は主たる監督者によって行われ、必要に応じてその他の監督者も参加する。コングロマリットの業務並びに組織に関する重要な情報を含む調査結果であるマトリックスの記録は、コングロマリット内の各企業の監督に携わる監督者と共有すべきものである。
41. マッピング調査は、とりわけ、業務ラインもしくは法的主体に対応した活動に対する経営管理の構造、並びに地域的又はグローバルベースでの統制構造の点から、コングロマリットの分類を容易にし、象限内での位置付けを決定する。
42. マッピング調査の実施は、監督者相互の目的、方法、戦略の理解を促進する上でも有益なものである。これにより、監督者が、個別のニーズ、監督の責任を負う規制対象企業が行う業務の特性、並びにコングロマリット自体の特徴と構造に最も適した情報交換のための取決めを締結することが支援される。

B. 新しい活動の承認もしくは新たな監督上の法域内での活動

43. 法域内に新たに設立される金融コングロマリットに関しては、様々な監督方法が存在

する。法律上の免許もしくは承認の手続が必要とされる場合があり、その場合、別の監督者が新企業に対して関連する免許手続を行う。分野内のクロス・ボーダーの取決めの中には、バーゼル委員会の最低基準に定められているように、主たる監督者の事前同意が免許手続において不可欠の要素となっている場合がある。その他の場合には、単に通知を行うのみか、正式な免許若しくは承認要件がないこともある。

44. 別の法域での設立に関する手続の如何に関わらず、関連する監督者間で連絡を取り合うべきであり、既存のものが存在しない場合には監督上の関係の構築のための努力を開始すべきである。これは、監督者が監督上の目的や実務についての情報を交換する適切な機会となり得る。
45. 別の監督者による検討手続を容易にするため、主たる監督者は問題となっているコングロマリットのマッピング調査や継続的な監督プロセスを通じて収集された適切な情報を提供しなければならない。複数の監督者が同意する場合、コングロマリットに対するクエスチョネアを共同で完成してもよい。
46. 関連する監督者は、情報交換に法律上の根拠が与えられるよう確保し、もし情報交換に対して障害があればそれを確認するため、既にある情報交換の取決めを再検討しなければならない。関連する監督者は、必要に応じて情報交換のための公式もしくは非公式の取決めの締結又は促進に向けて努力すべきである。
47. このような情報交換に関しては、分野内、場合により分野を横断して取決めが存在している。このペーパーにおける提案と勧告は、そのような取決めに代わることを目的とするのではなく、問題の金融機関が金融コングロマリットの一部である場合に、必要に応じてこういった情報の伝達を補足するのが目的である。

C. 金融コングロマリット構造の進展

48. 金融コングロマリットの動的な性質を考えると、監督者は新しい重要な業務の開始や統制の再構築を含む進展を常に把握している必要がある。新しい進展については、象限の枠組み内でのコングロマリットの分類を含め、コングロマリットの構造に与える影響を測るために評価を下す必要がある。コングロマリットをある象限から別の象限に移らせるような構造への変化は、監督者間に存在する情報交換の取決めにも影響があり得る。監督者は、コングロマリットの構造への変化を知らされるべきであり、監督方法と情報交換の取決めについて適切な調整を行うべきである。そのような調整は、継続的な監督もしくは新たなマッピング調査の実施によって行われる。

D. 継続中の監督作業

i) 企業に関する情報ニーズ

49. コングロマリットに属する規制対象企業の監督者は、異なる情報ニーズを有しており、

それは、彼らが業務を行う法律上、規制上の枠組み、監督上の目的、並びに特定の法域内の規制対象企業が営む業務の性質によって決定される。主たる監督者はできるだけ広範囲にわたる情報ニーズとアクセスを有しがちであり、その他の監督者は主たる監督者に対して追加情報あるいは情報の確認を求めることが多い。全ての監督者は、相互に共有すべき貴重な洞察又は情報を持っている可能性もある。

50. 監督者はコングロマリットに関する重要な記述情報を必要とする：その組織上の構造、経営陣、財務状態、戦略、主要リスク、経営方針の主たる特徴、リスクの管理・制御のための手続と情報システム。このような情報は、組織図、財務諸表、資本、流動性及びリスク・プロファイル、経営方針マニュアルその他の文書に含まれている。また、コングロマリットの経営陣との議論は、情報を得るばかりでなく、経営陣の企業戦略、リスク・プロファイル、将来展望に対する考え方を知ることができる。また、監督者は、金融コングロマリットがいかに効果的にリスクを認識、管理、制御しているかを評価・判断し、問題の端緒を認識するために、十分な財務上及び業務上の情報が必要である。コングロマリットに対するクエスチョネアは、コングロマリットについての関連する情報を得るには有益な方法であることがわかった。

51. 情報ニーズ、とりわけ様々なコングロマリット構造に特に関連する情報のタイプを確認するための一般的な枠組みがこのペーパーの第 IV 章で述べられている。しかし実際には、ある一つのもしくは別のモデルに対応した構造を有しているとしても、各々の金融コングロマリットは独自のものであり、主たる監督者及びその他の監督者の情報ニーズは個別に評価されるべきである。

ii) 監督上の活動に関する情報ニーズ

52. 金融コングロマリットに関する監督上の情報交換の取決めの締結の際に重要な要素は、監督上の目標と関与する監督者の手法である。これらについて共通の理解を得るためには、監督者に対するクエスチョネアを完成させるか、あるいは監督者間で議論を行うことが必要である。

53. 金融コングロマリットに属する企業の監督者にとって、当該コングロマリット内の他の企業の監督者の方法に関する情報に馴染み、それを理解することは非常に有益である。監督上の協力は、不必要な重複や負担を伴う要求を減少させ、監督上の戦略全体が十分に網羅的であるよう確保する助けとなる。継続ベースでは、監督者がオンサイトの検証を含め、他の監督者が計画した監督活動について知らされ、自らの監督計画を策定する際にそれを考慮に入れることが有益である。そのような監督活動に関する定期化された情報交換は、金融コングロマリットに属する企業の監督者間での情報交換の取決めに組み込むことが可能である。

54. 監督上の目的及び方法の見直しは、組織上の構造、コングロマリットの主要リスク、並びに活動・範囲の計画についての見直しとともに、監督者が金融コングロマリットの内部で行われている監督の程度を確認・評価するのに役立つ。監督上の範囲は、不適切

な監督上の負担や監督資源の重複使用をなくして適切な監督を確保するため、必要に応じて修正・調整され得る。

E. 監督上の問題の特定と処理

55. 監督上の枠組みの中では、監督者の目的とするところは、金融コングロマリットの戦略、構造、財務ポジション、業績の理解を容易にするため、得られた情報を継続的に利用し、規制対象企業に影響を及ぼし得る問題を明らかにすることである。重要な目標は、初期の段階で問題を明らかにし、規制対象企業の経営陣に問題进行处理のために措置を講ずることを促すことである。その第一歩は、規制対象企業についての基本的な理解である。
56. 特定の利益が不利若しくは通常でない発展（adverse or out-of-the-ordinary developments）を遂げている場合、特に、責任を負っている規制対象企業に影響を与える可能性がある場合には、全ての監督者はそれを考慮しなければならない。ほとんどの監督者は財務情報には十分なアクセスを有しているが、こうしたデータは生じつつある問題の遅行指標（lagging indicators）であると考えている。
57. 監督者は、他の監督者の見解並びに評価を高く評価する。彼らは、重要な企業のリスク負担活動を評価する関連する監督者の評価と調査結果を知られることに興味を有している。特に、監督者は重要な問題や通常でない発展についても情報を必要としている。コングロマリット内の企業間の関係にもよるが、監督者は、他の企業に対して監督責任を持つ監督者の関連する評価と調査結果に対しても関心がある。監督上の評価に関する意思疎通により、過度の量の情報や生データの交換の必要性を減少させることができる。
58. 主たる監督者に対する情報伝達は、特に強調されるべきである。この監督者は、個々に独立して見る場合には特に重要に感じない展開や出来事であっても、他の入手可能な情報と比較対照してみると、重要で、かつ不利になる可能性を評価するのに通常最適な立場にあるからである。異常な調査結果や重要な発展についての、主たる監督者に対する時宜を得た情報提供は、他の情報の分析・評価や、「監督上のパズル（supervisory puzzle）」の組み立てを許容する。特に、監督者は、他の法域内企業の統制環境に影響を与え得る、リスク管理及び内部管理（internal controls）の問題について情報を交換すべきである。一方、主たる監督者は「監督上のパズル」について最も包括的な見解を持っているため、他国の監督者に対して潜在的な問題を知らせ、適切な情報を提供するのに最適な立場にある。
59. 監督者の情報ニーズは、生じつつある問題が、より深刻な問題に発展する場合には更に高まる。より深刻な問題とは、他の金融機関に影響を与える可能性のあるコングロマリット特有又はより広範囲な市場規模の問題（broader market wide problems）に関連するものである。
60. 一つの問題が監督上の関心事に発展した場合、情報ニーズの対象は、全体的な構造、

財務状態、リスク・プロファイル、企業統制機能及び金融コングロマリットのアプローチに対する理解から、企業のリスク・エクスポージャー、リスク管理方法、現在の進展、特に現在の問題に関わる進展の財務上の影響に関する、特定かつ詳細な情報が次第に増えていく可能性が高い。監督者のニーズは、金融コングロマリットが時宜を得て信頼できる正確かつ詳細な情報を得ることのできる優れた情報システムを得ることができる場合にのみ、満たされる。

61. 非常に厳しい問題に直面してきわめて詳細な情報が必要になった場合には、企業とその主要な監督者との意思疎通を継続する必要がある。緊急時や即座の場合に（in an emergency and on short notice）有益な可能性のあるタイプの情報については、その事例が付属文書 B に記載されている。そのような状況での重要な点は、金融コングロマリットが、短時間で、広範囲にわたる詳細な情報を提供する能力を有している必要があるということである。
62. 時宜を得て詳細な情報を得る必要性の増大は、関連する監督者による、金融コングロマリットの構造、戦略、リスク・プロファイルの完全な理解の重要性を強調する。経営情報システムと報告の性格、性質及び柔軟性に対する関心は、日常の監督プロセスの一環であるべきである。同様に重要なのは、コングロマリットの経営陣とその法域内の監督者との間で、また、監督者相互間で優れた意思疎通の伝達経路が確立されていることである。

コングロマリットに対するクエスチョネア

目 次

I. はじめに	60
II. ユーザー・ガイド	
コングロマリットに対するクエスチョネアの使用	61
用語の定義.....	62
技術的情報.....	63
III. コングロマリットに対するクエスチョネア	
組織上の構造、コーポレート・ガバナンス及び経営陣による監督	67
リスク管理.....	69
統制環境	71
IV. コングロマリットに関するマトリックス	74

I. はじめに

コングロマリットに対するクエスチョネア（以下、「クエスチョネア」という。）は、金融コングロマリットの監督上の目的で作成された分析用ツールである。クエスチョネアは、調査対象である個別のコングロマリット並びにそれに関わる監督者の特定の状況に適するよう修正され得る動的な手段であると考えられている。ジョイント・フォーラムの継続的な作業及びクエスチョネアの使用によって得られる経験により、その内容が拡充され、金融コングロマリットの機能並びにそのコングロマリットに属する監督対象企業が直面する独自のリスクをよりよく理解するための有益なツールとなり得る。

クエスチョネアは、簡潔な様式であるが、一以上の監督者が金融コングロマリットと以下の事項について行う議論を容易にする。

- ・ 組織上の構造、コーポレート・ガバナンス及び経営管理
- ・ リスク管理、及び
- ・ 統制環境

クエスチョネアへの記入によって得られる情報は、国や分野を横断した監督者間の討議、監督上の戦略の策定、及び監督上の緊急事態への対応を支援するのに使用することが可能である。監督者はクエスチョネアを使って、金融コングロマリットのリスク・プロファイル、統制システム、組織上の構造もしくは経営管理の構造に対する理解を深めることが可能である。

クエスチョネアの大半のセクションは、情報の入手可能性に関する質問で始まり、組織、戦略、経営管理面の情報を得るための質問が続く。また、リスク管理のセクションは、金融コングロマリットがその主要なリスクを認識し、そのリスクの多くがコングロマリット並びに監督者が適切と考えるものである旨を説明することができるように構成されている。

クエスチョネアの質問のほとんどは「自由回答式」で、より情報の多い議論が生まれるように、「どうやって」「何を」というタイプの質問が用いられている。単純に「はい」「いいえ」で答える質問と違い、コングロマリットは独自の準拠体系の中で広範囲にわたるクエスチョネアの質問事項に自由に答えることができる。

クエスチョネアの利用を容易にするために、ユーザー・ガイドが用意されており、これは1996年及び1997年に14の金融コングロマリットに関するより詳細なクエスチョネアを作成したタスク・フォースのメンバーの経験に基づいている。最後に記載されているマトリックスは、業界の分野を横断する質問に対する手短な回答を把握し、監督者間でコングロマリット全体の監督上の戦略作りを容易にするために利用することが可能である。マトリックスに記録される情報のうちの幾つかは、例えば、新製品の開発計画などのように、企業秘密の性質を持つため、他の監督者との情報交換に先立ちマッピングされたコングロマリットの同意を得るべきである。

II. ユーザー・ガイド

A. コングロマリットに対するクエスチョネアの使用

クエスチョネアは、監督者が金融コングロマリットを評価及び理解するために使用されることを目的としている。クエスチョネアに含まれる情報の分析により、ユーザーは金融コングロマリットの組織上の構造、経営管理の構造、リスク・プロファイル、内部管理の全体像を把握し、さらに分析・調査が必要な状況もしくは問題の発見が可能になる。クエスチョネアはオンサイトの検証に代わることを目的としたものではなく、監督上の実務を補足するものである。リスク・プロファイルに整合的にコングロマリットの監督を行う際、コングロマリットの経営陣や他の監督者と話し合いを持つための糸口として機能し得る。クエスチョネアはコングロマリット自体の内部評価プロセスの一環としても有益なものである。

クエスチョネアを効果的に使用するためには、クエスチョネアに含まれている3つの広いカテゴリー、その相互関係、限界を完全に理解することが不可欠である。一般的なルールとして、クエスチョネアの回答に含まれる情報については、分析を加える前にコングロマリットの経営陣がその正確性確保のための確認を行うべきである。

ユーザー・ガイドは、クエスチョネアに含まれる情報を完成させ、もしくは分析する際の詳細かつ綿密な指示を与えるものではない。むしろ、タスク・フォースのメンバーの経験を説明しようとするものであり、ユーザーには、クエスチョネアへの記入に当たり、以下のような事例が有益であることが判明する可能性がある。

- ・ 多くの場合、上級管理職レベルと担当者レベル（business levels）に同じ質問をすることで、どのような類似点と相違点が見られるかを見出すことができた。
- ・ 広範囲にわたる業務戦略並びに組織に関する議論の結果を、主要リスクと管理方法についてのコングロマリットの見解と比較することは意義深いものであった。
- ・ クエスチョネアは、コングロマリットに対してその主要リスクについて質問している。監督者はコングロマリットに対して言及されていないリスクについて質問したい意向を持っている。金融コングロマリットが通常抱えている主なリスクとして、信用、流動性、業務、金利、外国為替、戦略、法律、評判、市場、保険（保険の引受、再保険、ALM）、コンプライアンス、情報システム、決済などがある。

上述のとおり、クエスチョネアは、調査対象である個別のコングロマリット並びにそれに関わる監督者の特定の状況に適するよう修正され得る動的な手段である。コングロマリットに対して不必要もしくは重複した行政上の負担を負わせることを避けるよう、注意が必要である。コングロマリットに対してクエスチョネアに回答するよう要請する監督者は、彼らがすでに入手済みのコングロマリットに関する情報に照らして、変更が適切かどうかを検討すべきである。結果として得た情報を共有するという基本的な考え方にに基づき、コ

ングロマリットに興味を持つ他の監督者と協力して、クエスチョネアを作成すべきかどうかについても、検討が必要である。

B. 用語の定義

「金融コングロマリット」とは、その主要業務が金融業であって、それに属する規制対象企業が銀行、保険、証券のうち少なくとも2つの業務に相当程度携わっているコングロマリットをさす。

「企業の法的構造」とは、コングロマリットを形成する金融コングロマリットの企業組織の法的枠組みをさす。これには、免許を有する商業銀行、銀行子会社、保険子会社、監督もしくは規制対象外の企業なども含まれ得る。

「業務活動の構造」とは、金融コングロマリットが従事する主要な業務活動を計画・運営する方法をさす。例えば、コングロマリットは、外国為替、リテール・バンキング、法人貸付、生命保険、投資顧問及びその他関連業務などの業務ラインに対応して、組織化される。

「規制上及び監督上の構造」とは、金融コングロマリットを構成している法的主体の監督責任を負う監督者及び規制機関、即ち、当該法的主体が業務を行う国の銀行、保険、証券監督者及び規制機関をさす。

「経営管理の構造」とは、コングロマリットに対し経営陣が実施する直接の監督形態をさす。これは、業務を行う金融コングロマリットが採用する個別化されたアプローチである。殆どのコングロマリットの経営管理の構造は、3つのカテゴリー、即ち、法人組織（corporate legal）（法的主体）、業務ライン（商品やサービス）、又は地理（地域、国、自治体）のうちの一つ（又はその組み合わせ）に分類される。

「企業統制機能」とは、コングロマリットのリスク測定、監視、制御システムであり、内部監査及び外部監査、財務管理、コンプライアンス、人的資源、情報技術が含まれる。それらが一緒になって、統制環境、すなわちコングロマリットの行動が健全かつ遵法的であり、取締役会で承認されたリスク負担性向に沿うことを確実にする責務を負うコングロマリット内の機能を構成している。

「リスク」とは、予想される事由又は予想外の事由によって金融コングロマリットに悪影響が及ぶ可能性をさす。リスクのカテゴリーは、コングロマリットによりまちまちであるが、一般的には、2つの広いカテゴリー、即ち、金融リスク（信用、市場、流動性、保険数理、再保険など）及び金融以外のリスク（業務、取引、評判、法律、コンプライアンスなど）の一つに分類される。

「リスク・プロファイル」とは、現在のリスク管理の枠組みに照らした、リスク負担活動の水準に対する評価である。

C. 技術的情報

金融コングロマリットの構造並びにシステムは多種多様であり、その業務には独自性があることから、監督者はケースバイケースで入手可能な情報を決定しなければならない。監督者は、金融コングロマリットがいかに効果的にそのリスクを特定、管理及び制御しているかを評価・監視し、問題の端緒を認識するための情報を得る必要がある。クエスチョネアはこのプロセスにおける出発点である。

以下は、監督者がアクセスを希望する情報のタイプの例である（情報のタイプは、3つの広いカテゴリーに分類され、コングロマリットに対するクエスチョネアと平行になっている）。

組織上の構造、コーポレート・ガバナンス及び経営陣による監督

- ・ 組織図その他の説明資料には、以下の点が記載されている。
 - a) 法人が実質的な（substantial）リスクを負っている、監督対象企業並びに重要な持株会社、子会社、又は関係会社
 - b) 業務ラインに対応した組織上の構造、つまり監督対象企業の業務ラインにおける位置付け（place in the business line）、即ち、関連する業務ラインの管理の配置（location of relevant business line management）
 - c) 重要な持株会社、子会社、又は関係会社の監督者

コングロマリットの業務ラインの構造がいかに密接に企業の法的構造に対応して構成されているか、他の法的主体がお互いにどういう関係にあるか、何が監督対象企業に影響を与えているか、これらの企業のどれが誰から監督を受けているか示すためには、組織図が有効である。企業の法的構造、それに関するコングロマリットの計画、最良の構造を形成する上での障害に対する全体的なアプローチに影響を与える要因について議論することにより、この組織図に対する理解も深まる可能性がある。組織図を検討する上で考慮しなければならない重要なことは、金融コングロマリットは極めて複雑であり、その組織図は実際には多面的（multi-dimensional）である可能性があることを認識することである。

- ・ 図は、コングロマリットの経営管理の構造、コングロマリット内の異なるタイプの管理者（例えば、法的主体、企業、業務ラインなど）の責任の記述、管理者間の関係、重要な相互作用のタイプを示す。

経営情報に関連する質問は、コングロマリットがどのような形で経営、統制されているのか（グローバル・ベース、地域、国、あるいは経営ラインのベース、又は、これらの構造の複合的な形態で）また、コングロマリットが地理的及び法律的な境界線を越える業務をどのように経営しているかについて、監督者に洞察を与えるものである。監督者は、経営陣との話し合いによって、組織の目標・目的を達成するために経営陣に与えられている主なインセンティブ、コングロマリットの業務ライン及び法的主体における統制環境を維持する責任を負う管理者、内部管理違反、法令違反その他の企業内の問題を確認・是正するための企業のメカニズムに対する理解の助けが得られる。

- ・ コングロマリットの取締役会の役割及び責任、その構成、あるいは監督の対象となる法的主体の取締役会の責任及びその構成を説明する。

コングロマリット並びに監督対象となる法的主体の取締役会（構成に相違があれば）の役割及び責任に関する情報により、監督者はコングロマリットの統治（ガバナンス）規制対象となる法的主体の意思決定の範囲を理解することができる。

- ・ コングロマリットに属する重要な法的主体間の自己資本の水準及び配分、経済的及び規制上の自己資本の配分に関するコングロマリットのアプローチ、そしてコングロマリットが規制対象となる全ての法的主体において所要自己資本額を遵守しているかどうか。

自己資本に関する情報は、コングロマリットの自己資本構造と、その構造が監督対象となる法的主体の現在及び将来の財務状況の変化に与える影響に関する基本的情報とともに、コングロマリット内でいかに資本が保有されるかに影響を与える規制上の諸要素に関する理解を提供する。監督者は、自己資本の配分方法並びにその決定に影響を与える諸要素についてしばしば経営陣と話し合いを行う。

- ・ 監督対象企業並びにその最上流にある（ultimate）持株会社に関する財務情報。適切な場合には、貸借対照表（最近の4半期ベース及び会計年度末のもの）及び損益計算書（最近の4半期ベース及び会計年度末のもの）さらに、入手可能な場合には、連結ベースの貸借対照表及び損益計算書を含む。

財務情報により、監督者は、収入並びに貸借対照表項目の傾向に対する評価、さらには特定の監督下にあるコングロマリットの一部の貢献度や重要性の評価をすることができる。監督者が監督対象企業の財務状況の評価するためには、買収及び合併活動を含む市場の発展に関わる情報にアクセス可能でなければならない。

- ・ コングロマリット内の、グループ内及び関連企業間取引並びにエクスポージャー（intra-group and related affiliate transactions and exposures）の性質、当該取引の量並びに重要なグループ内の金融リスク・エクスポージャーの規模に関する情報。

グループ内の情報により、監督者は、規制対象となる法的主体の持株会社、子会社及び関係会社が当該法的主体の財務の健全性に影響を与える伝達経路についての評価が可能となる。これらの伝達経路には、サービス契約などの取決めも含まれる。監督者は、法的主体における記帳の決定に影響を与える要素並びにグループ内エクスポージャーの規模・特質、このような取引がどのように監視されているか、金融コングロマリットに属する法的主体間ではエクスポージャーに対していかなる制限もしくは制御が行われているか、について経営陣と話し合いを行うことができる。

リスク管理

- ・ コングロマリットの広範な業務戦略及び主要なリスクに対するコングロマリットの見方の記述。主要なリスクそれぞれについて、リスクの測定、管理及び制御方法、リスク管理を担当する分野及びその報告ラインの組織、規制対象企業における上限設定もしくはその他のリスク制御メカニズム、並びに、必要に応じて、業務ライン、法的主体

もしくはグループ全体のリスク管理におけるストレス・テストもしくはコンティンジェンシー・プラン。

リスクに関する情報により、監督者は、当該企業のリスク・プロファイル、監督対象の法的主体のリスク・プロファイルに関する経営陣の視点、並びに法的主体の構造内におけるそれぞれのリスクに対する管理者の管理方法（management's approach to managing each risk）を理解することができる。ある特定のリスクを測定、監視する一環として、金融コングロマリットは、業務ライン、法的主体もしくは企業レベルにおけるストレス・テストその他のコンティンジェンシー・プランを実施し、それが慎重に行われれば、リスク集中の可能性及び市場環境の変化に関する企業の脆弱性が更に明らかになる。

組織上の情報及び経営陣との話し合いによって、リスク管理分野における責任が明確になり、監督者はリスク管理部門のどのスタッフに質問をしたらよいかがわかるようになる。また、監督者は、上限設定（limit structure）その他のリスクを制御する方法や、銀行における貸倒引当金、保険会社の責任準備金などの引当金又は準備金の利用と程度に関する情報を求める可能性がある。組織運営における制限事項への対応（例：制限の適用除外（limit exceptions）を許容することに対する経営陣側の姿勢）や引当金・責任準備金の管理に関するコングロマリットのアプローチは、企業レベル、もしくは監督対象となる法的主体内部におけるリスク負担に関する制限（intended restraints）を理解するのに不可欠なものである。

- ・ 新しい商品もしくは業務ラインの導入に関するコングロマリットの方針及び手続
新しい商品に関する情報により、監督者は新商品の開発プロセスにおける潜在的なリスクがどのように管理されているか、コングロマリット内部でこれら商品の適切な制御及び適正評価（due diligence）を確保するための責任がどこにあるかについての理解が容易になる。
- ・ 監督対象となる企業の次の事項に関する方法の記述：重要な資産の流動性、企業の現在の資金源の性質及び安定性、代替的資金調達方法の可能性を含む、流動性及び資金調達の管理方法；支払証券、保険金の合計支払債務、アウト・オブ・ザ・マネーにある店頭デリバティブ、外国為替契約を含む、高額の支払い債務；並びに、その他為替業務もしくは手形交換・決済に関わる重要な現金・証券の必要額。さらに、コングロマリットが他の会社を通じて、もしくはその代理として清算・決済を行う方法の記述。
監督対象企業の流動性及び資金調達の概要により、監督者は、企業が債務及び決済の義務を果たすために必要な現金の額を把握し、企業がその手持ちの資産、担保の適切な流動化、あるいは追加的な債務負担によっていかに迅速に現金を生じさせることができるか、また企業がいかに効果的に信用度に敏感な取引市場にアクセスすることができるかを判断することが可能になる。銀行及び証券会社の取引先は、それらに対する信用エクスポージャーを、資金調達、取引先エクスポージャー及び決済の取決めという広い範囲にわたって評価しがちであることから、流動性の包括的な評価には、通常、これらの要素に関する情報へのアクセスが必要となる。

統制環境

- ・ コングロマリットの重要な会計方針並びに保険数理に関わる方針、内部もしくは外部の保険計理人の役割
- ・ 財務管理並びにコンプライアンス機能を果たすための役割、責任、及び組織に関する記述

会計方針、保険数理、財務管理、及びコンプライアンスに関する情報により、監督者は、組織において内部管理を確立し、金融コングロマリットの内部で主要な財務、会計、保険数理システムと人事制度の位置づけを行うための主要な要素を理解することができる。

- ・ 内部監査分野の役割、責任、組織、中央集約的な要素と分散的な要素(centralised and decentralised elements)に関する責任分担、並びに、外部監査の役割についての記述。

内部監査情報により、監督者は、内部監査部門の目的、外部監査人との関係、監督対象の法的主体に関する監査責任が中央の監査スタッフと地域、業務ライン、もしくは法的主体に配置されたスタッフ間でどのように管理されるか、監査報告書の受取人、内部監査結果をフォローするためのプロセスの性質について知ることができる。

III. コングロマリットに対するクエスチョネア

I . 組織上の構造、コーポレート・ガバナンス及び経営陣による監督

A . 法的構造及び一般的な情報

1. コングロマリットの内部で、法人 (legal corporate) と業務ライン構造 (地域又は地理上の構造に関する情報を含む) に関して如何なる情報を入手することができるか？パブリック・ディスクロージャー (例：年次報告書、公開の財務諸表等) によって、どの程度コングロマリットの法的構造及び業務ライン構造を把握することができるか？
2. 企業の法的構造に対する全体のアプローチに影響を与えるのはこういった要素か？コングロマリットの業務ライン構造はどの程度密接に企業の法的構造に対応しているか？それほど密接な関係がないとすれば、「分離した (divergent) 」構造に影響を与えたのはこういった要素か？
3. 企業の法的構造に関するコングロマリットの戦略はどのようなものか？経営陣が最適な構造と考えているのはどのようなものか？経営陣が最適な構造を構築することを妨げているのは、どのような障害か？
4. どの法的主体が規制対象であり、誰が規制を行っているのか？規制上の関係を調整する責任を負っているのは誰か？それは実務上どのように達成されているか？経営陣は自らの業務分野における規制構造をどのように見ているか？

B . 経営管理の構造

1. コングロマリットの経営管理の構造に関して、どのような情報が入手可能か？このような情報が配布されるのはどのレベルの管理職・従業員か？報告ラインを明確にするため、経営陣はどのような方法をとっているか？
2. コングロマリットの全体的な経営管理の構造はどのようなものか？この構造は業務ライン及び (又は) 法的主体にどの程度密接に対応しているか？このような構造をもつに当たっての戦略は何か？そのような構造を採用するための決定に影響を与えたのはどのような要素か？経営陣に現在の経営管理の構造の再検討を迫る要素は、どのようなものか？

C . コーポレート・ガバナンス及び経営陣による監督

1. コングロマリットは、グローバル・ベース、地域、国、業務ラインのベース、もしくはそれらの複合により、どのように経営管理・統制がなされているか？コングロマリットは、地理的及び法律上の境界線を越えた業務をどのように管理するのか？

2. 異なる種類の管理者がコングロマリット内でどのような責任(例:法的主体、企業、業務ラインなど)を負い、相互にどう関係し合っているのか?地域上・地理上の(regional or geographic)管理者を擁するコングロマリットの場合、これらの管理者に対して報告を行うのは誰か?
3. コングロマリットの取締役会はどのような役割・責任を有するのか?取締役会の構成はどのようになっているのか(例:社外取締役など)?法的主体の取締役会はどのような役割・責任を有するのか?これらの取締役会の構成はどのようになっているのか?
4. 組織の目標・目的を達成するため、経営陣に提供される主なインセンティブはどのようなものか?組織の目標・目的を達成するのを阻む経営陣の行動に対する主なディスインセンティブはどのようなものか?
5. スタッフの採用及び育成に関するコングロマリットの方針はどのようなものか?コングロマリットの目標(業務上もしくはその他)は、どのようにスタッフに伝達されるのか?業務戦略並びに個別目標はどのように構築、監視されるのか?
6. 報酬に関するコングロマリットの戦略は何か?コングロマリットの報酬に関する戦略はどのように構築、実施されるのか?コングロマリットの業務上の目的と報酬算定方法とはどのように関係しているのか?

D. 自己資本に係る資源

1. 経済的及び規制上の自己資本の配分に関して、どのような情報が入手可能か?複数の債務に対して担保を設定するために資産が利用されることや、重大なダブル・レバレッジなど、自己資本に関連する問題について、どのような経営管理情報の報告書が作成されるか?
2. コングロマリットの自己資本並びにその配分に関する戦略はどのようなものか?コングロマリット内でどこに自己資本が保有され、その理由は何か?コングロマリットを横断する自己資本の配分に影響を与えるのはどのような要素か(例:規制上の要素、又はリスク・ファクターなど)?自己資本の配分に関する意思決定はどのように行われるのか?規制当局が特定の法的主体に自己資本を要求する場合、連結ベースのコングロマリットにどのように影響を与えるのか?
3. 自己資本に関する決定は法的主体及び業務ライン構造によってどのような影響を受けるのか?
4. コングロマリットの自己資本調達に対して、どのような制限が設けられ、その制限の特徴はどのようなものか?法的主体間での自己資本のフローに対する障害は何か?他より好ましい条件で自己資本を引き上げられる法的主体がもしあれば、それは

どの程度までか？

E . グループ内及び関連企業間取引並びに金融リスク・エクスポージャー

1. グループ内及び関連企業間取引並びにエクスポージャーの範囲に関して、どのような情報が入手可能か？どのような種類の経営管理情報報告書が作成されるのか？この種の報告書が作成される頻度はどの程度か？
2. グループ内取引及びエクスポージャーに関するコングロマリットの全体的な戦略はどのようなものか？グループ内及び関連企業間取引もしくはその他の取決めは、どのような種類のものが使用されているのか（例：サービス契約、見返り信用状取引（back-to-back transactions）など）？グループ内及び関連企業間のエクスポージャー及び取引はどのように監視されているのか？
3. グループ内及び関連企業間取引の量はどの位か？金融リスク・エクスポージャーの程度はどの位か？コングロマリットは、このような取引やエクスポージャーに対して上限を設ける構造を有しているのか？完全所有でない企業（<100%）に対する金融リスク・エクスポージャーのレベルはどの程度か？コングロマリットは、100%所有でない企業への取引及びエクスポージャーに対して上限を設ける構造を有しているのか？
4. 法的主体による記帳の決定に影響を与える要素は何か？

. リスク管理

A . リスク・プロファイル

1. コングロマリットの主要リスクはどのようなものか？
2. コングロマリットにおいてリスク負担を行う主要な法的主体は何か？
3. 上記の1に記載されるリスクの各々について：
 - a. コングロマリット内で入手可能なリスクに関する情報は何か？また、その情報を入手できる頻度はどれくらいか？コングロマリットはリスクの種類をどのように計測するのか？（可能であれば、モデルの種類等を示すこと）
 - b. リスク負担を行う者、リスク管理責任者、上級管理職及び取締役会には、どのような種類のリスクに関する報告書が入手可能か？これらの報告書が作成される頻度はどれくらいか？（例：グローバル・ベースの報告書、業務ラインごとの報告書など）

- c. 特定リスクについてその管理が集中的あるいは分散的ベースで実施されるものがあるか(例:情報入手の集中化や上限設定のプロセスの分散化など)?一つの法的主体によって集中的に管理されるのは何のリスクか?リスク管理において、地域的又は地理上の管理者はどのような役割を果たしているのか?
- d. コングロマリットは、どのようなリスク制御のメカニズムを備えているのか(例:上限設定の構造、休暇に関する方針、一連の補償制度など)?上限設定に責任を負うのは誰で、どのように設定されるのか?法的主体にも上限は設定されるのか?業務ラインの場合は?連結ベースのコングロマリットは?上限又はその他のメカニズムは誰が監視するのか?上限を超える必要がある場合、通常取られる手続はどのようなものか?
- e. ストレステスト、コンティンジェンシー・プラン及びバック・テストングに関する経営陣の計画はどのようなものか?
- f. リスク管理機能の側面を変更もしくは拡大するためにどのような計画があるのか(例:システムの改良、新しい測定方法の開発など)?

B. 新商品

1. コングロマリットは新商品をどのように定義しているか?コングロマリット内で管理される新商品の導入はどのように行われているのか?新商品に関するプロセスに関して、どのような経営管理上の報告書が作成されるのか?新商品がコングロマリットによって導入又は使用されるべきかどうかの決定にどのようなプロセスがとられるのか?
2. 新商品に関するプロセスに責任を持つのは誰か?内部の会計監査及び業務部門管理(business unit management)が、新商品のプロセスにおいてどのような役割を果たすのか?
3. 来るべき年に、新商品を導入あるいは使用することについてコングロマリットにはどのような計画があるのか?(例:企業としては新しいが業界としてはそうでないもの、もしくは業界として新しいもの)

C. 流動性の管理

1. 流動性に関してどのような種類の情報が入手可能か?その情報はどの程度頻繁に作成されるのか?
2. 流動性の管理には誰が責任を持っているか?(本社に)集中化される流動性管理の要素にはどのようなもので、地域もしくは法的主体のレベルで実施されるのはどの要素か?この経営上の取決めはどのように決定されたのか?

3. 危機及び不測事態の資金調達計画に責任を持つ者は誰か？その計画はどの程度精緻に作成されたものか？

・統制環境

A . 会計に関する問題

1. コングロマリットが主に使用する会計ルールはどのようなものか？コングロマリットにおいてこれらの規則はどのように適用されるのか？グローバルな連結ベースで調整された異なる法域の会計原則を用いる場合、その結果はどのようなものか？
2. 会計上の問題に責任を負うのは、コングロマリットのどの分野か？その責任並びに報告ラインはどのようなものか？

B . 保険数理上の問題

1. 関連がある場合に、コングロマリットで使用される保険数理上の規則はどのようなものがあるか？これらの規則は、企業全体でどのように適用されるのか？
2. 保険数理上の問題に責任を持つのは、コングロマリットのどの分野か？保険計理人（もしくは保険数理部門（actuarial department））の責任はどのようなものか？保険計理人は誰に対して報告を行うのか？
3. コングロマリットは保険数理上の問題をどのように取り扱うのか？（内部的にか？それとも外部的にか？）こういった資源の果たす役割は何か？

C . 財務管理機能（コングロマリットの帳簿、記録、財務報告の高潔性への責任）

1. 財務管理機能により、どのような種類の経営管理情報の報告書が作成されるのか？これらの報告書が作成される頻度はどの程度で、どの程度時宜を得ているか？報告書はどのように作成されるのか（例：業務ラインか？法的主体か？連結ベースのコングロマリットか？）？
2. 法的主体並びに業務ラインに関して財務管理機能はどのように組織化されているか？それはどのように管理されるのか（集中的か、地理に対応したライン（along geographic lines）か、業務ラインか）？
3. 内部管理の計画を策定・実施する上で、業務ラインはどのような役割を果たしているか？内部管理がどの程度地域レベルあるいは業務ラインに対応して実施されているのか？

D . コンプライアンス（関連法規の遵法性）

1. コンプライアンスの監視・確保のために、こういった種類の情報が入手可能か？法規を遵守しない問題を識別・報告するため、コングロマリットはどのような方法を用いるのか？
2. コングロマリットのコンプライアンス機能はどのような構造になっているのか（例：分離か？集中か？等）？コンプライアンスの問題に対してどのように責任が割り当てられているか（例：法律面から）？機能が分離している場合、コンプライアンス機能に関する報告書は誰に提出するのか？実務上、コングロマリットのコンプライアンスに関わる要件は、どのように監視、管理されるのか？
3. コングロマリットの統制環境を開発、維持、確保する際、経営陣の異なるレベルと種類（例：法的主体、業務ラインなど）が果たす役割はどのようなものか？内部管理上の違反行為その他の不遵守性を識別・是正するため、どのようなメカニズムが備えられているのか？
4. 取引相手の倒産や従業員の不法行為など、他の種類の問題はどのように識別、報告、管理されるのか？

E . 内部監査

1. 内部監査について、どのような種類の情報、概要その他の報告書（例：取締役会報告書、上級管理職報告書）が入手可能か（例：業務報告書、未解決の問題など）？この情報は誰にとって入手可能か？内部監査によって明らかにされた問題に対し、どのようなプロセスでフォローアップや行動がとられるのか？
2. 内部監査機能はどのような構造になっているのか？監査機能の集中化された部門が一つある場合、それにどのような役割及び責任があるのか？内部監査機能を担う部門が分散化されている場合、それらにどのような役割があるのか？
3. コングロマリットは内部監査機能の十分な独立性をどのように確保しているのか？内部監査機能は誰に報告を行うのか？
4. 将来、コングロマリットの内部監査及び内部管理の方法はどのように変化・拡大するのか？
5. 内部監査機能のアウト・ソーシングが行われているかどうか？その場合、アウト・ソーシングの相手は誰か？アウト・ソースするかどうかの決定はどのようになされるのか？

F . 外部監査

1. 外部監査の問題に関してどのような種類の情報が入手可能か？この情報は誰に入

手可能か？外部監査により明らかにされた欠点その他の問題について、どのような種類のフォローアップが実施されるのか？フォローアップに責任を持つ者は誰か？欠点を是正するプロセスはどうなっているか？

2. 外部監査人はどのような責任を負うか？外部監査法人は、内部監査機能とどのように関係するのか？外部及び内部の会計監査機能はどの程度密接に働くのか？その外部監査法人は外部監査人を選ぶ時にはどのような方法をとるのか？
3. コングロマリットは外部監査プロセスの独立性をどのように確保するのか？外部監査に関する非執行取締役の役割はどのようなものか？

IV. コングロマリットに関するマトリックス

I . 組織上の構造、コーポレート・ガバナンス及び経営陣による監督	
A 法的構造及び一般的な情報	
1 . 一般的な情報 (組織の種類、資産規模、活動を行う国、一般的な監督上の枠組み)	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報]
2 . 組織上の構造 - 法人 (主な子会社、支店、場所、活動の種類を記載し、子会社が監督を受けているかどうかを示す)。付属文書に、「法人」の組織図を添付する。	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報]
3 . 組織上の構造 - 業務ライン (主な業務ライン、すなわち外為取引、スワップ取引、株売買、確定利付き債券、デリバティブ、リテール・バンキング、保管業務、個人/企業向け総合保険、個人/団体生命保険、年金、法人貸付、その他)。付属文書に、「業務ライン」の組織上の構造を添付する。	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報]
4 . ディスクロージャー (法人及び業務ラインに関するディスクロージャーの範囲 - コングロマリット内部で配布されている情報と比較)	質問 IA1
5 . 法人/業務ライン構造に影響を与える要素 (多岐にわたる場合には、その理由を説明)	質問 IA2
6 . 企業の法人及び業務ライン構造の傾向 (例: 現状維持 v s . 現在あるいは予定された変更。最適な構造に関する経営陣の考え方)	質問 IA4
7 . 規制上の関係をコーディネートする責任 (方法、主体、場所を含む)。付属文書に、主要な規制対象企業と関連する規制当局のリストを添付する。	質問 IA4
B . 経営管理の構造	
1 . 経営管理の構造全体の種類 (主要な企業の委員会とその役割)	質問 IB1 と監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報
2 . ディスクロージャー (経営管理の構造に関するディスクロージャーの範囲 - コングロマリット内部で配布される情報と比較)	質問 IB1
3 . 法的主体の経営管理の構造 (企業が経営されているレベル及び場所、法的主体の権限)	質問 IB2
4 . 主要業務ラインの経営管理の構造 (そのような構造と企業の法的構造との一致)	質問 IB2
5 . 主要な業務ラインの管理職 (key business line managers)、場所、報告ライン (トップの業務ラインの管理職、責任の範囲、場所 (本社 v s . それ以外。子会社又は支社?))	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報]
6 . 主要機能の管理職の場所 (key function managers' location) と報告ライン (例: リスク管理、会計監査、財務管理など。場所。管理職が複数の職務を負っているかどうか)	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報]
7 . 企業の地域担当管理職 (regional managers) (地理上の場所と責任の範囲を示す)	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報]
8 . 経営管理の構造 (法人/業務ライン) に影響を与える要素	質問 IB2
9 . 経営管理の構造に見られる傾向 (例: 現状維持 v s . 現在並びに予定された変更。構造に関する経営陣の戦	質問 IB2

略)	
C. コーポレート・ガバナンス及び経営陣による監督	
1. 業務ラインの管理と法的主体との関係についての説明(グローバルな業務ライン、並びに、企業が地理的及び法律上の境界線を横断する業務をどのように管理するかの議論)	質問 IC1
2. 統制環境に対する経営陣の責任についての一般的な説明(上級管理職/企業の経営陣の役割を含む。企業は一つの企業として、あるいは異なる業務を複数行う企業体としての経営を行うのか。)	質問 IC1 及び IC2
3. 取締役会、並びに取締役会レベルの主要な委員会の構成・役割についての一般的説明	質問 IC3
4. 経営陣に対する主なインセンティブ/ディスインセンティブ、報酬・採用戦略(企業の目標・目的に関するもの)	質問 IC4, IC5 並びに IC6
D. 自己資本に係る資源 (capital resources)	
1. 自己資本の種類及び資源	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報]
2. コングロマリット内における自己資本の配分及び規制対象企業の自己資本の充実度に関するディスクロージャー(パブリック・ディスクロージャー及び経営管理報告)	質問 ID1
3. 配分に関する方法論(要因。規制上の要件、自己資本の配分及び経営管理方針の決定を含む。)	質問 ID2
4. 自己資本の資源及び配分に関する責任	質問 ID3
5. 自己資本の配分についての説明: 業務ライン v s . 法的主体	質問 ID3
6. 自己資本調達手段及びコングロマリット内の自己資本フローに対する制約	質問 ID4
E. グループ内及び関連企業間の取引及び金融リスク・エクスポージャー	
1. ディスクロージャー(グループ内取引・エクスポージャー、その他のグループ内の取決めのパブリック・ディスクロージャーの範囲)	質問 IE1
4. 経営管理情報及び報告システム(監視の場所と責任、報告の種類、頻度と配布に関する説明を含む)	質問 IE 1
2. グループ内取引の種類と取引理由の説明(グループ内取引の経営管理上の正当化理由)	質問 IE 2
3. その他の種類のグループ内の関係(例: サービス契約等の説明)	質問 IE 2
4. グループ内取引・エクスポージャーの量並びに上限設定の構造(100%未満の経営参加に対する制限を含む)	質問 IE 3
6. 法的主体による記帳の決定に影響を与える要素	質問 IE 4
II. リスク管理	
A. リスク・プロファイル	
1. コングロマリットの主要リスク	質問 IIA1
2. リスク負担を行う主な企業(負担する主要なリスクとリスクが生じる法的主体とを関連づける)	質問 IIA2
3. 企業に対するリスク、その傾向・変更に関する経営陣の認識	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報]

B . 新商品	
1 . 新商品導入のプロセス（開始、開発、承認、実施、報告）	質問 IIB1
2 . 経営陣の責任（法的主体 / 業務ラインの管理職の役割）	質問 IIB2
3 . 新商品導入の計画（例：1年の期限）	質問 IIB3
リスク管理 可能な場合、リスクの種類ごとに以下の情報を記録	
1 . リスク管理の構造	
a . 経営管理の構造、報告ライン及び責任（例：集中化 / 分散化、地理上及び地域担当の管理職の役割）	質問 IIA3 及び IIC2
b . 取締役会の役割	質問 IIA3c
c . 現在及び将来のリスク嗜好（コングロマリットのリスク負担の意思に関する経営陣の考え方）	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報]
2 . 方法論及び計測手法	
a . リスク計測の説明（例：モデルの種類、法的主体、業務ライン、コングロマリット規模のアプローチ）	質問 IIA3a 及び IIC2
b . 上限設定の構造を含むリスク制御メカニズムの説明（上限の設定及び適用の監視並びに是正措置の責任）	質問 IIA3d 及び IIC2
c . ストレス・テスト、コンティンジェンシー・プラン、バック・テスト（危機及び不測事態に対する資金調達計画に関する説明を含む）	質問 IIA3e 及び IIC3
3 . リスク管理報告	
a . リスク管理報告の種類	質問 IIA3b 及び IIC2
b . 報告書の作成頻度及び配布（例：リスク負担を行う者、リスク管理責任者、上級管理職、取締役会）	質問 IIA3b 及び IIC2
c . 情報システム開発に関する説明	質問 IIA3f 及び IIC2
d . リスク管理に見られる傾向（例：報告システムの変更、リスク管理に関する経営陣の方向性、新しいツール）	質問 IIA3f 及び IIC2
III. 統制環境	
A . 会計に関する問題	
1 . コングロマリットが用いる主な会計原則（異なる法域間の調整のプロセスを含む）	質問 IIIA1
2 . 会計上の決定に関する責任（機能上の責任について説明。地理的場所が重要か。複数のシステムが用いられているかどうか。）	質問 IIIA2
B . 保険数理上の問題	
1 . コングロマリットが用いる主な保険数理上の規則（異なる法域における調整のプロセスを含む）	質問 IIIB1
2 . 保険数理上の決定に対する責任（機能上の責任について説明。地理的場所が重要か。複数のシステムが用いられているかどうか。）	質問 IIIB2
3 . 保険数理上の問題の取扱いをアウトソーシングする役割	質問 IIIB3
C . 財務管理機能	
1 . 経営管理情報の報告（その種類、頻度、それが業務ライン、法的主体及び / 又は連結ベースに対応しているか）	質問 IIIC1

2. 財務管理の構造（この機能がどのように組織化されているか、業務ライン又は法的主体に対応しているか。報告ラインも含む）	質問 IIIC2
3. 財務管理の役割及び責任（内部管理の開発・実施における業務ラインの管理職の役割を含む）	質問 IIIC3
D. コンプライアンス	
1. 経営管理情報の報告（種類、頻度、配付）	質問 IIID1
2. コンプライアンス機能の構造（その機能がどのように組織化されているか（例：集中化）を含む）	質問 IIID2
3. コンプライアンス機能の報告ライン	質問 IIID2
4. コンプライアンスの責任の説明（統制及び不遵法性に関する問題を識別、報告及び管理するメカニズムを含む）	質問 IIID3 及び IIID 4
E. 内部監査	
1. 内部監査業務に関する経営管理情報の報告（調査結果に関するフォローアップのプロセスも含む）	質問 IIIE 1
2. 内部監査の構造及び責任（この機能がどのように組織化されているか - 業務ライン、法的主体に対応したものか；集中化 v s . 分散化）	質問 IIIE 2
3. 内部監査に関する報告ライン（機能の独立性を含む）	質問 IIIE3
4. 監査の範囲、適用範囲及び頻度に影響を与える要因（コングロマリットの内部監査機能に関する経営陣の将来見込みを含む）	質問 IIIE4
5. アウトソーシングの役割	質問 IIIE 5
F. 外部監査	
1. 外部監査業務に関する経営管理情報の入手可能性(調査結果に関するフォローアップのプロセスを含む)	質問 IIIF1
2. 主要な外部監査法人（外部監査人の独立性を確保するための方法を含む）	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報] 及び質問 IIIF3
3. 他の法的主体のために使われる他の法人	[監督者に入手可能な情報もしくはマッピングの間に入手された情報]
4. 外部監査及び内部監査の相互作用	質問 IIIF2
5. 外部監査の責任（顧問業務を含む）	質問 IIIF2

緊急事態が起きた場合に有益な情報の種類の概要

金融コングロマリットの状況が悪化した場合、直面する様々な問題の性質・範囲によって、監督者がアクセスに関心をもつ情報の種類は異なる。このように、特定の情報ニーズは前もって予測することはできず、ケースバイケースでの判断が必要となる。監督者のニーズは、コングロマリットが、正確かつ詳細な情報をタイムリーかつ信頼できる方法で検索できる優れた情報システムを持っている場合にのみ、満たされることとなる。

緊急時においては、監督者の情報ニーズはしばしば一点に鋭く集中し、より詳細な情報が必要な可能性も生じる。緊急事態が発生した場合には、監督者が以下に記載されているのと同じ種類の情報を必要とする可能性は少ない。緊急時の主たる情報ニーズが企業に特定されたもの（firm-specific）である一方、保管（受託）所（depositories）、為替取引所、手形交換所に関する情報のニーズも生じ得る。タイムリーかつ効果的な方法で緊急事態に対処するために監督者が必要とする情報は、以下の通りに性格付けされる。

- ・ 監督者が所有し又はすぐに入手可能な情報のアップデート
- ・ 監督者が緊急事態の最中に得たいと考える可能性が高い情報
- ・ 監督下にある他の金融機関に対して緊急事態が与える影響を監督者が評価するための情報
- ・ 緊急事態の内容及び考えられる経過に関する情報

重大な詐欺や業務上の失敗などの異常な緊急事態下においては、監督対象企業からの情報の質は信憑性に欠ける恐れがある。こうした状況下において、監督者は代替的な情報源を開拓するか、必要な金融情報及びリスク・エクスポージャー情報の概要を得るための戦略を開発しなければならない。

緊急時において、監督者は監督対象企業の代表者と意思疎通を図る必要があり、当該代表者は、監督者に要求される情報を提供するためのコンタクト・パーソンとして、また、監督者と監督対象企業の間的主たる連絡係としての役割を果たす。この人物は、異常な状況下においては、監督対象企業の外部から任命され得るが、異常事態が生じた場合にはできるだけ早く指名されなければならない。

監督者がコングロマリットの業務に通じれば通じるほど、緊急事態において活躍する上でよりよい立場につくことになる。緊急事態が発生する前にコングロマリットに対するクエスチョネア及びマトリックスを完成させることは、監督上有益なツールとなり得る。

A. 監督者が所有し又は即時に入手可能な情報

監督者がコングロマリットに関する必要な財務及び業務に関する情報を収集し、正確に解釈する能力は、緊急時において実効的な監督を実施する上で不可欠である。継続的な監

督上の業務を通じて、あるいはコングロマリットに対するクエスチョネアを使用したマッピング調査を実施した結果として、関連する監督者はコングロマリットで入手可能な主要な経営管理情報の報告内容に通じ、情報のギャップや弱点がどこに存在するかを知るべきである。一般に監督者が必要とする情報の種類の例は、以下に示すとおりである。

- ・ 監督対象企業、及び重要な持株会社、子会社、関係会社、業務ラインに対応した組織上の構造、関連業務ラインの管理職の場所(location of relevant business management)を示す組織図その他の記述的文書。
- ・ 必要に応じて、監督対象企業及び最上流の持株会社に関する財務情報。貸借対照表、損益計算書、並びに自己資本の構造を含む。
- ・ 監督対象企業の流動性及び資金調達の概要(liquidity and funding profile)。この情報には、以下のものが含まれる：

重要な資産の流動性、企業の現在の資金調達資源の性格及び安定性、代替的資金調達方法の利用可能性、企業間の資金調達に関する取決め。

支払証券、保険金の支払債務総額、アウト・オブ・ザ・マネーにある店頭デリバティブ、外国為替契約などを含む、多額の支払い債務

為替業務もしくは手形交換、決済に関連するその他の重要な現金及び証券、並びに、他の企業に対する重要な手形交換及び決済に関する取決め。

- ・ 監督対象企業における、主要な市場リスク及び信用リスク・エクスポージャー。これには、オン・バランス、オフ・バランスのポジションのほか、重要な取引先エクスポージャー、保険引受リスク、金利リスク及び投資リスクが含まれる。

最新の組織図は、監督者に対し、(1) 組織全体の法的構造の理解と、監督対象企業が全体の構造にどのように適合しているのかを確認する能力、並びに、(2) 緊急事態の性質と範囲を所与とすれば、監督対象企業をリスクに晒す関係会社の特定を容易にする能力を付与する。監督対象企業の主要業務、その業務の統括本部(business heads)の地理的及び法的主体の場所(geographic and legal entity location)、重要な企業全ての監督者、さらに、財務情報から明確でない場合の活動範囲に関して、簡潔に記述された情報を更新することも有益である。

貸借対照表と損益計算書を含む現在の財務情報により、監督者は、監督対象企業の現在の財務状況及び業務の結果を分析・評価し、企業の財務状況に対して、現在のリスク・エクスポージャーがどのような影響を与える可能性があるかについて洞察を得ることができる。

監督対象企業の現在の流動性並びに資金調達の概要により、監督者は、企業が負債及び

決済義務をカバーするために必要な現金、企業が、現在所有している資産、担保の適切な流動化、追加的な債務負担によって如何に早く現金を捻出するか、また信用度に敏感な取引市場にいかにか効果的にアクセスすることができるかを把握することが可能となる。銀行及び証券会社の取引先は、それらに対する信用エクスポージャーを、資金調達、取引先エクスポージャー及び決済の取決めという広い範囲にわたって評価すると思われることから、流動性の包括的な評価には、通常、これらの要素に関する情報へのアクセスが必要となる。緊急時における流動性の重要性を所与とすれば、とりわけ銀行及び証券会社に関しては、監督者の流動性に関する情報はきわめて詳細で、流動性の概要と資産、負債その他の債務の日々の内訳を含み得る。

現在の市場リスク及び信用リスクに関わる情報によって、監督者は、財務諸表からはすぐに明らかにはならない監督対象企業の主要なエクスポージャーへの洞察を得る。さらに監督者は、顧客や取引相手による多額の信用エクスポージャー、もしくは特定の取引相手へのエクスポージャーなどの追加情報を得ることができる。ほとんどの場合、定期的もしくは要求に基いて報告書を作成する場合には、1日あるいは2日遅れ程度の新しい情報でなくてはならない。銀行や証券会社の場合、信用リスク・エクスポージャーに関する情報には、直接のリスク（貸付もしくは資金の移転）、店頭取引契約もしくは多額の債権を通じた取引先への信用エクスポージャー、手形交換及び決算によるリスク・エクスポージャーの見積りを含むべきである。保険会社の場合は、市場及び信用リスク・エクスポージャーに関する情報には、保険証券の現在のポートフォリオ構成（再保険の保護も含む）、責任準備金及び負債をカバーする資産構成、数学的引当金（mathematical provisions）算定の際に適用される金利、これらの保険債務の評価方法、企業の大きな保険リスク・エクスポージャーの見積りが含まれていなければならない。

B. 緊急事態の最中に監督者が得たいと考える可能性の高い情報

監督者が一般に入手可能な基本的な財務並びに業務に関する情報とは対照的に、緊急事態の最中に監督者が監督対象企業から得たいと考える可能性の高い情報は、必ずしもその事態の発生以前に入手可能ではない。監督者にとってこういった情報が必要かを示すのは、緊急事態の詳細 - 問題の性質と範囲である。しかしながら、監督対象企業のリスク負担、リスク管理、財務、業務、及び統制システムが、必要な情報を把握・提供するのに十分でなければならない。緊急事態の性質・範囲によって特定の情報ニーズが決定されるが、かかるニーズには一般に以下のものが含まれる。

- ・ 監督対象企業内の緊急事態の性質及び深刻さがどのようなものか？
- ・ 監督対象企業は、緊急事態にどのように対応するのか？

この種の情報には、企業内における緊急事態に対する管理職とその場所、コンティンジェンシー・プランの活用、又は、緊急事態発生時における企業の管理職への一連の一般的指示、並びに、企業の取締役会による事態の認識と関与が含まれる。

- ・ 顧客、保管（受託）所、為替取引所、手形交換所を含む取引相手への監督対象企業のエクスポージャーに対して、緊急事態がどのような影響を与えるか？
- ・ 緊急事態が監督対象企業の流動性及び資金調達の概要にどのように影響するか？

この情報には、顧客、保管（受託）所、為替取引所、手形交換所を含む取引相手の、監督対象企業に対するエクスポージャー、並びに、監督対象企業との新たな資金調達もしくは取引、来るべき決済、実際の又は期待される証拠金（margin）及び担保の追加請求などを含む、緊急事態への対応が含まれる。

- ・ 顧客資産が緊急事態の効果から十分に保護されており、これらの資産が顧客に完全にアクセス可能か？

この情報の中には、クライアントの口座の所在に関する情報、カストディアンもしくは管理者が保管・管理するクライアントの証券及び現金、資産が譲渡、流動化、もしくは相殺が可能かどうか、監督対象企業もしくはその関係会社が保管あるいは現金口座サービス（custodial or cash account services）を提供するかどうか、もしそうであれば、監督対象企業もしくは関係会社の資金調達のため、顧客の現金あるいは証券を使用できるのかが含まれている。監督対象企業が提供する保管もしくは信託業務（custodial or fiduciary services）に関する情報も関心の対象となる可能性がある。さらに保険会社の場合、保険会社の責任準備金をカバーするために保有される資産は、一般に国法に従ってグループのその他の資産とは別個に（apart）保有されなければならないため、その資産に関する情報を提供することが有益となる可能性がある。

- ・ 緊急事態が生じた場合、監督対象となる企業の関係会社は、どの程度影響を受けるか。また、影響を受けた関係会社が監督対象企業に及ぼすリスクはどの程度か？

この情報には、監督対象企業の関係会社が規制上の所要自己資本に従っているかどうか、企業間の収支バランスとエクスポージャーの額と性質、現在の資金フロー、企業全体の将来における資金調達もしくは資本の必要額、異常な資金フロー、資金フローへの障害が含まれる。

- ・ 緊急事態により業務上もしくはサポート機能上の（operational or support functional）困難がある場合に、どの程度の困難が見られるか？

この情報には、証券取引及び保険金請求の処理、もしくはその他の業務の負担（strains）、即ち、未処理（backlogs）、異常な量の配達不能、取引上のマッチングもしくは調整（reconciliation）上の問題、中心となる業務センターの地理上及び法律上の設置場所、バックアップ担当者の場所及び連絡先名、アウトソーシング契約上の監督対象企業とアウトソーシング先との関係の変更が含まれる。

- ・ 緊急事態が発生している際、企業の株主がどの程度企業をサポートする意思がある

か？

この情報には、緊急事態発生が宣言されて以降の、当該企業の株式に係る日々の株式取引額及びその宣言以前の日々の株式取引額との比較が含まれる。宣言が行われて以降の企業の株価の変化に関する情報も関連する。

- ・ 監督対象企業全体もしくはその一部を他の会社に売却する場合、こういった選択肢が可能か？

この情報には、緊急事態発生が宣言されて以降、企業全体もしくはその一部を買収しようとする他の企業の真剣なオファーの数が（もしあれば）含まれる。

- ・ 緊急事態に対するマスコミの反応はどうだったか？

この情報には、緊急事態について言及した新聞もしくは経済誌の記事などが含まれる。監督対象企業の関連するプレス・リリースも、関心の対象となり得る。

- ・ 企業を健全な状況に回復させるためにどのような計画が策定されたか？

この情報には、緊急事態に対応して策定された計画と、すでに実施された特定の手段も含まれる。このような計画が他の企業に与える影響（例：計画の実施が他の企業の財務状況に与える影響）も考慮することが重要である。

監督者からの要請に応じて監督対象企業が提出する情報は、通常、緊急事態の細目並びに監督対象企業の関与程度に基いて、より特定された、詳細かつ内容の深い質問事項に沿ったものとなる。コンタクト・パーソンは、緊急事態が発生した際、監督対象企業において、監督者と監督対象企業間の主な連絡役として活動することが明らかにされなければならない。

C. 監督下にある他の金融機関に緊急事態が与える影響度を監督者が評価するための情報

緊急事態の性質及び範囲によって、通常、どの金融機関が緊急事態により影響を受けるかが監督者に示される。緊急事態にもっとも深く関わっている一以上の企業から、緊急事態に特化した情報とともに財務及び業務上のデータを収集・更新することにより、監督者は当該他の金融機関からどのような追加情報を請求したらよいかを確認することができる。しかしながらその他の状況においては、監督者は、緊急事態の影響を迅速に評価するため、その法域下の監督対象企業グループから広く情報を求めることとなる。

監督者の法域下における他の監督対象企業について、財務及び業務上の情報並びに緊急事態に特化した情報を要求することができる。その代わりに、監督者は緊急事態に特に関連する情報（特定の市場もしくは信用リスク・エクスポージャーなど）のみを入手することも可能である。

D. 緊急事態に影響を与え得る行動に関連する情報

最後に、監督者は、緊急事態の内容をよりよく理解しその事態がどういった発展を見せるのかを把握するため、他の監督者及びその他の様々な情報源から、データを収集する可能性がある。

- ・ 主な決済日、資金調達に関する主な取決めの満期日、公表予定、契約の公表、法廷における判決日などを含む、緊急時に重要となる日付の一覧表
- ・ 例えば、他の法的主体における必要資本額の不足など、監督者が行動を起こすきっかけとなり得る、現実の、若しくは出現しつつある状況 (actual or emerging situation) を含む、他の監督者の役割並びに関与
- ・ 緊急事態の発生時に、監督対象企業もしくはその取引相手によるテクニカルな、若しくは現実のデフォルト (technical or actual default) によって引き起こされ得る、法律、規則、内規並びに業務上の手続

緊急事態発生時に監督者は、他の監督者及び政府機関に連絡を取るべき状況がどのようなものかを考慮する必要がある。

「監督上の情報交換に関する諸原則」ペーパー

監督上の情報交換に関する諸原則

目的

1. このペーパーの目的は、金融コングロマリット内に所在する規制対象金融機関の監督に關与する監督者に対して、監督上の情報交換に関する指針となる原則を提供し、もって既存の情報交換、とりわけ、分野を横断した情報交換に係る取決めを確立・推進することである。

背景

2. 技術革新、国内の金融市場の自由化、並びに、各国間の法律上及び取引上の障害の除去により、複雑な経営管理・企業構造を持つ多様な金融コングロマリットの発達が進められた。加えて、多くのコングロマリットはグローバルな業務ラインに対応して組織されており、また、さらに多くのコングロマリットは、法的主体のラインを横断する方法で、グループ内の様々な企業をまたがって、その主要なリスクの一部又は全部を管理している。
3. 銀行、証券及び保険サービスを含む包括的な範囲の金融サービスを提供する多様な金融コングロマリットがグローバルに急速な進展を遂げることによって、こういった企業の経営陣、及びコングロマリット内の規制対象企業に対して責任を持つ監督者に対して、重大な問題が提起されている。業務と所在地が広範囲にわたるため、グループ内の法的主体間の関係、並びに、コングロマリットの一部における問題の不利な進展が他の部分の業務に影響を及ぼす可能性を理解する必要がある。
4. 監督機関の責任の範囲は、それとは対照的に、国法によって定められている。その権限及びアプローチには相当の違いがある。
5. その結果、監督上の構造は、コングロマリットの業務上及びリスク管理上の構造に対応していないことがしばしばである。このことは、多様な金融コングロマリットに対する実効的な監督に影響を及ぼし、監督者間の意思疎通の重要性を強調し、更に、監督者間の協力体制を必要とする。
6. 同一分野内の情報交換は、異なる時期に定められた協定（protocols）を通じて可能となっている。例えば、バーゼル委員会の「国際的に活動する銀行グループの監督並びにクロスボーダーでの支店設立のための最低基準」（1992年7月）は、「クロスボーダーでの銀行業務の監督に関する報告書」（1996年10月）によって補足されたが、これは、監督者間の情報交換に関する枠組みを定めたものである。同様に、IOSCOの「了解覚書（MOU）のための原則」（1991年）は、証券監督者間での包括的な情報交換を容易にするための枠組みを定め、この種の取決めが多数行われた。IAISの「保険業務に関するコンコルダット」 国際的な保険会社及び保険会社グループの監督とクロスボーダーでの支店設立に適用可能な原則は、同一分野内の協力の基礎を提供する。また、一般的

及び特定の監督上の情報、場合により個別の金融コングロマリットに関する情報のやりとりを行う監督者間で、二国間の取決めが数多く結ばれている。

7. これらの協定や取決めは、殆どが、監督者間での情報交換に関する共通の原則を決めるものである。このペーパーは、これらの協定や取決めから基礎的な原則を翻案・要約し (adapts and summarises) 同一分野内及び異なる分野間の双方において、金融コングロマリットの広範な監督者間で意思疎通をとる場合に当該原則を適用するものである。但し、これらの原則は、適切な監督上の情報交換を妨げる法律上及び手続上の障害が実質的に全て取り除かれた場合にのみ、完全に有効となり得ることに留意する必要がある。
8. この点に関し、情報の交換に関する 10 の主要な原則が 1998 年 5 月に G-7 蔵相会議で発表された。これは、とりわけ、監督者間の情報交換を容易にする法律上の制度を構築するための制度的枠組みを定めたものである。ジョイント・フォーラムはこの 10 の主要な原則の策定を歓迎し、以下のとおり記述する。
 - ・ 10 の主要な原則はこのペーパーで定められる原則を補完するものであり、
 - ・ その実施は、実質的に関連立法機関の問題である。この 10 の主要な原則は、「金融の安定性 - グローバルな金融機関の監督」という報告書に発表されており、この文書の付属文書 1 に全文が記載されている。

指針となる原則

9. 監督者の情報ニーズは、監督者自身の目的及び方法、並びに、金融コングロマリットの組織及び構造に関わるいくつかの要因によってかなりの差がある。以下に定めた原則は、監督者が情報交換に関する取決めを推進することを支援するもので、それにより金融コングロマリットのより実効的な監督上の枠組みに資することとなる。このペーパーの目的上、主たる監督者は、一般的に、金融コングロマリットの親会社の監督者、又は、例えば、貸借対照表上の資産、収入、所要の支払能力などから見て、支配的な規制対象企業の監督者であると考えられる。主たる監督者の特定が明確ではない場合には、関連する監督者が、ケース・バイ・ケースで、適切な情報交換の構造を特定するための協力を行うべきである。
 1. 各監督者は、コングロマリット内に所在する規制対象企業を実効的に監督するため、法律上及び規制上の制度並びに監督者の目的及び方法に適合した十分な情報が入手可能であるべきである。
10. 金融コングロマリットの構造は、歴史上、税制上、規制上の考慮を反映して様々なものが存在している。コングロマリットが業務活動及び企業統制機能の組織を選択する際、より効率的に業務を行い、より効果的にリスク管理を行うための努力をも反映させる。コングロマリットの中には、企業の法的構造に整合的な方法で業務を行っている、つまり、業務活動と法的主体とが対応させられているところもある。他のコングロマリットにおいては、企業の法的構造と業務活動の構造とは異なったものとなっている。後者の

構造は、金融サービス業務の複雑化の進展、商品及び市場における業務の広範な分散化、並びに、リスク管理及び情報技術の進展に大きく左右されてきている。コングロマリットがグローバル・ベースもしくは集中化されたベースで、企業統制機能を働かせる場合もあり、特にグローバルなラインに対応して業務を管理する企業の場合はそれが顕著である。構造上の相違は、監督者がアクセスすべき情報の種類及び監督者間の監督上の情報交換に意味をもつ。

11. 監督者はコングロマリットに関して記述された主要な情報、すなわちその機構、経営管理、財務状況、戦略及び主要リスク、並びに、経営管理及びリスク管理のための方針、手続及び情報システムの特徴を必要とする。このような情報は組織図、財務諸表、資本、流動性、リスク・プロファイル、方針に関するマニュアル及びその他の書面による文書に含まれている。
 12. 個々の監督者がこのような情報の全部又は一部を必要とする程度は、監督上の目的及び監督を行う企業だけでなく、コングロマリットの構造に関する2つの重要な側面、すなわち業務活動の組織、並びに、リスク管理、監視・統制システム（内部・外部監査、財務管理、コンプライアンス、人的資源、及び情報技術を含む。）などの企業統制機能の組織によっても左右される。
 13. 監督者が金融コングロマリットに関する理解を深め、その戦略、組織及び経営管理システムに関する一般的な知識を得る能力を向上させる方法の一つは、ジョイント・フォーラムのタスク・フォースによりいくつかの大規模な国際的コングロマリットを調査するために実施されたようなマッピング調査を行うことである。同様にコングロマリットの構造及び業務について調査する効果的な方法も存在する。情報を交換するためには、マッピング調査から得たにせよ、現行の監督から得たにせよ、あるいはその2つもしくは別の方法の組み合わせから得たにせよ、コングロマリットの構造、コーポレート・ガバナンス及び経営陣による監督、リスク管理プロセス、並びに、統制環境に関する意義ある情報を交換し合うことが不可欠である。
 14. コングロマリットに関与する様々な監督者の情報ニーズは、それぞれ異なっている。主たる監督者は、広範な情報に対する必要性和アクセスの双方を有する可能性が高い。他の監督者は広範な情報にアクセスする必要がない場合が多いか、あるいは、広範な情報量を評価するだけの資源を有せず、かつ、主たる監督者に対し追加的な情報若しくは情報の確認を求める。金融コングロマリットのごく一部にのみ責任を有する監督者は、必要とする情報量も少なく、主たる監督者が行う評価に対してより関心を有する。
 15. 金融コングロマリットは、監督業務の支援のため、コングロマリットにおける法人の法的構造、業務活動の構造、経営管理の構造、企業統制機能や内部管理の組織に関する情報を監督者に対して提供するための効率的な方法を明らかにする観点から、全ての監督者との間で接触と会話を維持することが奨励される。
2. 監督者は、他の監督者とともに重要な問題並びに懸念を取り上げることに積極的で

あるべきである。監督者はこのような問題や懸念が取り上げられた場合には、時宜を得て満足のいく方法で回答しなければならない。

16. 二国間及び多国間の監督者間で、個別のコングロマリットに関するものを含め、情報交換に関する取決めを行うことは、監督者による監督にとって有益であり、特定の問題や懸念がある場合には重要である。しかしながら、監督者が、関連する監督者、及び必要に応じてコングロマリット自身に対して、関心のある重要な問題を提示する意思がない場合には、情報交換のメカニズムの存在は必ずしも全ての監督者のニーズを満足させるわけではない。
17. 監督者が金融コングロマリットのあらゆる側面について効率的かつ効果的に受け取り評価することが可能であって、監督下にある企業に影響を与えることのできる情報の量は、事実上限られていることは認識される必要がある。監督者が受け取ることのできる情報の中で、監督者が特に評価するのは、他の監督者の判断、並びに、コングロマリットに関する不利若しくは通常でない内容の情報である。
18. 筋違いの (extraneous) 情報が大量に流入するのを避けるため、二国間もしくは多国間のベースで、そのような不利若しくは通常でない内容の情報が関連する監督者に伝えられることについて、監督者が理解することが重要である。監督の責任を実行する上で異常な事態の進展に気づいた監督者は、他の関連する監督者に先に接触を図り情報を提供しなくてはならない。監督者が、他の監督者に対して、関心のある重要な問題についての特定の情報を要求し、時宜を得てかつ満足のいく方法で回答を得る能力を持つことは特に重要である。
19. 金融コングロマリットは、主たる監督者を含め、関連する監督者に対して、通常とは異なる事態の進展に関する情報を提供するとともに、この点に関して、当事者である監督者全てと対話を開始することが奨励される。
 3. 監督者は、重大でかつ潜在的に不利な性質を有する問題とその進展については、監督上の措置及び潜在的な監督上の措置も含め、主たる監督者に対し、時宜を得て伝えるべきである。
20. 監督者は、一般に、自らが監督上の責任を負う企業において生じつつある重大な問題及び不利な進展については、適切であると考えられるその他の情報と同様、主たる監督者と連絡をとるべきである。この情報には、個々の監督者がその法域内で監督上の問題を解決するためにとりつつあり、若しくは検討を行っている監督上の措置が含まれるべきである。そのような意思疎通により、主たる監督者のコングロマリットにおける傾向や発展しつつある問題を明らかにする能力を向上させるとともに、様々な問題、特に支払能力に関する問題を解決するためには、親会社や支配的な企業及び主たる監督者の関与が必要であることが認識されることとなる。
21. 監督者は、関心を有する問題、懸念、若しくはその他の情報が主たる監督者への連絡

を必要とするものかどうかを評価する場合には、重要性が乏しいと思われるものを含む異種の情報を収集した上で重大で不利な傾向又は生じつつある懸念を識別できるのは、主たる監督者であるということを念頭に置かなければならない。

22. 場合により、監督者が、監督責任を有する企業において生じつつある問題について主たる監督者に警告を発することをためらう場合、例えば、親会社若しくは支配的な企業又はその監督者の行動がその地域的な問題（local situation）の切迫した（imminent）解決を阻害すると監督者が確信する場合などがある。しかしながら、監督者間の連絡を密にすることによって得られる信頼関係の構築及び経験の蓄積が、協力と信頼の雰囲気醸成し、関心のある問題の連絡についてのこのような逡巡を払拭するのに役立つ筈である。

4. 主たる監督者は、監督上別の考慮が働くような異常な状況下にある場合を除き、関連する監督者との間で、監督上の措置及び潜在的な監督上の措置を含め、後者が責任を有する企業に影響を与える情報を交換すべきである。

23. 主たる監督者は、他の関連する監督者との間で、監督上の活動を支援する情報を積極的に伝えるべきである。その情報には、以下の事項の性質及び範囲が含まれる：(1) 監督者の法域外にある規制対象企業に関連する統制機能、(2) リスクが急速に増大すると思われる分野の業務活動及び統制機能、(3) 別の場所に所在する組織上の構造、統制環境又は業務（business practices）において明らかにされる問題、並びに(4) コングロマリットの関連部門（relevant parts）に関する監督活動の予定。主たる監督者はまた、監督者が責任を持つ企業に大きな影響を与える可能性のある監督上の措置が講じられる場合には、可能であれば、他の関連する監督者と意思疎通を図るべきである。

24. しかしながら、危機的状況が発生し又は拡大する場合には、その他の監督者と健全性に関する情報を交換したいという主たる監督者の意向と、監督上の責任を持つ企業及びコングロマリット全体の安定性を維持しようとする関心が拮抗する場合があります。主たる監督者がその状況を解決しようとする努力に対して逆効果をもち（counterproductive）得る措置を、その他の監督者が講じ又は講じざるを得ない場合には、そのような関心が生じる。主たる監督者と他の監督者間の情報交換の増大や相互理解の進展は、開放性を促進するとともに、主たる監督者がそのような状況下で他の監督者に情報を提供する場合の逡巡を減少させることとなる。

5. 監督者は、他の監督者との接触を確立・維持し、両者間の協力体制及び信頼関係を築くための措置を目的意識をもって講ずべきである。

25. 上記の原則を効果的に適用するためには、監督者間の強い協力関係が必要である。そのためには、継続的に十分機能する意思疎通の伝達経路に不可欠な協力・信頼の雰囲気を築くため、監督者間の接触が確立されることが重要である。

26. 強い協力及び信頼関係は、監督者間の継続的な接触によって支援される。個人的な接

触を確立するための対面による会合は、信頼関係を確立し、意思疎通を深める上で非常に有益である。監督上のアプローチや業界の発展など一般的な問題並びにより特定の項目について、監督者が議論を行うことによって、監督者間の相互理解が深まり、信頼が醸成される。監督者は、相互の目的及び方法について理解を深める努力を行うべきである。監督者に対するクエスチョネアを使用することは、監督者が監督上の目的及び方法に対する理解を深めるのによい方法である。

27. 信頼関係を築くための重要な要素は、監督者が地域的及び国際的な会議に参加すること、並びに、二国間及び多国間の監督者の関係を構築することである。監督者間における了解覚書又は他の適切な取決めは、監督者の情報交換の促進に資する。国際的に活動を行っている金融コングロマリットに属する企業の監督に責任を有する監督者は、現存する情報交換の取決めの中に、監督者間で担当者を確認するプロセスを組み込むべきである。

監督上の情報交換に関する 10 の主要な原則

以下は、1998 年 5 月の G-7 蔵相会合において発表された「監督上の情報交換に関する 10 の主要な原則」である。この原則は、「金融の安定性 - グローバルな金融機関の監督」と題された蔵相会合報告書の中で公表されたものである。

1. **情報の交換及び収集に関する権限**：監督者³は、要請に応じて、あるいは監督者自らがそれが有益であると考える場合には、外国の監督者との間で監督上の情報を交換するための一般的な権限を有するべきである。情報交換を行うか否かについての決定は、他の者から許可を得ることなく、情報提供を行う監督者（Provider）⁴だけで行うことを可能とすべきである。情報提供を行う監督者は、情報の要求を行う監督者（Requestor）⁵から要請された情報の収集を行うための十分な権限を（適切なセーフガードとともに）有すべきである。

十分な権限が与えられていない場合には、情報交換が阻害される可能性がある。情報提供を行う監督者が他の監督者のために情報を収集する権限を有しなければ、すでに保有しているか若しくは公開されたファイルから得られる情報のみを提供するに留まる可能性がある。

2. **異なる分野間における情報交換**：金融サービスの異なる分野における監督者は、国内的にも国際的にも（ある国の証券監督者と別の国の銀行監督者など）、他の監督者との間で関連する監督上の情報を交換することを可能とすべきである。
3. **システム及び管理に関する情報**：監督者は国際的に活動する企業の経営情報システムや統制の確認及び監視について相互に協力すべきである。
4. **個人に関する情報**：監督者は、監督の対象となる企業の所有者、株主、取締役、管理者又は従業員に関する監督上の関心事項についての客観的な情報を交換する権限を有すべきである。

監督者は企業その他の法人と同様、個人に関する客観的な情報も交換することを可能にすべきである。

5. **取引所間の情報交換**：ある法域内にある取引所は、他の法域内にある取引所との間で、その会員のポジションに関する情報を含め、監督上の情報を交換することを可能にすべきである。

³ 「監督者」とは、その管轄内で金融機関及び金融市場に対し法律上、監督上又は規制上の権限を有する団体をいう。

⁴ 「情報提供を行う監督者」とは、情報の要求をされた側の監督者をいう。

⁵ 「情報の要求を行う監督者」とは、情報の要求をした側の監督者をいう。

多くの法域内で、取引所に監督機能が与えられている。その場合、監督上の情報を交換して、市場のイベントの潜在的影響、取引所の会員、並びに、顧客、取引先及びそれにより影響を受ける金融商品に関する意見を形成することを可能にする必要がある。

6. **秘匿性**：情報提供を行う監督者は、秘匿性を維持し得る、情報の要求を行う監督者に対して情報を提供することが期待される。情報の要求を行う監督者は、一定の秘匿性の条件 (confidentiality standards)⁶を尊重する限り、監督目的のための情報の使用が自由であるべきである。

情報提供を行う監督者の殆どが、情報の要求を行う監督者に対して、提供の条件として、情報の秘匿性を維持することを要求するのは当然のことであるが、要求側の監督者が監督上の義務を遂行する上での情報の使用について、提供側の監督者が制限を加えるべきではない。情報の使用の中には、要求側の監督者又は別の公的機関が、義務の遂行として行う措置の当事者である場合における、行政上、民事上又は刑事上の事件との関係での使用 (但し、その国の法律上の取決めによる。) が含まれる。

7. **公式合意及び書面による要請**：情報の要求を行う監督者は、情報提供を行う監督者から情報を得るために厳格な公式合意 (formal agreement) を締結する必要はない。特に、緊急時においては書面による要請を情報交換の必要条件とすべきでない。

MOU (了解覚書) などの情報交換の取決めは、しばしば監督者間で枠組みを確立するために用いられ、要請の効率的な実施を容易にする。しかし、そのような合意の存在は、情報交換の必要条件ではない。書面による要請もまた情報の要求を効率的かつ効果的に処理する上で時に有用であるが、それが存在しないことを回答の遅延の正当化に用いるべきではない。

8. **相互主義の条件**：情報交換を行うための厳格な前提条件とすべきではないが、相互主義 (reciprocity) の原則は一つの考慮となり得る。

公式合意については、相互主義は情報交換を促進し、容易にする一つの方法となることが多いが、情報提供を行う監督者は、特定の場合の相互主義の欠如をもって、特に、緊急時に交換を望むような情報の交換を行わない唯一の理由とすべきではない。

9. **監督目的を促進する場合**：企業と市場の高潔を確保するため、情報提供を行う監督者は、監督目的を促進する場合には、情報を要求した監督者が、監督目的若しくは法執

⁶ 情報の要求を行う監督者は、情報提供を行う監督者から得る非公開情報の秘匿性を維持しなければならない。詳細には、非公開情報は、次の場合を除き、開示されることはない：要求側の監督者から特定される監督上の目的と関連する場合；要求側の監督者の管轄 - 秘匿性の原則に従う必要がある - 内の立法機関から要求された - さもなくば当該機関が開示を強制できる - 場合；並びに要求側の監督者又は政府が当事者である手続きにおいて、裁判所から書類の作成又は証言を求められている場合。いかなる場合にも、要求側の監督者は、提供側の監督者から得られる非公開情報について、国内の非公開情報について可能な以上の保護を与える。立法機関又は裁判所からの要求が行われる事件においては、提供側の監督者は、可能であれば、部外での開示について知らされるべきである。緊急事態の場合を除き、他のいかなる事件においても、要求側の監督者は情報を開示する提供側の監督者の許可を得る。

行目的のために、他の監督者及び法域内で関連法を執行する任務を負っている法執行当局に情報を伝えることを認めるべきである。

法域内の証券、銀行及び保険業法上の刑事的、民事的、行政的要素 (components) は、時に多くの機関により執行される。その制限は、実効的な情報交換を妨げるほどの負担を課す (onerous) ものであるべきではない。例えば、監督目的を促進する場合の監督者間の情報交換は、犯罪当局に提供することはできないといった制限に服すべきではないが、このことは確立された協力の伝達経路を回避するために用いられるべきではない。

10 . 監督上の情報の交換を妨げる法律の除去 : 国際的な活動を行っているグループの監督者間の協力を容易にするため、各国は、必要な監督上の情報の交換を妨げる法律及び手続を除去又は修正するための措置をとるべきである。

その国に監督上の目的のための情報交換を許すための適切な手段がない場合には、法律及び手続が情報の交換を阻害する可能性がある。

「情報交換のためのコーディネーター」ペーパー

「情報交換のためのコーディネーター」ペーパー

目的

1. このペーパーの目的は、情報の交換を通じた協力を促進するため、単独または複数のコーディネーターの特定（possible identification）を可能にするための指針、並びに、単独または複数のコーディネーターの役割と責務について緊急時及び非緊急時（emergency or non-emergency situations）において監督上の調整（coordination）の対象として監督者が選択できる項目の一覧（catalog of elements）を監督者に提示することにある。

背景

2. 金融コングロマリットは二以上の監督者から監督を受ける法的主体で構成されているため、監督者が国境や分野を横断して協力する必要性が高まってきている。意思疎通や情報交換は協力の必須条件である。このペーパーは、主として国際的に活動を行っている金融コングロマリットに関して、複数の監督者間での協力と意思疎通のための原則を策定するものである。
3. この文脈において、関与する監督者の中から一つ（「コーディネーター」）を指名して、時宜を得てかつ実効的な方法で情報の交換を行うことは有益である。多くの場合、連結ベースでの監督を行い又はコングロマリットの最も大きい部分に責任を負う監督者がコーディネーターとなる。
4. コーディネーターを指名する（appoint）か否かを決定する場合に、また、指名するとしてコーディネーターの役割及び責任を定める場合に考慮される要素として、法的枠組み、個々の監督者の法定権限、立法及びその他の機関に対する説明義務、個々の監督者の能力及びリソース、監督上の技術、監督者が採用する救済措置、国境や分野を横断した監督者の情報交換能力、コングロマリットの業務活動、リスク・プロファイル及び構造、並びに、コングロマリットから個々の監督者に対する情報提供の可能性などである。こうした要素の相違があるため、コーディネーターについて単一の役割や単一の責任を定めることは不可能である。むしろ、こういった相違が見られるからこそ、監督者がコーディネーターの役割及び責任を定める上で状況に応じて参考にする監督上の調整の項目の一覧の作成が求められる。
5. この一覧には、異なる形態の情報交換が含まれる。監督者はこの一覧を利用して、緊急時及び非緊急時の状況におけるコーディネーターの役割を明確にすることができる。一覧から得られるあり得べき役割の例として、緊急時における情報交換の調整、緊急時及び非緊急時の状況下におけるグループ全体の評価、直接の関係を有する監督者間の監督業務（supervisory activities）の調整が含まれる。ある状況下においては、コーディネーターを指名しない方が適切である場合もある。（このペーパー上、緊急事態には、とりわけ、地理的にどこで発生するかに関わりなく、金融コングロマリットの支払能力

又は流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるいかなる事由も含まれる)

オプションの選択に影響を与える要素

6. 目的及び方法は、国法の下で定められた責任及び権限によってしばしば決定され、金融コングロマリットの一部である規制対象企業の監督に關与する監督者により区々である。このような目的やアプローチの多様性は、別の監督者の情報その他のニーズに關係があり、また、ある一定のグループにとってコーディネーターが必要か否か、コーディネーターの選択及びコーディネーターが担うべき役割と責任にも影響を与える。例えば、グループ内の規制対象企業 (a regulated entity) が重要な構造上又は監督上のファイアー・ウォールに従ってグループ内の他の企業 (other entities) から隔離され (insulate) かつ、当該グループ内で重要な企業ではないという状況の下では、当該規制対象企業の監督者が当該他の企業に關して有する情報その他のニーズは、グループ内の当該他の企業の業務により緊密に組み込まれている (closely integrated) 、別のより重要な規制対象企業 (another more significant regulated entity) の場合のニーズに比べて、下回るか異なるものである可能性がある。
7. グループの構造上の相違は、關与する様々な監督者の情報その他のニーズに關しても意味を持つ。例えば、業務活動、経営管理及び統制が法的主体のラインに対応して構成されている、比較的伝統的なグループ内の企業の監督者に比べると、その法的構造、業務ライン及び経営管理の構造が非常に多様であるグループにおいては、その様々な企業の監督者は、関連企業及び関連する統制の位置や機能 (location and functioning of relevant controls) に關する情報により興味を示すことであろう。同様に、あるグループが一つの規制対象企業に率いられ、その企業が連結ベースの監督下に置かれている場合には、その子会社の監督者がグループ全体の重要な部分に對して持つ情報ニーズは、規制対象外の持株会社に率いられ、かつ規制対象企業が単体ベースでのみ監督されているような別のグループ内の子会社 (a subsidiary in another group) の監督者が抱えるニーズとは異なる。従って、コーディネーターの役割及び責任もそれぞれのケースによって異なる可能性が高い。
8. コーディネーターの役割及び責任を選択する際には、調整を改善することによって得られる利益と、規制対象であるか規制対象外であるかを問わず、コングロマリット内の他の企業に對する監督者の監督の程度を新たに強化し、または政府のセーフティ・ネットを拡大することによるリスクとの調整を図る (balance) 必要性にも影響される。監督の層 (layer) を追加する、又はセーフティ・ネットを拡大することは、市場規律をそこない、規制上の負担又はモラル・ハザードを増大させる可能性がある。法域によっては、これらのリスクを避けようとする要求が強くなって、コーディネーターに異なる役割が与えられる結果になることもある。
9. コーディネーターが直面する実務上の制約についても認識がなされ、コーディネーターを指名し、その役割を定める前にそうした問題が解決されなければならない。例えば、コーディネーターを選んでその役割を定める際には、關与する監督者の能力及びリソー

スの大小から影響を受ける。さらに、コーディネーターが効果的に連絡をとることのできる監督者の数にも限りがある。交換されるべき情報の範囲及び性質についても判断が必要となる。様々な監督者からコーディネーターへ送られる情報のやりとり(flows)は、余り妨げられるべきではないが、その一方、コーディネーターが他の監督者と交換する情報のタイミングと包括性に影響を与える状況もあり得る。例えば、深刻な問題に対する解決策が交渉において微妙な段階(sensitive stages)にある場合や、監督者に情報を提供することがコングロマリットの情報開示義務との間で調整される必要がある場合などには、遅延することも必要となり得る。同様に、緊急時において、コーディネーターのために提案された取決めが存在するために、緊急事態を担当する関連当局がとるべき行動(actions)を起こす場合の妨げとなるような状況は決して生じてはならない。従っていかなる取決めも、柔軟で、状況に応じて調整可能(allow for adjustments to given circumstances)でなくてはならない。

指針となる原則

10. 以下の原則は、金融コングロマリット内の規制対象企業の監督者に対して、コーディネーターの必要性と特定についての決定、並びに、特定されたコーディネーターの役割と責任について決定を行う上での指針を提供するものである。
 1. 監督者間で監督上の調整のプロセスに関して結ばれる取決めは、緊急時及び非緊急時の状況下において入手可能な一定の情報を提供するものでなければならない。
11. 単体ベースの監督者は、金融コングロマリット内に所在する規制対象企業に関して、その監督上の責任を完全かつ実効的に果たすため、自らに必要な情報の種類を特定しなければならない。緊急時には、このことにより、監督者が監督下にある当該企業に対する緊急事態の影響を評価し、もし必要であれば規制上の措置を講ずるのに必要な情報のやりとりが支援されることとなる。
 2. コーディネーターを指名する決定及びコーディネーターの特定は、コングロマリットに関与する監督者の裁量で行われるべきである。
12. 通常コーディネーターが複数であるよりも、単独である方が望ましいと考えられる。しかしながら、監督上の調整の責任を共有する方が適切で、複数のコーディネーターの特定が可能な場合がある。
13. 殆どの場合、どの監督者がコーディネーターとして活動するかは明らかである。それが明らかでない場合には、関与する監督者は、その資格(capacity)で活動するのにどれが最適であるかを監督者間で決定しなければならない。コーディネーターの特定の際に指針を与えるため、考えられる基礎的事項(possible bases)が定められ、添付されている(付属文書 2)。
14. コーディネーターの特定が事前に行われていれば、緊急事態が生じた時の情報の交換

は、通常はより容易になる。それは、コーディネーターの特定と役割の協議を行い、解決する努力を行う負担を回避することができるからである。しかしながら、特定の緊急事態という状況下では、以前に特定されたコーディネーター以外のコーディネーターが必要になるなど、異なった監督上の調整の仕組みが必要となる場合がある。

3. 監督者は、緊急時及び非緊急時の状況下において、コーディネーターの役割及び責任について相互の間で合意する裁量が与えられるべきである。

15. 監督者は、相互の間で、コーディネーターの役割と責任を確立しなければならない。考えられ得る役割及び責任の項目の一覧が、付属文書 1 に定められている。

16. コーディネーターは、その役割を率先して果たし、望まれる方法を他の関連する監督者に伝えて対応を求めることが期待されるべきである。

4. コーディネーターと他の監督者との間の情報のやりとりや、緊急時及び非緊急時の状況下におけるそれ以外の形態の監督上の調整に関する取決めは、可能であれば事前に明確にされなければならない。

17. コーディネーターの活動を円滑に行うため、監督者同士が、情報の授受及び如何なる状況下であれ監督者からコーディネーターへ若しくはその逆の経路で提供される情報の性質に関する取決め、また、コングロマリット及び関与する監督者双方の法的・組織的状況の点から行われる (in light of the legal and organisational circumstances) それ以外の監督上の調整に関する取決めに合意しておくことは有益であろう。このような取決めは、情報収集に関してコーディネーターが行う責務 (tasks) を特定するものである必要がある。情報は、規制対象企業、法律又はコングロマリットにより認められた規制対象外の企業から、あるいは、関与する様々な監督者又はその複合したものから収集される。緊急事態が発生した状況下では、事前になされた取決めは、その緊急事態の独自性 (unique properties) を考慮に入れ、修正が必要となる可能性がある。

5. 監督者がその監督上の責任を遂行する能力は、コーディネーターが特定され、一定の責任を負うことを理由として、制限されてはならない。

18. 単体ベースの監督者は、法律上の義務及び国民に対する説明義務に従っており、それにより、監督者の行動のタイミング及び性質が影響を受けたり、特定の状況下で行動する能力が制限されたり、事由・進展に対して特別な監督上の対応が求められる可能性がある。コーディネーターの特定によって、その法律上の義務及び国民に対する説明義務が変わることはないし、単体ベースの監督者としての責任を軽減するものでもない。監督上の調整に関する取決めは、財務上の問題もしくは危機を解決するために必要な行動をとり、またその他の関係者と協議を行う法的責任を制限してはならない。

6. コーディネーターの特定とその責任の決定は、そのような責任が与えられることによって、監督者が金融コングロマリット内の規制対象企業の監督をよりよく実施する

ことができるという期待の下に行われるべきである。

19. 連結ベースの監督を行う監督者がコーディネーターの役割を果たし、そのため、コーディネーターの指名による変化が殆ど生じない状況もあり得る。
20. コーディネーターが、グループ内の規制対象企業の監督における実効性の面で付加価値 (added value) を提供しない状況もあり得る。関与する監督者によって他の協力手段 (other means of cooperation) で十分であると評価される状況下においては、コーディネーターを特定する理由はない。
21. コーディネーターの役割の各構成要素 (each component) は、当該構成要素がグループ内の規制対象企業の監督の向上に価値を付加するよう、関連する監督者によって定期的に批判的評価 (critical review) が行われる必要がある。金融コングロマリットの組織や活動が変化し、法律上及び監督上の構造が発展するにつれ、コーディネーターの必要性並びに役割及び責任が再評価 (re-assessed) される必要がある。
 7. コーディネーターの特定及び責任の引受 (assumption) により、コーディネーターに責任が移った (shifted) という印象を与えてはならない。
22. コーディネーターの特定と監督者間における役割と責任に関する取決めにより、関与する様々な監督者が国法に基づく義務を免れるものでないことは認識されている。監督者は、コーディネーターが法律上の責任を負った (assumed) という真実に反する印象をグループもしくは市場に与える可能性のある、規制対象企業もしくはグループ内の他の企業との意思疎通は避けるべきである。

監督上の調整の対象項目の一覧

情報の交換**	グループ全体の評価**	監督上の活動**
不利な情報が監督者からコーディネーターに伝えられる。	グループ全体の構造、財務状況、グループ全体のエクスポージャー及びグループ内エクスポージャーに関する情報の入手可能性は、コーディネーターにより定期的に確認される。	監督者により計画された監督上の活動計画は、コーディネーターに伝えられる。
関連する全ての情報が監督者からコーディネーターに伝えられる。	グループ全体の構造、グループ全体の「大口の」エクスポージャー、グループ内取引及び財務状況に関する主要な情報は、コーディネーターにより保持 (maintained) される。	コーディネーター及び他の監督者により計画された監督上の活動計画は交換される。
コーディネーターは、他の監督者からの質問に答える用意ができています。	グループ全体の構造等に関する主要な情報は、関連する監督者がグループ全体の評価を望む場合には、それらに提供される。	コーディネーターと他の監督者との協議を通じ、監督上の活動の重複が回避される。
コーディネーターは、様々な情報源から情報を入手し、問題が生じる場合には、関連する監督者に主要な情報を提供する。	コーディネーターは主要な分野 (例えば、大口のエクスポージャー、財務状況及びグループ内エクスポージャーなど) の評価を行い、コングロマリット内の規制対象企業に関する問題を全て取り扱う。	コーディネーターは、法定の場合あるいは適切な場合には、企業の海外活動に係るオンサイトの訪問又は検査に参加する。
コーディネーターは、様々な情報源から情報を入手し、関連する監督者に主要な情報を提供する。	コーディネーターは主要な分野 (例えば、大口のエクスポージャー、財務状況及びグループ内エクスポージャーなど) の評価を行い、関連する監督者に潜在的な問題を伝える。	監督上の諸活動に関する計画の調整、並びに法域を横断する深刻な問題が生じる場合の監督上の措置の調整を行う。
コーディネーターは、緊急事態等一定の状況下で、広範な情報のやりとりを円滑にする。	コーディネーターはグループ全体の評価を行い、関連する監督者と分析結果 (observations) について話し合う。	複数の法的主体に横断する業務ライン、又はグローバルなリスク管理若しくは統制機能に関する検討 (reviews) や検査の調整を行う。

**一つのカテゴリの対象項目は、他のカテゴリの対象項目とは関連していない。

コーディネーターの特定を支援するための基礎的項目

監督者がコーディネーターを選ぶ際にとるアプローチとして、例えば、以下のようなものがある。

- ・ コングロマリットが監督対象の銀行、証券会社又は保険会社によって率いられている場合には、その親会社の監督者が通常の場合ではコーディネーターとなるべきである。
- ・ コングロマリットが監督対象の銀行、証券会社又は保険会社によって率いられているが、当該コングロマリットにおいて、例えば、貸借対照表上の資産、収入、所要の支払能力などから見て、支配的な（dominant）規制対象企業が存在する場合には、オプションとして、その支配的な企業の監督者がコーディネーターとなり得る。
- ・ コングロマリットが監督対象の持株会社に率いられている場合には、その持株会社の監督者が通常の場合ではコーディネーターとなるべきである。
- ・ コングロマリットが監督対象の持株会社によって率いられているが、当該コングロマリットにおいて、例えば、貸借対照表上の資産、収入、所要の支払能力などから見て、支配的な規制対象企業が存在する場合には、オプションとして、その支配的な企業の監督者がコーディネーターとなり得る。
- ・ コングロマリットが監督対象以外の持株会社によって率いられている場合には、オプションとして、例えば、貸借対照表上の資産、収入、所要の支払能力などから見て、支配的な規制対象企業の監督者がコーディネーターとなり得る。

「監督者に対するクエスチョネア」

監督者に対するクエスチョネア

はじめに

監督者に対するクエスチョネア（以下「クエスチョネア」という。）は、監督者の目的及び方法に関する情報を収集するためにマッピング・タスク・フォースが作成したものである。ジョイント・フォーラムにおける継続的な作業並びにクエスチョネアを用いて得られた経験は、結果としてその適用範囲を拡大し、監督者の目的・実務をよりよく理解し、金融コングロマリットに関する情報交換のための取決めを容易にするためのより有益なツールとなることにつながり得る。最後に含まれているマトリックスは、質問に対する回答を得るために使われるものである。

クエスチョネアは、各分野のコングロマリットが関係する限りにおいて、コングロマリットがその主体（significant presence）を置いている国で、銀行、証券、保険会社の監督当局によって記入される必要がある。これにより、監督上の構造をコングロマリットの業務の構造と包括的にマッチングさせ、特定の関心や手段が必要な分野を特定させることが可能となる。

I. 監督に関して定められた目的及び目標

II. 法的な権限（legal authority）

A. 免許又は登録に関する権限（authority）の範囲 / 免許・登録の承認（grant）、制限（restricts）又は取消（revoke）を行う能力（ability）

1. 免許・登録の承認、制限又は取消を行う際に考慮される要因（例：自己資本の充実度、組織上の構造、経営陣）
2. 権限・能力が行使され又は行使されないための条件

B. 金融機関の権限（powers）・構造の変化

1. 機関種類別の権限の源（例：銀行、証券会社、保険会社、規制対象企業の関係会社）
2. 新しい活動に対して監督者の承認（approval）を得る必要性。
3. 子会社又は関係会社への投資に対して監督者の承認を得る必要性。
4. 所有権（ownership）・支配権（control）の変更に対して監督者の承認を得る必要性。

C. 機関（institutions）外部監査人、第三者から報告書・情報を徴求する権限

1. 企業・情報源（source）の種類
2. 規制対象企業の関係会社を含む、範囲

D. 情報交換を行う権限

1. 他の監督者又は規制当局
 - a . 銀行、証券会社及び保険会社の監督者
 - b . 国内 v s . 海外
2. 法の執行
3. 通貨当局 (monetary authorities)
4. 他の第三者
5. 職業上の守秘義務

E. オンサイトの訪問を行う権限

1. 企業の種類
2. 調査 (review) の範囲
3. 頻度に関する要件 (frequency requirements)
4. 規制対象企業の関係会社

F. 法執行又は改善措置を行う法令上の権限 (statutory/regulatory authority)

1. 公開開示されているもの (publicly disclosed)
2. 非開示・非公開のもの (undisclosed/non-public)
3. その他の規制当局・監督者に関する法を執行する権限
4. 金融機関の活動を停止させる監督者の権限
5. 他の規制当局に問題を通知する責任
6. 権限が行使され又は行使されないための条件

G. 健全性基準 (prudential standards) を公表する義務・権限

H. 金融業務の高潔性に関する基準 (financial integrity standards) を公表する義務・権限

III . 財務状況を評価するための方法

A. 監視・サーベイランス

1. 監督者に対する定期報告
 - (a) 報告機関 (例 : 規制対象企業のみか、あるいは連結ベースの報告か)
 - (b) 報告書の範囲 (例 : 財務諸表、企業間の資金調達)
 - (c) 報告頻度

(d) 定期報告の一般の入手可能性

2. 作成される監視・サーベイランス報告の種類

- (a) 監視・サーベイランスの対象機関及びその選定方法（例：規制対象機関のみ、あるいは規制対象企業の関係会社も含む）
- (b) 報告書の情報を分析するのに用いられる分析方法の種類（例：比率分析、予測モデル）
- (c) 監視・サーベイランス報告の頻度
- (d) フォローアップの種類（例：経営陣との面接、ターゲットを絞った検査）
- (e) 監視・サーベイランス報告及び分析へのアクセス（例：公開報告、機密報告）

3. 監督者に対する不定期報告

B. オンサイトの検証

1. 基本的情報

- (a) オンサイトの検証の範囲となる（又は範囲外の）金融機関の種類及び選定方法（例：銀行、証券会社、保険会社、規制対象企業の関係会社）
- (b) 機関（個別の国内・国外の企業）へのオンサイトの検証の頻度
- (c) オンサイトの検証を行う職員の資格（例：権限を委任された検査官、会計監査人、市場スペシャリスト、自主規制機関）
- (d) オンサイトの検証の間にレビューされる、条件及びコンプライアンスに関する側面（例：資本、収益、リスク管理、企業間取引）
- (e) リスク管理に関する検査の範囲（例：信用リスク、市場リスク、流動性リスク、決済リスク、保険引受、保険金・準備金リスク、資産リスク、業務リスク、サポート機能のリスク、法律及び規則のコンプライアンス、内部監査）
- (f) 検査の構成要素を評価するためのプロセス及び手続（例：経営陣との面接、ライン職員（line personnel）との面接、取引に関する検証、リスク管理及び評価モデルの検証）

2. オンサイトの検証の成果

- (a) 報告書の種類（例：経営陣へのレター、取締役会に対する完全な報告書）
- (b) 報告書へのアクセス（例：公開報告、機密報告）

C. 外部監査法人・自主規制機関（"SRO"）

- 1. 監査もしくは調査の範囲を定める監督者の能力
- 2. 監督者に対する監査人・SROの法定義務

3. 報告書へのアクセス

- (a) 監督者
- (b) その他

IV. 監督のツール

- A. 健全性規制（例：貸付上限、自己資本の充実度）及び適用範囲（例：規制対象企業のみ、もしくは連結企業）
- B. 監督上の指針（例：リスク管理に関する指針、販売業務（sales practices）に関する指針、検査マニュアル）

V. 健全な実務（sound practices）を推進するためのその他のメカニズム（監督者が促進を図るメカニズム、あるいは純粋に民間のメカニズム）

- A. 行動規範（codes of conduct）
- B. 業界の顧問グループ（industry advisory group）
- C. その他

VI. 監督者間の情報伝達

A. 継続的、定期的な監督者間の情報伝達

- 1. 銀行、証券会社及び保険会社の監督者
- 2. 国内及び国外の監督者
- 3. 情報の種類
- 4. 情報伝達の頻度

B. 定常時以外の状況下における情報伝達

- 1. 銀行、証券会社及び保険会社の監督者
- 2. 国内及び国外の監督者
- 3. 情報の種類
- 4. 情報伝達の頻度

マトリックスの記録

I. 監督に関して定められた目的及び目標

	監督者 1	監督者 2	監督者 3

II. 法的な権限

	監督者 1	監督者 2	監督者 3
A. 免許又は登録に関する権限の範囲			
1. 免許又は登録の承認、制限又は取消を行う際に考慮される要因			
2. 権限又は能力が行使され又は行使されないための条件			
B. 金融機関の権限・構造の変化			
1. 機関種類別の権限の源			
2. 新しい活動に対して承認を得る必要性			
3. 子会社等への投資に対して承認を得る必要性			
4. 所有権・支配権の変更に対して承認を得る必要性			
C. 機関等から報告書・情報を徴求する権限			
1. 企業・情報源の種類			
2. 関係会社を含む、範囲			
D. 情報交換を行う権限			
1. 他の監督者			
a. 銀行、証券会社及び保険会社の監督者			
b. 国内及び国外			
2. 法の執行			
3. 通貨当局			
4. 他の第三者			
5. 職業上の守秘義務			
6. 相互主義等他の条件			
E. オンサイトの訪問を行う権限			
1. 企業の種類			
2. 調査の範囲			
3. 頻度に関する要件			
4. 企業の関係会社			
F. 法執行又は改善措置を行う法令上の権限			
1. 公開開示されているもの			
2. 非開示・非公開のもの			
3. その他の法律を執行する権限			
4. 活動を停止させる権限			

5. 他の者に問題を通知する責任			
6. 権限が行使され又は行使されないための条件			
G. 健全性基準を公表する義務・権限			
H. 金融業務の高潔性に関する基準を公表する義務・権限			

III. 財務状況を評価するための方法

	監督者 1	監督者 2	監督者 3
A. 監視 / サーベイランス			
1. 定期報告			
a. 報告機関			
b. 報告書の範囲			
c. 報告頻度			
d. 一般の入手可能性			
e. 将来予測される変更 (近々予測される報告の要件の変更を説明する)			
2. 監視 / サーベイランス報告の種類			
a. 対象機関及び選定方法			
b. 情報を分析するのに用いられる分析方法の種類			
c. 監視 / サーベイランス報告の頻度			
d. フォローアップの種類			
e. 監視 / サーベイランス報告へのアクセス			
f. サーベイランス / 監視システムの予測・計画された変更			
3. 不定期報告			
B. オンサイトの検証			
1. 基本的情報			
a. オンサイトの検証の対象となる機関の種類と選定方法			
b. オンサイトの検証の頻度			
c. 職員の資格			
d. オンサイトの検証の間にレビューされる、条件及びコンプライアンスに関する側面			
e. リスク管理に関する検査の範囲			
f. 検査の構成要素を評価するためのプロセス及び手続			
g. オンサイトの検証について予測・計画された変更 (その範囲、頻度、内部管理及びリスク管理に関する特定の検査)			
2. オンサイトの検証の成果			
a. 報告書の種類			
b. 報告書へのアクセス			

C . 外部監査法人・独立した保険計理人・SROs			
1 . 監査・調査の範囲を定める監督者の能力			
2 . 監督者に対する監査人・保険計理人・SROの法定義務			
3 . 報告書へのアクセス			
a . 監督者			
b . その他			

IV. 監督のツール

	監督者 1	監督者 2	監督者 3
A . 健全性規制及び適用範囲			
B . 監督上の指針			

V. 健全な実務を推進するためのその他のメカニズム

	監督者 1	監督者 2	監督者 3
A . 行動規範			
B . 業界の顧問グループ			
C . その他			

VI. 監督者間の情報伝達

	監督者 1	監督者 2	監督者 3
A . 継続的、定期的な情報伝達			
1 . 銀行、証券会社及び保険会社の監督者			
2 . 国内及び国外の監督者			
3 . 情報の種類			
4 . 情報伝達の頻度			
B . 定常時以外の状況下における情報伝達			
1 . 銀行、証券会社及び保険会社の監督者			
2 . 国内及び国外の監督者			
3 . 情報の種類			
4 . 情報伝達の頻度			